

平成 22 年度外務省委託調査

国連総会手続規則の事例調査

平成 23 年 3 月

財団法人 平和・安全保障研究所

まえがき

国連総会では合意形成が困難である場合に手続き規則に基づく投票等により決着がはかれることも少なくなく、そのような場合、手続き規則に精通し、これを駆使して議事進行を自国に有利な方向で動かすことに長けた国も少なくない。我が国としても、我が国の掲げる外交政策や理念に適った形での意思決定方式を確保するためにも、総会の手続き規則の実例についての知識を蓄積することが重要である。

この度、平和・安全保障研究所では国際機構や国際法、国際政治に詳しい研究者、実務経験者の調査グループを編成して、同規則の条文や条文の解説、適用事例も含めた報告書を作成した。本報告所が、我が国の国連における外交目標の実現にとどまらず、外交力の長期的な向上にも資することを願っている。

平成 23 年 3 月

財団法人 平和・安全保障研究所
会 長 秋 草 直 之

目次

I. 総括	1
1. 総会の意義	1
2. 総会手続規則について	2
3. 総会における審議	2
4. 本件調査の調査対象	4
II. 国連総会の手続規則を考察する上での概念的枠組み	8
1. 国連による意思決定の意義と手続規則の位置付け	8
2. 意思決定手続の諸要素と総会手続規則	8
(1) 意思決定過程の構造	8
(2) 定足数	9
(3) 採択の意義	9
(4) 採択の手続—表決採択とコンセンサス採択	10
(5) 表決によらない採択手続—コンセンサス採択	10
(6) 表決による採択手続—全会一致制と多数決制	11
(7) 全会一致制	11
(8) 多数決制	12
(9) 多数決による表決手続の要素 その1: 表決力 (voting power)	13
(10) 多数決による表決手続の要素 その2: 多数決要件 (majority requirements)	14
III. 手続き規則およびその事例	16
1. 通常会期における議事日程の決定・一般委員会関連	16
2. 特別会期・緊急特別会期の開催	25
3. 発言権をめぐる規定	32
4. ポイントオブオーダー	37
5. 動議 (Motion)	69
6. 決議案・修正案の提出	79
7. 他国が提出する決議案等内容に変更を加えようとする行為の選択肢及び処理方法	88
8. 投票	106
9. 選挙	138

IV 国際連合総会・手続規則条文.....	149
V 参考文献リスト	192

<執筆分担>

- I. 望月康恵（関西学院大学教授）
- II. 渡部茂己（常磐大学教授）
- III. 1. ～ 2. 滝澤美佐子（桜美林大学教授）
3. ～ 5. 望月康恵
6. ～ 7. 吉村祥子（関西学院大学教授）
8. 丸山政己（山形大学専任講師）、敦賀和外（大阪大学特任准教授）
9. 丸山政己
- IV. 国連広報センターHPより許可を得て掲載

I. 総括

1. 総会の意義

国際連合（国連）の総会は、国連の一主要機関であり、国連のすべての加盟国により構成される（国連憲章第 9 条）。総会は、「この憲章の範囲内にある問題若しくは事項又はこの憲章に規定する機関の権限及び任務に関する問題若しくは事項を討議」し、安全保障理事会（安保理）がその任務を遂行している場合（憲章第 12 条 1）を除いて、国連加盟国や安保理、または両者に対して勧告を行うことができる（憲章第 10 条）。つまり、総会は、国連憲章の範囲内にある、ほぼすべての問題や事項、憲章に規定する機関の権限と任務に関する問題や事項について審議し勧告できる。総会ではまた意思決定方式として、一国一票制度を採用する（憲章第 18 条 1）。即ち、総会は、構成において最も代表性が高く、また意思決定手続の上でも、国連憲章の主権平等原則（憲章第 2 条 1）を最も体现した国連の一機関であり、総会で審議され採択された決議は国際社会の総意としての意義を持つ。

総会において審議され採択された決議は、国際法上は加盟国に対する勧告であるが、実質的な意義を持つものも少なくない。国連の内部組織や運営、予算等に関する決定事項は国連の組織を拘束し、国家は国連の加盟国としてそれに従う。また総会での議論を通じて、国連の組織や活動、国連の組織としての政策や方針も決定される。総会で決められる国連の行動や政策の指針は、加盟国の活動や政策にも影響する。国連総会によって設立された補助機関（憲章第 22 条）は自律的に活動を行う。さらに総会で採択された宣言は、国際社会の規範として発展し国連の活動に用いられ加盟国においても尊重される。総会での審議の過程や内容は、安保理と比較して注目を浴びることが少ないものの、実際には総会は国連の組織や活動について実質的な決定を行い、それはすべての加盟国に対して効果を有する。

国連の加盟国は、総会での審議や決議の採択による国連の目的の遂行に合致する形で、各国の外交上の利益関心の実現を試みる。総会の議事運営の基礎となる手続規則は、総会自身によって採択され（憲章第 21 条）、慣行を加えつつ発展してきた。総会における審議の過程や決議採択への積極的な参加と、その過程におけるイニシアチブの発揮は、すべての国連加盟国にとって外交上重要な意味を持つ。

国連総会における意思決定は、手続規則と、総会の組織事項や議事の各論等について個別に採択された決議等の関連文書に基づいて行われている。手続規則の条文規定を知り、その援用、適用について過去の事例を参照としつつ理解を深めることは、日本が国連の加

盟国として国連の目的を達成すべく貢献するために、また総会を通じて日本の外交を押し進めていくうえでも重要である。加えて、総会において審議され形成される国際社会の規範や原則は、日本を含むすべての社会の発展にも意義を有するといえよう。

2. 総会手続規則について

国連総会の手続規則は、国連第2回会期において、決議173として採択され、1948年1月1日に発効した。手続規則は必要に応じてこれまでに計17回の改正がなされ、現在では163規則によりなる¹。この間総会は、総会の作業方法および手続に関する特別委員会等を設立して総会の手続きの再検討や合理化作業を何度か行っており、こうした作業の結果採択された勧告等は、手続規則の付属文書として規則本体に添付され、個別規則の適用における具体的指針等を示すなど、規則本体と一体として運用されている。現在では手続規則に9の付属文書がある。

3. 総会における審議

総会で審議される事項の中では、勧告機能を超える一定の法的拘束力を持つ決定権限があるものもある。本調査では必ずしも重点的に扱っていないが、重要であることを指摘しておく。

・議題の決定

総会で論じられる議題は、国際社会における諸問題を反映する。討論、決議の採択を通じて国際社会の総意が形成されていくとも考えられる。

・総会における国家（政府）の代表性の決定

信任状の受理により、総会において加盟国を正式に代表する主体を決定する。信任状の受理は、国際法上の政府承認の行為とは異なるものの、総会での審議、決定過程に正式に参加する政府の代表を確定する重要な事項である。また、中国代表権問題や欧州連合（EU）の代表性の事項からも明らかなように、総会での審議、決定過程への参加は、国際機構の活動における主体の権限の問題をも生じさせる。

・予算の決定

総会は、国連予算に対する加盟国の拠出金の分担率の交渉、決定を行う場である。通常

¹ A/520/Rev.17.

http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/520/rev.17&Lang=E

予算は、国連の組織の運営、活動に充当される。また平和維持活動（PKO）の予算も、通常予算の加盟国の分担率と連動して分担率が決定され、加盟国の義務的な拠出となっている。分担金の未払いは総会での投票権の喪失をもたらす（憲章第 19 条）²。

- ・理事会の理事国の選挙、判事選挙

安保理の非常任理事国、経済社会理事会の理事国、人権理事会の理事国の決定は、各理事会の審議や意思決定に参加する加盟国を決定する重要なプロセスとなる。国際司法裁判所の判事選挙は、安保理と総会において別個にしかし同時に行われ、選出された候補者が合致することが求められる。またアドホック裁判所（旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所、ルワンダ国際刑事裁判所）の判事については、加盟国の指名に基づいて安保理が候補者リストを作成し、それに基づいて総会が選出する。これら裁判所の判事の選出は、国際法の解釈、適用に直接に関与する専門家を決定することになる。

- ・国連憲章の改正

憲章第 108 条に規定される通り、国連憲章への改正は総会の構成国の 3 分の 2 の多数によって採択される必要があり、これに加えて安保理の全常任理事国を含む加盟国の 3 分の 2 の批准が必要である。先例としては、1963 年の改正（1965 年発効）の例がある。総会における決定なしでは、憲章改正は実現し得ない。

- ・実践上の意義

一方、上記のような拘束力ある決定を行い得る事項はむしろ少数であり、総会の決議の効果は多くの場合勧告に止まり、実際の問題の解決に実質的に影響しないものすらある。しかしながら、そのことは、加盟国が総会における審議に見出す重要性と注ぎ込むエネルギーを減じることにはつながっていない。何故ならば、本調査の他の部分でも述べる通り、総会があらゆる問題について審議することが可能であることを利用して、各加盟国は、自国にとって死活的利益を有する問題を総会に持ち込み、自国の立場に対する各国の支持を得ようとし、或いは対立する加盟国の立場の非を明らかにしようとするからである（或いは、対立する加盟国によって持ち込まれた案件の文脈で自国の利益の死守を試みる）。その問題について、総会が何が出来るかというよりも、審議する個別問題そのものの、関係加盟国にとっての重要性が、加盟国を動かしている面があることを絶えず認識する必要がある

²他方で、国連総会は、一定の条件の下で加盟国の未払いにも猶予を与えており、加盟国は投票権を維持できる。また加盟国が投票できない状況での決議の採択は、重要問題について決議が採択されにくい状況を生じさせることになり、望ましい状況ではない。

る。実際、総会における多くの白熱した審議・交渉は、法的拘束力がないにも拘わらず、関係国にとってきわめて重要な問題について行われていることも決して少なくない。

4. 本件調査の調査対象

本件調査では、国連総会の手続規則が規定している事項のうち、問題を提起してから実際の審議を経て投票・決定に至る一連の手続きを中心に、調査項目を選択的に設定している。従って、手続規則の全内容に関する網羅的な調査とはなっていない³。また、一部主要委員会の事例を扱っているものの、基本的には本会議における規則と審議事例を対象とする。具体的には、以下のような事項を中心に、各手続きの概観と事例調査を行った。第三章以下の各論と多少重複するも、以下に各項目の概略を簡潔に記し、個別調査への導入としたい。

・議事日程の設定、採択

総会では毎年議事日程を審議する。総会の下部機関である一般委員会（General Committee）が仮議事日程を審議し総会に勧告を行う。一般委員会の構成は、総会議長 1 名、副議長 21 名および 6 の主要委員会の各議長によって構成される。副議長には安保理の常任理事国が含まれる。

・通常会期・特別会期・緊急特別会期

総会の通常会期は、毎年 9 月の第三週目の火曜日より開始される。会期は、議長の選出、議事日程、議題項目の決定、各国代表による一般討論、各議題項目の討論、決議の採択という概ねのプロセスで行われる。

一般に、総会本会議での討論に先立ち、6 の主要委員会において関連する議題が討論され決議の採択が行われる。委員会での討論、決定を経て、本会議での討論、決議の採択が行われる⁴。

主要委員会は以下のとおりである（規則 98）。

軍縮・国際安全保障委員会（第一委員会）

特別政治・非植民地化委員会（第四委員会）

³ 例えば、審議の前段階の問題として、議長その他会議の委員の選出や、総会において、「誰」が「何」を代表して審議に参加するののかという代表権や信任状、オブザーバーの地位等に関する問題は、事例数は比較的多いものの、今次調査では独立の調査項目とはしていない。

⁴ 主要委員会に配分されずに、本会議で直接扱われる案件もある。

経済財政委員会（第二委員会）

社会人道文化委員会（第三委員会）

行政予算委員会（第五委員会）

法律委員会（第六委員会）

主要委員会がこのような順序で規定されているのは以下の理由による。1947年に設立されたパレスチナ問題を扱う7つ目の委員会（番号は与えられなかった）は、第一委員会の後に置かれていた。1956年に同委員会は常設の「特別政治委員会」となり、1993年には、非植民地化問題の減少によって仕事の少なくなった第四委員会「信託統治委員会（非自治地域を含む）」に吸収統合された。その際に、特別政治委員会の位置に第四委員会が置かれることになったのである⁵。

総会の本会議は、構成国の3分の1の出席により開会され討議を行うことができる。決定には構成国の過半数の出席が必要となる。総会は、特別会期や緊急特別会期を開催することもできる。特別会期は、安保理からの要請または国連加盟国の過半数の要請に基づいて開催される。緊急特別会期は総会決議377(A)「平和のための結集決議」（1950年11月3日）に基づいて開催される。これまで特別会期は28回、緊急特別総会は10回開催されている。（2011年3月現在）

・各国による発言

各代表は、総会において、議長の事前の許可を受けることなく発言することはできない。討論において発言を希望する代表は、所定の時間内に発言者リストに登録を行い発言の機会を得る。ただし、討議中であればポイントオブオーダーを提起し、議長の裁定に異議を申し立てることができる。またリストの締切後に、議長は代表に対して答弁権を与えることができる。

・討論・会合の停止・延期

代表はいかなる事項の討議中にも、討議中の議題に対する討論の延期や終結の動議を提出することができる。討論の延期が動議された場合には、動議の提案者に加えて、動議への賛成または反対する各2名、計4名の代表が発言することができる。討論の終結が動議された場合には、終結に反対する2名に限り発言できる。その後、動議は直ちに投票される。代表はまた、いかなる事項の討議中にも会合の停止・延期の動議を提出できる。この

⁵ M.J. Peterson, *The UN General Assembly*, Routledge, 2006, p.59.

動議は討論されずに直ちに採択される。

・決議案の提出、修正、再審議

会議での議題項目の審議は、討論に引き続き、代表からの提案すなわち決議案の採択をもって終了する。決議案は代表あるいは議長により用意される。決議案は他の国がスポンサー（共同提案国）となる場合もあり、スポンサー国の名前も決議案に記される。決議案は書面で事務総長に対して提出され、その複写が各代表に配布される。原則として、いかなる提案も複写が会合の前日までに全ての代表団に配布されない限り、討議または投票してはならない。修正や手続に関しては、代表による動議の提出によってなされ、書面で配布されていない場合や当日に配布された場合、あるいは当日に口頭で提出された場合であっても、討論や審議がなされる。決議案は投票が終了した場合には、その結果にかかわらず、同会期では再審議を行うことができない。ただし例外的に、総会が、出席または投票を行う構成国の3分の2の多数により再審議を決定する場合にはこの限りではない。

・総会での決定

総会での決議の採択方法は、投票である。近年、多くの決議は、投票を行わないコンセンサスによって採択される慣行となっているが、加盟国からの要請があった場合には、投票が行われる。重要問題に関する総会の決定は、出席しかつ投票する構成国の3分の2、それ以外は過半数の採択（単純多数決）によって行われる。「出席しかつ投票する構成国」とは、賛成票または反対票を投じた構成国であり、投票を棄権した国は投票を行わなかったものとみなされる。

重要問題とは、国際の平和および安全の維持に関する勧告、安保理の非常任理事国の選挙、経済社会理事国の選挙、新加盟国の国連への加盟承認、加盟国としての権利と特権の停止、加盟国の除名、予算問題である（国連憲章第18条2項）。またその他の問題に関する決定は、3分の2の多数によって決定されるべき問題の新しい部類の決定を含めて、出席しかつ投票する構成国の過半数によって行われる（憲章第18条3項）。一般的に3分の2の多数決による表決は、本会議においてのみ用いられ、委員会での採択は、コンセンサスまたは単純多数決である⁶。

⁶ 1998年には、安保理の構成員の増加および関連事項に関しては、総会の加盟国の少なくとも3分の2の賛成が必要であるとの決議が、総会においてコンセンサスで採択された。A/RES/53/30, 1 December 1998。この決議においては、「総会の加盟国の少なくとも3分の2」の賛成が必要と定められており、したがって、2011年3月時点の加盟国数192カ国の場合、128カ国の賛成が必要となる。これは通常为国連総会で表決手続である、「出席しか

選挙以外の事項で投票が可否同数である場合には、1回目の投票の後 48 時間以内に開催される次の会合で 2 回目の投票を行うものとし、それについて議事日程に明示されなければならない。この投票において可否同数であった場合には、当該提案は否決とみなされる。

・選挙における投票手順

選挙は秘密投票(secret ballot)により行われる。1人または1国を選挙する場合、候補者が1回目の投票で必要な過半数を獲得しなかった場合には、最高票数を得た2人の候補者に限定して、2回目の投票が行われる。2回目の投票において得票が同数で、かつ過半数が必要な場合には、議長はくじ引きによっていずれかを決定する。3分の2の多数決が必要な場合には、1人の候補者が3分の2を獲得するまで行われる。選挙により補充されるべき2以上の議席がある時には、最初の投票において過半数を獲得した候補者が当選する。過半数を得た候補者の数が選挙されるべき人や加盟国の数に満たない場合には、残りの議席を補充するために追加投票が行われる。

つ投票する」との要件よりも厳しい条件となっている。A/53/PV.66 23 November 1998.

II. 国連総会の手続規則を考察する上での概念的枠組み

1 国連による意思決定の意義と手続規則の位置付け

国連をはじめとする国際機構がその機能を遂行するにはいかなる機能であれ、その機関における意思決定を要する。国際機構においては、意思決定それ自体が最も重要な機能(活動)であるとの指摘もある⁷。とりわけ国連総会がそうである。理事国や国際司法裁判所判事の選出、予算や分担率の決定、加盟国の地位に関する決定など、内部の事項に関する決定を除き、決議自体には直接の拘束力はないが、とりわけ近年、環境や人権分野における重要な多数国間条約を採択していることは特筆すべき点である。国連総会の意思決定の役割が国際社会の秩序形成との関わりで期待されるのは、採択する諸条約だけではなく、国連加盟国の増加などに伴う「国連憲章」それ自体の改正の場合も含まれる。

意思決定の要素には、国連や国際機構に限らず複数の構成員を有する合議体一般に共通する原則的要素と、国連に特有の問題とがある。国連等に特有の意思決定プロセスとしてはいわゆる拒否権とコンセンサス手続が代表的なものである。拒否権は公式の手続としては安全保障理事会に特有の手続であるから、本報告書では扱わない。国内外の各機関にはそれぞれの手続規則が定められており、国連の各主要機関もそれぞれ有している。しかし、第1に、合議体の意思決定の原則として、共通する要素を含んだ規定となっており、また規定の解釈においても第一義的には共通の原則に沿ったものとなる。そのことによって、重要な意思決定がなされた際にも、それが合議体の意思であるとの各国の同意が得られることになる。第2に、それぞれの国際機構や機関によって、長年のプラクティスの積み重ねがあり、それも手続規則の実質的な一部となっている。むしろ、諸条約等に比較して、内部の規則規範に過ぎない手続規則については現実の実行がより一層重要な意味を持つ。そこに本調査の意義がある。

2. 意思決定手続の諸要素と総会手続規則

(1) 意思決定過程の構造

複数の構成員からなる合議体一般に共通する意思決定過程の構造は、意思決定に参加する主体(国家、NGO、国際機構、個人)についての問題と、意思決定を有効に行うための手続(意思決定手続)に関する問題の二つの側面からなる。前者は、第1に、いかなる存

⁷ Schermers, H.G., *International Institutional Law*, Sijthoff and Noordhoff, 1980, p.362.

在が当該機関の構成要素となりうるか（国家、NGO、国際機構、個人）についての検討と、第 2 に、全加盟国の中から当該機関の構成員を選出するための制度（または全加盟国による機関か）についての検討とを必要とする。

後者は、各代表に割り当てられる「表決力 (voting power)」（量的に表されたものは票数）の問題と、「決定の方式」（たとえば、多数決か全会一致か）の問題が含まれる。すなわち、意思決定が有効になされるための何らかの一定の「手続」である。国際機構に特有の意思決定に関わる主要な問題は、意思決定に参加する主体、意思決定の手続および採択された決議の法的効果の三つの局面に整理することができる。本調査は、総会手続規則に基づく、意思決定の手続に主眼を置いたものである。

（2）定足数

意思決定を有効になすためには、第 1 に、「定足数」を満たす構成員の出席を必要とする。定足数は、通常、機関の構成員数の 3 分の 1 または過半数である。国連総会は、やや特殊な定足数を採用しており、会議を開会し討議を始めるためには「総会構成国の少なくとも 3 の 1」の出席、意思決定をなす場合には「構成国の過半数」の出席が必要とされている（規則 67）。

（3）採択の意義

意思決定を有効なものとする第 2 の要素は、何らかの決議案または条約案などの形式で、国連総会などの意思決定権者（意思決定権限のある機関）が、適切な（採択）手続に従って行う、合意の形成（成文による自己の意思の明確化）である。国連総会決議は、表決であれ、コンセンサスによってであれ、「採択」されることで有効な、国連の意思となる。なお、総会手続規則において、総会による決議等の「採択」についての明示的言及がなされているのは以下の通りである。規則 44 「一般委員会は、総会が採択した決議を、その内容ではなく形式を変更する訂正を行うことができる」、規則 59 「総会によって採択された決議」、規則 79 「総会が、提出された提案を採択する権能を有するかどうかについての決定」、規則 81 「提案は、採択され、又は否決された場合」、規則 90 「修正の採択が必然的に他の修正の否決を意味する場合」、規則 99 「作業計画を採択」、規則 121 「委員会に提出された提案を採択する権能を有するかどうかについての決定」、等。

(4) 採択の手続—表決採択とコンセンサス採択

国連の各機関は国連憲章および各手続規則により、最終的に意思決定を下す手続、すなわち決議等の採択手続は、表決によることが規定されている。しかし、実際には表決によらない採択手続（すなわち、コンセンサス採択）がかなり頻繁に用いられる⁸。国連外まで視点を広げると、一般に表決による採択手続は、さらに全会一致制と多数決制に二分される。

表決の場合、投票に代表されるものの、狭義での投票に限定されず、点呼、起立、挙手、発声などの様々な方式を含めて、“voting”（表決）と呼ばれる。“voting”（表決）のなかで、選挙の際の秘密投票の場合には“ballot”（投票）と呼ぶ。元来、投票用紙やボールを用いて、無記名で、誰が投票したのか不明な形での投票である。手続規則では、規則 88「秘密投票」をはじめとして、規則 92、93、94、103、128、132、141、151 において、選挙などの秘密投票の際にのみ用いられている。一般的にもまた手続規則においても、挙手または起立などによる表決(voting)の場合には、「投票(ballot)」とは呼ばない。

(5) 表決によらない採択手続—コンセンサス採択

国連をはじめ世界銀行や OECD など、主要な国際機構での意思決定は、多くの場合、「コンセンサス採択」あるいは「意思決定手続としてのコンセンサス」と呼ばれる手続によって行われている。これは法的意義のコンセンサスあるいは形式的コンセンサスとも言われるものであって、一般的に実際に合意が存在するという意味のコンセンサスとは異なる。実際に合意が存在する場合には、政治的意義のコンセンサスあるいは実質的コンセンサスがあると表現される。実質的コンセンサス、真のコンセンサスすなわち政治的意義のコンセンサスが全構成国間に存在する場合に投票を行えば、全会一致となるであろう。それは、採択手続としては表決手続によったものであって、コンセンサス採択ではないことに注意しなければならない。

意思決定手続としてのコンセンサスは、表決を行わずに採択するという概念であり、無投票採択と形式的区別はない。この場合の無投票採択とは、いわゆる投票のほか起立や発声などの一切の個別的意思表示を行わないことを意味する。他方、異議なし、などの「発声」によって採択が行われたもので全会一致として扱われた場合は、表決手続によった採択であってコンセンサスとは異なる。表決を一切しない(without voting)場合がコンセンサス

⁸ 渡部茂己「コンセンサス決議の国際法上の意義」『法学紀要』第 27 卷、1986 年。

ス採択(by consensus)である。すなわちコンセンサス採択とは、表決によらない採択手続のことをいう。

言い換えれば、政治的意義のコンセンサスが、加盟国間に実際に合意がある(真のコンセンサス)かないかのレベルの概念であるのに対し、法的意義のコンセンサスは、加盟国間に実質的な合意があろうとなかろうと、採択する局面でどのような手続をとったかというレベルにおける概念なのである。ところで、実際に真のコンセンサス、積極的合意が存在する場合であれば、表決による採択がなされることに(たとえば全会一致と記録されることに)各国の抵抗はない。国連総会等でコンセンサス採択が用いられるのは、実際には真のコンセンサス、積極的合意が存在するとは言えない状況でもなお、決議等が採択される自体には敢えて反対はしない、という状況が想定される。すなわち、仮に表決が行われるとするならば、反対せざるを得ないという場合も考えられる。

したがって、コンセンサス採択の場合には、公式の会合が行われる前に、議長案などの形で決議等を準備するための、政治的な主に非公式協議のプロセスでの原案作成が重要な役割を果たすことになる。

(6) 表決による採択手続—全会一致制と多数決制

前述のコンセンサス採択ができなかった場合においては、本会議や委員会の公式会合の場で表決手続によって決議等の採択がなされることになる。表決手続としては、国連においては、総会やその委員会においても各理事会においても多数決制が採用されているし、今日では国連に限らず、地域的な国際機構を除いて、多数決制が一般的に採用されている。本調査は、総会における多数決制を基礎とした採択手続を取り扱うが、たとえば国連安全保障理事会のいわゆる拒否権制度については、常任理事国間においてのみ全会一致制が維持されているという考え方もある。ここではまず、国際社会における全会一致制と多数決制の意義を概観してみる。

(7) 全会一致制

国内社会では古くから多数決が採用されてきたのに対し、国際社会における国際会議や国際機構での意思決定は、伝統的に全会一致(unanimity)でなされてきた。この全会一致の原則は、国家は主権を有するがゆえに、あるいは平等の地位を有するがゆえに、自己の意思に反してはいかなる義務をも課せられることがない、という国家主権の本質と結びつ

いたものだからである。この全会一致の原則は、厳密には、2つの異なる意味をもつ。すなわち、「いかなる国もみずからの意に反して拘束されない」という意味の場合と、「決議の成立にすべての国の賛成を要する」という意味の場合に分けられる⁹。前者は、いわゆる「合意の原則」(pacta sunt servanda)の問題であり、国際機構との関係ではその設立時に機能する原理である。ただし、一旦設立された国際機構の基本条約の修正については、たとえば国連では、多数決が採用されている。後者は「表決制度上の全会一致」であり、国際機構の内部における手続として機能するものである(国際連盟規約第5条)。一般に、全会一致の原則(principle of unanimity)という場合は、この意味で用いられる。表決制度上、全会一致を採用するか多数決制を採用するかに関しては、合意の原則に基づいて決定される。歴史的発展としては、国際連盟が十分に機能しなかった原因のひとつに全会一致を原則とする意思決定手続の採用があったことを踏まえて、国連においては多数決制が採用されている。

(8) 多数決制

表決手続として全会一致制が採用されていれば、原則としては、自国に不利な決定に拘束されるおそれ(あるいは自国に不利な勧告や非難決議の成立するおそれ)はない。しかし、多数決制においては、反対する国家が1カ国以上あっても決定ないし決議が成立することになるため、表決制度の如何は非常に重要な問題となる。各国家は自国の意思に反する決定ないし決議が採択されることをなるべく最小限度に抑えようとするため、特に重要事項になる程、様々の要件(特別多数決、拒否権、加重票等)の付随した多数決制が採用されることになる。

多数決制は、古代ギリシアにおいて既にその萌芽が見られる。しかし、それが国際社会で一般的に用いられるようになったのは、国連創設後であり、比較的最近のことである。最近まで多数決制が一般的にならなかったのは、多数決がある団体または社会内での様々の主張を統合しようとする手続であるため、国際社会に多数決が導入されるためには、少なくともある程度の国際社会の組織化が前提となるからである。

多数決制においては、各構成員へ割り当てられる「表決力(voting power)」(数量的に表されたものは票数)と、総投票数の過半数によるかあるいは3分の2等のより厳格な要件

⁹ 内田久司「国際組織の表決」寺沢一・山本草二編『国際法の基礎』青林書院新社、1979年、174頁。

が課されているのかといった問題である「多数決要件 (majority requirements)」の 2 つの要素をもつ。

(9) 多数決による表決手続の要素 その 1 : 表決力 (voting power) ¹⁰

表決力は、いわゆる「集票力」ではなく、投票する権利を意味する「投票権」とも異なる。表決力は、基本条約や手続規則などの組織法上で各構成員が有する票数のことである。ただし、安全保障理事会の拒否権のように数的には 1 票でも質的なパワーが異なるものも含まれる。

手続規則における“voting”の邦訳については、本調査では便宜上、すべて「投票」に統一するが、一般的には、“(a) vote (s)” と名詞や文章中での動詞として使われる場合は「票」または「投票する」と訳され、“voting”と動名詞のような形で使われる場合には「表決」と訳されることが多いようである。以下に示すように、国連憲章第 18 条の“voting”の公定訳も「表決」とされている(便宜的な条文見出しとは異なる。条約集によっては、便宜的な条文見出しとして第 18 条の次に「表決手続」等と付しているものもあるがそれは別のものである)。また、国連憲章を直接引用している、手続規則 82 の、「voting rights(表決権)」と「one vote (一票)」の違いも参考になる。

国連憲章の条文

表決 (Voting)

第 18 条

総会の各構成国は、1 個の投票権(one vote)を有する

総会手続規則

表決 (Voting)

表決権(Voting rights)

規則 82

[規則 82、83 及び 85 は憲章第 18 条の 3 つの項の文言通り。]

総会の各構成国は、1 個の投票権(one vote)を有する。

¹⁰ 世界銀行の年次報告書等の場合には、これを「票数」と意識するほうが分かりやすい。

なお、手続規則 82 の “Voting rights” は、当該規則が引用している憲章第 18 条の “Voting” が「表決」と訳されていることと、既述の「投票権」との意味の違いから「表決権」とするのが正確な邦訳語であろう。しかし、原語と邦訳の統一性を重視して、本調査では、前述のように統一した訳語を用いることとした。

表決力の要素による表決手続の分類として、国連などが採用する手続である、各国に 1 票ずつ割り当てて一国一票制（各国同数票制）¹¹と、IMF や世界銀行などのように、何らかの正当な基準によって各国毎に異なる票数(加重票)を割り当てて加重表決制¹²がある。

(10) 多数決による表決手続の要素 その 2：多数決要件 (majority requirements)

多数決制の第 2 の要素は、多数決による決議採択に必要な票数を割合または絶対数で定める「多数決要件」である。多数決要件の要素による表決手続の分類として、単純多数決と、特別多数決の 2 つに大きく分けられる。そのほか、特定多数決による場合がある。これは、特別多数決の一類型と考えることができる。

(a) 単純多数決

一般に「投票の過半数の賛成により決議が成立する」場合を「単純多数決」、過半数を越える割合の多数票を要件とするものを「特別多数決」と呼称する。この過半数またはそれを越える割合の算出の基準は、「出席し且つ投票する」構成国、すなわち欠席、棄権は除外される、とするのが通常である（たとえば、国連憲章第 18 条、**手続規則 86**）。しかし、出席か欠席か、あるいは、投票の有無にかかわらず、すべての構成国（構成員）を算出の基準として単純多数決や特別多数決を設定することもある（例、国連憲章第 108 条、ICAO 条約第 52 条、「米州機構 (OAS)」憲章第 56 条、57 条）。今日の国際機構では、重要問題等を除き、単純多数決を原則とするものが多い。たとえば国連では総会（憲章第 18 条、**手続規則 85**）、経済社会理事会（第 67 条）、信託統治理事会（第 89 条）、国際司法裁判所（規程第 55 条）等。

¹¹一国一票制は、すべての構成国に等しい票数が与えられることに意味があるので、それが 1 票である必要はない。したがって、厳密には「各国同数票制」と呼称するべきであろう。ILO の例がそうである。

¹²加重「表決制」は、量的に（すなわち票数に）相対性をもたせる場合には、「加重票制」と呼ぶことも可能であり、「一国一票制」とも対応する。量的には同じ 1 票でも質的に相対性をもたせる場合もある。安全保障理事会におけるいわゆる「拒否権」制度が代表的な例である。

(b) 特別多数決

過半数を越える多数票を決定のための要件とする」特別多数決は、必要に応じて種々の割合が設定されている。最も多く見られるのは、3分の2（国連憲章第18条2項、108条、ILO憲章第19条）である。さらに高率の多数決要件として、4分の3（WIPO条約第6条3項）、5分の4（ICAO条約第93条）等があり、加重表決制の下では、総投票権数の70パーセント（IMF協定第5条、12条、15条等）や85パーセント（IMF協定第3条、4条、5条、28条等）という例もある。業務の迅速な処理が優先される場合などには単純多数決を用い、加盟国間に十分な合意形成(共通意思)が要求される重要問題になるほど、高率の多数決要件が用いられる。また、特別多数決は、決議のもつ効果により大きな権威を与え、各国の遵守を導くという面でも、多数決制のもつ欠点を補うことになる。したがって、特別多数決は、通常、加盟、財政、条約の採択（対外的事項）、一定の選挙等の事項の決議に関して用いられる。また、加重表決制を用いる場合には特別多数決を採用するケースが多い。

(c) 特定多数決

特別多数決の中で、多数決要件を投票数に対する割合として設定するものではなく、「構成国数または票数の絶対数を要件として設定している」ものを「特定多数決」と呼ぶこともできる。特定多数決には、絶対数で規定するもの、と、全構成国を基準とする多数決が含まれる。後者は、基本文書の改正等に多く用いられる。全構成国(加盟国)数は特定されているため、必要な票数も絶対数となるので特定多数決の一種と考えておきたい。

例としては、たとえば、安全保障理事会においては、15カ国中の9カ国（国連憲章第27条2項）の賛成投票によって決定が行われる。そのほかEU理事会などで採用されている。本報告書で後述されるが、国連憲章改正案の採択については、国連憲章第108条において、「この憲章の改正は、総会の構成国の3分の2の多数で採択され」なければならないとされている。これは、憲章改正の効力が発生するためには、総会で採択された後に、「(安全保障理事会のすべての常任理事国を含む)国際連合加盟国の3分の2によって」批准されなければならないからである。

Ⅲ. 手続き規則およびその事例

1. 通常会期における議事日程の決定・一般委員会関連

(1) 通常会期における議事日程の決定

仮議事日程

規則 12

通常会期の仮議事日程は、事務総長により作成され、当該会期の開会日の少なくとも 60 日前までに国際連合加盟国に通報されるものとする。

規則 13

通常会期の仮議事日程には、次のものを掲載するものとする。

- (a) 国際連合の事業に関する事務総長の報告
- (b) 安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所、総会の補助機関及び各専門機関（既存の協定に基づいて報告が要求される場合）からの報告
- (c) 前会期において総会が掲載を命じたすべての議題項目
- (d) 国際連合の他の主要機関が提案したすべての議題項目
- (e) 国際連合のいずれかの加盟国が提案したすべての議題項目 [附属文書 IV18 項及び附属文書 IV2 項を参照。]
- (f) 次の会計年度の予算及び前会計年度の決算報告に関するすべての議題項目
- (g) 事務総長が総会への提案を日地羽陽と認めるすべての議題項目
- (h) 国際連合の加盟国でない国が憲章第 35 条第 2 項に基づいて提案したすべての議題項目

補足議題項目

規則 14

国際連合のいずれかの加盟国若しくは主要機関又は事務総長は、通常会期の開会日として定められた日の少なくとも 30 日前までに、議事日程に補足議題項目を含めることを要請することができる。この議題項目は、補足リストに掲載されるものとし、その補足リストは、当該会期の開会日の少なくとも 20 日前までに加盟国に通報されるものとする。

追加議題項目

規則 15

[序文 7 項および 25 項を参照。また附属文書 IV18 および 24 項を参照]

重要かつ緊急性を有する追加議題項目で、通常会期の開会日前 30 日以内に又は通常会期の開催中に議事日程に含めるように提案されたものは、出席しかつ投票する加盟国の過半数

による総会の決定があるときは、議事日程に加えることができる。追加議題項目は、出席しかつ投票する加盟国の3分の2の多数により総会が他の決定をしない限り、その議題項目が議事日程に加えられてから7日を経過するまで、かつ委員会が当該問題について報告を行うまでは、審議されない。

解説

ア. 議事日程 (Agenda) とは、複数の議題項目 (an item of the agenda) から成る、総会各会期における審議されるべき事項 (things to be done) の集合名詞である¹³。

議事日程には主に、1) 仮議事日程 (Provisional Agenda; 規則 13; 通常 A/会期番号/150) に含まれる議題項目案に、2) 補足議題項目 (Supplementary items; 規則 14; 通常 A/会期番号/200) および 3) 追加議題項目 (Additional items; 規則 15; 通常提案文書に個別に文書番号を付与される) を追加したものから構成される。仮議事日程 (規則 13) には、会期 60 日前の時点で、従来決議における指定等の結果として自動的に該当会期の議事日程に含まれることになっている項目が掲載される。一方、会期毎に個別に加盟国から提案される議事項目については、提案される期限に応じて、補足議題項目リスト (30 日以上前, 規則 14) 又は追加議事項目 (30 日以下, 規則 15) として扱われる。一般委員会の勧告を踏まえて総会が承認した正式な議事日程は、A/会期番号/251 として発行される。

イ. 議事日程 (Agenda) は、国連憲章第 10 条の規定にもとづけば、憲章の範囲内にあるすべての問題を含むことができる。実際の慣行上、ほとんどすべての問題を議題項目として含める方針 (オープン・アジェンダ) がとられている¹⁴。総会手続規則上も、含まれるべき議題項目について、具体的なクライテリアは定められていない¹⁵。よく引き合いに出される例として、総会第 32 会期でグレナダが掲載を求めた「未確認飛行物体 (UFO) 及び類似の現象に関する研究成果の調整及び情報提供」が、大きな議論もなく議題項目として採択された¹⁶。マルタの深海底資源問題の議題項目の提案によって、「人類の共同遺産」という

¹³ ベイリーによれば、議事日程 (Agenda) とは、議事日程の単項目 (an item) である 'an agendum' の集合である。すなわち 'An agendum' は 'one item of an agenda' の意である。実行上、議事日程は単数形で扱われ議題項目 (agenda item) のリストとして提示される。仏語では 'ordre du jour' という。Bailey, Sidney D., *The General Assembly of the United Nations*, Wiley Eastern Private Ltd., Publishers, 1967 (reprint version of the first print 1960), p.74 を参照しつつ国連の実行に従った。

¹⁴ Peterson, M.J., *The UN General Assembly*, Routledge, 2006, pp.66-67.

¹⁵ *The Repertory of Practice of the United Nations I*, p.628, para.14.

¹⁶ ヨハン・カウフマン『国連外交の戦略と戦術』有斐閣、1983年、42頁。UFO問題は第32会期と第33会期に、グレナダの要請により議事日程に含まれている。

新たな原則が生み出された例は、オープン・アジェンダの積極的側面として評価されている。

ウ．議題項目から除外されるものとして理論的には、次のものがありうる。第一に、国連憲章第 2 条 7 項、第 11 条 2 項、第 12 条 1 項、すなわち、国内管轄事項にかかわるもの、安保理が任務を遂行している紛争又は事態に関わるものである。議題項目がそれらの憲章上の規定に反するかどうかは、実際には、一般委員会や総会の審議において、加盟国によって決定されることになる。除外される議題の第二は、一般委員会が議題項目から削除したものである。しかしこれについても、後の事例にあるように、総会本会議において一般委員会の決定が覆ることもある。第三に、アで述べた各種議題項目の提出期限等の条件を満たさないものである。

エ．当該議題項目が国連総会の扱う範囲の問題かどうかについて手続的な動議は許可されている。この関係で、「追加議題項目を提案する動議（規則 15）」と、「当該提案議題項目に対する国連総会における権限についての動議（規則 79）」のいずれが優先するかという問題が生じることがある。これについては、前者の「追加議題項目を提案する動議」が優先される¹⁷。そのような議題項目が追加議題項目となった後に、右の追加議題項目に対して国連総会が審議する権限があるかどうかについての動議が討議されることになる¹⁸。

オ．総会の議事日程のリストに載る議題項目数は、年々増加の傾向にあるため、議事日程の合理化が図られていることは、総会一般委員会の議事日程案についての事務総長提出の文書（たとえば第 65 回総会であれば A/BUR/65/1）でも述べられており、一般委員会が右に留意したことが総会への勧告の中でも言及されている。（例えば A/65/250）。

カ．総会本会議の作業日程は、議題項目の優先順位、議題項目の討議日時、議題項目ごとの会合の回数を示す作業計画の採択等が、加盟国の過半数により決定される。議事日程の審議日程について動議が出され、議事の順序等の変更が提案されるような場合もありうるが、それは、規則 15 にいう追加議題そのものの変更の決定ではないと考えられる¹⁹。

¹⁷ Sabel, Robbie, *Procedure at International Conferences: A Study of the rules of procedure at the UN and at inter-governmental conferences*, Second edition, Cambridge University Press, 2006, p.172.

¹⁸ Goodrich, Leland M. and Anne P. Simons, *The United Nations and the Maintenance of International Peace and Security*, Brookings Institution, 1955, p.162.

¹⁹ 1989 年の世界保健機構（WHO）の総会において、この問題が出され、議事の順序の変更は議題の変更にはあたらないとの法務部の見解が示されている。Sabel, *op.cit.*, p.235.

(2) 一般委員会関連

議題項目の修正及び削除

規則 22

[序文 7 項を参照。]

議事日程に掲げられた議題項目は、出席しかつ投票する加盟国の過半数により総会が修正し、又は削除することができる。

任務

規則 40

[序文 7 項を参照。また付属文書 III (f) 項、付属文書 IV11-14 項、
付属文書 V1 項、付属文書 VI4 項並びに付属文書 VII3 及び 6 項を参照]

一般委員会は、各会期の始めに仮議事日程及び補足表を審議し、かつ提案された各議題項目に関し、それを議事日程に掲載すること、その掲載の要請を拒否すること又は将来の会期の仮議事日程にそれを掲載することについて総会に勧告しなければならない。一般委員会は、同様に議事日程に追加議題項目を掲載するための要請を検討し、かつ、それについて総会に勧告をしなければならない。一般委員会は、総会の議事日程に関する事項を審議するに当たっては、議題項目の内容を討議してはならない。ただし、議事日程へのその議題項目の掲載、その掲載の要請の拒否又は将来の会期の仮議事日程へのその議題項目の掲載のいずれを同委員会が勧告するかという問題及び、掲載を勧告された議題項目にいかなる優先順位を与えるかという問題に関する場合は、この限りではない。

規則 41

[序文 7 項を参照。また付属文書 III (f) 項、付属文書 IV11-14 項、
付属文書 V1 項、付属文書 VI4 項並びに付属文書 VII3 及び 6 項を参照]

一般委員会は、会期の閉会日について総会に勧告をおこなわなければならない。同委員会は、各本会議の議事日程の作成、その議題項目の優先順位の設定及び総会のすべての委員会の議事の調整に関し、議長及び総会を補佐しなければならない。同委員会は、議長の権能に関する総会の事業の一般的運営に当たって議長を補佐しなければならない。もっとも、同委員会は、いかなる政治的な問題についても決定してはならない。

規則 42

[序文 7 項を参照。また、付属文書 I 20 項、付属文書 III (f) 項、付属文書 IV 13 及び 14 項、
付属文書 V 2 項、付属文書 VI 4 項並びに付属文書 VII 5 項を参照。]

一般委員会は、総会及びその委員会の進行を検討し、かつ、その進行の促進を勧告するため、各会期中定期的に会合する。同委員会は、また、議長が必要と認める他のとき又はいずれかの他の構成員の要請があったときに会合する。

議事日程への議題項目の掲載を要請する加盟国の代表者の参加

規則 43

一般委員会に代表者を有しない総会の構成国で議題項目を議事日程に掲載することを要請したものは、その要請が討議される一般委員会の会合に出席する資格を有し、かつ、投票権なしでその議題項目の討議に参加することができる。

総会決議の形式上の訂正

規則 44

一般委員会は、総会が採択した決議を、その内容ではなく形式を変更する訂正を行うことができる。その変更は、総会に対し審議をうけるため報告しなければならない。

解説

ア. 一般委員会 (General Committee) の地位は、国連憲章に規定されておらず、総会手続規則 38~44 に定められている。

イ. 一般委員会は、総会議長 (1)、副議長 (21)、主要委員会委員長 (6) の 28 名で構成され (規則 38)、一般にビューロー (Bureau) と呼ばれるチームとして構成される²⁰。21 名の副議長は、5 つの地域グループ (アフリカ 6、アジア 5、ラテンアメリカ 3、東欧 1、西欧その他 2) と 5 常任理事国によって構成される²¹。ただし、議長が属する地域グループの副議長数は 1 人少なくなる。主要委員会委員長は、5 つの地域グループ (アフリカ 1、アジア 1、ラテンアメリカ 1、東欧 1、西欧その他から 1) に配分され、最後の 1 人はアフリカ、アジアおよびラテンアメリカから毎年交代で選出される²²。

ウ. 一般委員会の任務 (規則 40~42、44) は、総会の各会期の組織事項 (organization) と調整 (co-ordination) である。具体的には以下の 6 項目の任務内容がある。1) 各通常会期の議事日程草案 (仮議事日程・補足議題項目) のリスト化、2) 含める議題項目および議題項目の総会本会議又は主要委員会への配分 (allocation) に関する総会への勧告、3) 追加議題項目を議事日程に含めるかどうかの勧告、4) 本会議における議題項目の扱い、議題

²⁰ 日本は 1960 年の第 15 会期、1971 年の第 26 会期並びに 1976 年の第 31 会期に、総会副議長を務めている。A/65/100 Annex III, pp.41-42。

²¹ 1978 年 12 月 19 日付総会決議 33/138 (総会手続規則 30 の脚注 14) を参照。アラン・プレ、ジャン=ピエール・コット共編、中原喜一郎、斎藤恵彦監訳『コマンテール国際連合憲章—国際連合憲章逐条解説—上』東京書籍、1993 年、第 4 章総会「第 21 条」542 頁。

²² 同じく上記総会決議 33/138 を参照。Peterson, M.J., *op.cit.*, p.53.

項目の優先順位の設定、総会の権限についての総会議長の補佐、5)主要委員会の中の議事進行の調整、6)採択された決議の校閲、形式上の改善、6)各会期の冒頭における会期の終了日の設定、である²³。

エ. 通常、9月第3週の火曜日に総会の通常会期が開会した翌日の水曜日に、一般委員会の第1回会合が開催され、事務総長から提出される文書（A/会期番号/BUR/1）に基づき、会期全般にわたる組織事項・作業計画・議事日程等に関する総会への勧告の審議が行われ、この時点で明らかになっている仮議事日程、補足議題リストは一通りこの第1回会合でまとめて審議・勧告が行われる。総会は通常その週最後の金曜日に開催される本会議第2回会合で、一般委員会の勧告（A/会期番号/250）を審議する。同文書では、議事日程案と議題項目の配分について勧告をする。採択された議事日程はA/会期番号/251として発行されることは通常会期における議事日程の決定の解説アにおいてすでにふれた。議題項目の配分は、本会議で直接扱われる案件と委員会で検討される案件とがあり、採択された議題項目の配分についてはA/会期番号/252として発行される。以後、一般委員会は（翌年1月以降の再開会期中も含め）会期期間中を通じて、個別の追加議題項目が提案されると、その審議を行うために必要に応じ会合を開催し、その都度総会への勧告を決めている。

オ. 上記ウ任務内容2)にある議題項目を議事日程に含めるかどうかの総会への勧告は、次期以降の総会に議題項目を移行する場合、審議の期限を設定しない延期を含めて、一般委員会によって勧告がなされる。一般委員会自身の問題として議題項目のを含めるかどうかについて審議を延期している場合は、総会本会議によるアクションは不要となる（事例4を参照）。一般委員会が、議題に含める/含めないという具体的な勧告がある場合に、総会として承認/否決という問題が生じる。総会本会議で一般委員会の勧告が覆り、議題項目として復活した事例もある（事例5を参照）。

カ. 一般委員会は、議題項目の調整を任務に含むため、総会審議の合理化（rationalization）の役割も負っている。しかしながら、その点に関して十分な任務を果たしていないという指摘もされている（A/RES/39/88B Annex para.49）。

事例1

国連総会第一委員会（A/C.1/9/SR.749）1954年12月14日

²³ Shaefer, M., 'Article 21', Bruno Simma (ed.), *Charter of the United Nations: A Commentary*, Oxford University Press, 1995, p.365.

1954年の国連総会第一委員会の会期中、ニュージーランドが第一委員会において、キプロスに関する議題項目（Application, under the auspices of the United Nations, of the principle of equal rights and self-determination of peoples in the case of the population of the Island of Cyprus）を討議しない旨の動議を出した。このニュージーランドの提案が、議題項目を議事日程に含めるかどうかについて再検討することを意味するかどうかの問題となった。議長の裁定で、追加議題項目を議事日程に加えないよう求める本動議について、本議題項目の一般討論の前に行われていることに鑑みて、規則 15 にいう 3 分の 2 多数による総会の決定を要するものとした。

事例 2

国連総会一般委員会（A/BUR/61/1）2006年9月11日

補足議題項目国際連合における台湾人民の代表性の問題(Question of the representation and participation of the 23 million people of Taiwan in the United Nations, 2006年の場合の題目)は、2007年に台湾で政権が代わるまで、毎年台湾と外交関係を有する国連加盟国らによって補足議題項目として議事日程へ含めるべきことが提案され、1993年から2006年の総会一般委員会において毎年審議が行われていた。一般委員会は例年、台湾を支持する国々と中国及び中国を支持する国々がそれぞれ、この議題項目を含めるか否かにつき賛否を述べた後、同議題項目については議事日程に含めることにコンセンサスがないとして、議事日程案には含めないと総会へ勧告することが決定されてきており、本会議でもこの勧告が承認されてきている。また、台湾案件を提案する国々は、別途「東アジアにおける平和と安全の維持のための国連の積極的役割」という別の補足議題項目を提案しており、この中でも台湾海峡情勢が扱われていることから、一般委員会ではこの2つの案件について一括して審議・決定している（但し、一般委員会から総会への報告では、それぞれ議事日程に含めないと勧告が別パラグラフで書かれている。直近のものとして第61会期の関連記録を参照（A/BUR/61/SR.1 パラグラフ 15-40, A/61/250 パラグラフ 51, 59））。

事例 3

国連総会一般委員会（A/65/192,A/65/193,A/65/194,A/65/195,A/65/196,A/65/197）

第65会期 2010年8月2日

2010年8月2日、リビアが以下の6件の過激な内容をもつ議題項目を、国連総会第65

会期の議事日程に含めるよう、それぞれ国連公式文書で提案した。

- Compensation for damage caused by colonialism, A/65/192
- Verification of the implementation of nuclear disarmament obligations, A/65/193
- Enhancing and expanding the functions and powers of the General Assembly , A/65/194
- Investigation into the invasion of Iraq, A/65/195
- Investigation into the wars that have broken out since the establishment of the United Nations, A/65/196
- Investigation into assassinations carried out since the establishment of the United Nations, A/65/197

これらは規則 14 に従い、補足議題項目リスト A/65/200 (2010 年 8 月 23 日) に掲載され、一般委員会による第 65 会期議事日程草案 (Draft Agenda) 等審議に関する文書 A/BUR/65/1 (2010 年 9 月 14 日) において、上記の順に議事項目 164 から 169 の番号を付された²⁴。9 月 15 日に行われた一般委員会第一回会合において、一般委員会は次のように決定した。すなわち、前 3 者 (議題項目 164, 165 および 166, 文書番号 A/65/192~194) についてはそれぞれ、総会の議事日程に含めるかどうかについての一般委員会自身の検討を延期することを決定した。9 月 17 日に行われた、議事日程を含む総会の作業計画採択のための総会本会議第 2 回会合において総会は、前 3 者に関する一般委員会の決定については、単にその旨の報告を受けるにとどまり、一方後 3 者については、「議事日程に含めない」との一般委員会の勧告を承認した²⁵。

事例 4

国連総会一般委員会 (A/BUR/63/SR.1)

総会第 63 会期 2008 年 10 月 13 日

2008 年 8 月 18 日、国連総会第 63 会期の補足議題項目として、ウクライナにおけるスターリン政権下の 1932 年から 33 年の飢餓から 75 周年の追悼 (Commemoration of the seventy-fifth anniversary of the Great Famine of 1932-33 in Ukraine (Holodomor)) に関

²⁴ 一般委員会では規則 43 に従い一般委員会構成国でないリビアが出席し、各議題項目について提案理由を説明し、これに対して項目によっては複数の国が発言を行っている。

UN Journal No.2010/177 (2010 年 9 月 16 日分)より。

²⁵ A/65/250, A/65/PV.2, *UN Journal* No. 2010/177 (2010 年 9 月 16 日)

して、チェコ、エストニア、グルジア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ウクライナによって共同提案された（A/63/193）。本議題項目は、第 62 会期の追加議題（規則 15）として同年 7 月にも提案がなされていたが（A/62/235）この時一般委員会は同項目を議事日程に含まない旨勧告すると決定し、総会に承認されていた。一般委員会に代表者を有しないウクライナは、総会手続規則 43「議事日程への議題項目の掲載を要請する加盟国の代表者の参加」にしたがって、議題項目の討議に際して一般委員会の会合にも参加し、本件を第 63 会期の議事日程に含めるよう求めた。ロシアは、本件を議事日程に含めることに反対（中国、ミャンマーもロシアを支持）し、同時期に他の場所でも飢饉が起きており、ウクライナのみを扱うことは公平ではなく、犠牲者を特定することも不可能であり、民族に基づく差別は世界人権宣言の原則に反する等の発言を行った。米国が投票に付すことをいったん提案したが、共同提案国ならびにその他の国との協議の結果、本件を議題項目に含めることについての検討を延期するとする議長提案を支持すると表明し、一般委員会は、本件の検討の延期を決定した。本件に関する一般委員会の決定は、その旨総会本会議に報告された²⁶。

事例 5

総会本会議（A/61/PV.2）

総会第 61 会期 2006 年 9 月 13 日

GUAM 諸国（グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ）は、「GUAM 地域における継続する紛争と、国際の平和、安全と発展への含意」（Protracted conflict in the GUAM area and their implications for international peace, security and development）を、補足議題として提出し、第 61 会期において議事日程上の標題 A「国際の平和と安全の維持」の下に、直接本会議の議題項目として含めるよう提案した（A/61/195）。本提案は議題項目 42 としてリストされたが（A/BUR/61/1 パラグラフ 52）、一般委員会においてロシアが反対し、同議題項目は議事日程には含まないことが勧告された（A/BUR/61/SR.1 パラグラフ 60）。しかしながら、GUAM 諸国は、翌日、総会本会議 61 会期の第 2 回会合において、一般委員会が議事日程に含まない旨勧告したこの議題項目を、総会本会議が投票によって議事日程に含めるよう要請した（A/61/PV.2）。この要請に対しては、投票によって何を承認/不承認するのかにつき混乱した議論が起きたが、議長は 2 回の会合停止の後、「一般委

²⁶ A/65/250, パラ 59. A/63/PV2.

員会の報告パラグラフ 52 に記された、本項目を議事日程に含めないとの勧告について投票する。議事日程に含めないとの勧告を支持する国は『賛成』、同勧告に反対で項目が議事日程に含まれるべきと考える国は『反対』するように要請し、投票が行われた。その結果、賛成 15、反対 16、棄権 65 で、本項目を議事日程に含めないとの一般委員会の勧告は僅差ながら否決された。(A/61/PV.2, p.15) ²⁷。一般委員会の勧告は覆され、GUAMの提案は第 61 会期の議事日程に含まれた。

2. 特別会期・緊急特別会期の開催

特別会期

総会による招集

規則 7

[憲章第 20 条の条文に直接基づく。]

総会は、特別会期の期日を決定することができる。

安全保障理事会又は加盟国の要請に基づく招集

規則 8

[序文 9 項及び 23 項を参照。]

(a) 国際連合総会の特別会期は、その会期についての安全保障理事会の要請若しくは国際連合加盟国の過半数の要請を事務総長が受領した日又は規則 9 に定める加盟国の過半数の同意があった日から 15 日以内に開催されるものとする。

(b) 総会決議 377A (V) に基づく緊急特別会期は、安全保障理事会のいずれかの 9 理事国の投票に基づくその会期についての同理事会の要請又は中間委員会における投票若しくは他の方法により表明された国際連合加盟国の過半数の要請を事務総長が受領した時から又は規則 9 に定める加盟国の過半数の要請があった時から 24 時間以内に開催されるものとする。

加盟国による要請

規則 9

[序文 9 項を参照。]

(a) いずれの国際連合加盟国も事務総長に対し総会の特別会期の開催を要請することがで

²⁷ 僅差で GUAM の主張が通ったことになるが、本会議の投票は単純多数決で、棄権は数に入らない (規則 86)。

きる。事務総長は、直ちに当該要請を他の加盟国に通知し、かつ、他の加盟国がその要請に同意するかどうかを照会しなければならない。事務総長の通報の日付から 30 日以内に加盟国の過半数がその要請に同意するときは、総会の特別会期は、規則 8 に従って開催されるものとする。

(b) 当該規則は、決議 377A(V)に基づく緊急特別会期の開催についてのいずれかの国際連合加盟国による要請にも適用する。この場合には、事務総長は、利用することができる最も迅速な通信方法により他の加盟国に通報しなければならない。

会期の通告

規則 10

[序文 9 項を参照。]

事務総長は、特別会期の開会を、安全保障理事会の要請により開催される場合には、少なくとも 14 日前までに、また、加盟国の過半数の要請により若しくはいずれかの加盟国の要請に対する過半数の同意により開催される会期の場合には少なくとも 10 日前までに国際連合加盟国に通告しなければならない。規則 8 (b) に従って開催される緊急特別総会の場合には、事務総長は、当該会期の開会の少なくとも 12 時間前までに加盟国に通告しなければならない。

通常及び特別会期

他の機関に対する通告

規則 11

総会の各会期を開催する通告の写しは、国際連合の他のすべての主要機関及び憲章第 57 条 2 項に掲げる専門機関に送付されるものとする。

解説

ア. 特別会期は、国連憲章第 20 条に明記されており、総会自身の決定、安保理の要請もしくは加盟国の過半数の要請により事務総長が招集することになっている。総会自身による招集については、規則 7 に、安保理の要請および加盟国の過半数の要請によるものは規則 8

(a) に規定されている。いずれかの加盟国により事務総長に特別会期を要請する場合には、規則 8 および規則 9 に規定されており、事務総長の通報を受けて、加盟国の過半数の同意が必要とされている。

イ. 特別会期の開催の決定は、実際には、年次通常会期において総会自身が特定目的のための特別会期を開催する旨を決定 (decision) した事例がほとんどである。

ウ. 特別会期の例として、第 10、12、15 軍縮特別会期 (1978 年、1982 年、1988 年、広

島市長、長崎市長も参加)、一次産品と開発に関する第 6 特別会期 (1974 年、新国際経済秩序宣言の採択)、開発と国際経済協力に関する第 7 特別会期 (1975 年)、HIV/AIDS に関する第 26 特別会期 (2001 年) などがある。

エ. 1997 年より、通常会期の議長が特別会期の議長を兼ねている。それ以前は、それぞれの会期ごとに議長が決定されていた。

オ. 緊急特別会期は、「平和のための結集決議」(総会決議 377A (V) 1950 年 11 月 3 日)に基づいて制度化された。同決議の採択の背景は、朝鮮問題に関する安保理の審議の機能麻痺であった。1950 年 6 月に朝鮮動乱が勃発した際、常任理事国であるソ連 (当時) は、中国の国連代表権が前年に成立した中華人民共和国ではなく依然として台湾に避難した国民政府によって代表されていることへの抗議として安保理の会合に欠席し続けていた。そのため、安保理はソ連が欠席の中、朝鮮への国連軍派遣の安保理決議 (82、83、84) の採択が可能となった。一方同年 8 月、ソ連の安保理議長月になるとソ連は安保理に復帰し、朝鮮問題に関する決議案について拒否権を行使するようになったため、安保理において国連軍のその後の行動 (具体的には 38 度線を突破しての進撃が可能かどうか) に関する決議を採択することが出来なくなった。そこで、本問題は総会において審議されることになり、米、英、仏、カナダ、フィリピン、トルコ、ウルグアイの共同提案により、本件総会決議 376 (V) が採択され、国連軍の 38 度線突破が容認された。(投票結果は、賛成 52、反対 5 (ソ連、チェコ・スロバキア、ポーランド、ウクライナ、白ロシア)、棄権 2 (インド、アルゼンチン。)²⁸この朝鮮動乱の経験に基づいて、安保理が機能しない場合、平和のための結集決議に従って総会の勧告の下で平和と安全の維持の行動がとられる環境が整えられた。カ. 「平和のための結集決議」によれば、安保理が、常任理事国の全員一致を得られないために、国際の平和および安全の維持に関する主要な責任を遂行しえなかつたときは、「総会は、国際の平和及び安全を維持し又は回復するための集団的措置 (平和の破壊又は侵略行為の場合には必要に応じ兵力を使用することも含む。) を執るように加盟国に対し適当な勧告を行なう目的をもって、直ちにその問題を審議すべきことを決議する。」²⁹その時総会が

²⁸ 中野健司「総会緊急特別会期という制度」東京財団政策提言、2009 年 9 月 1 日更新 (<http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=394> 2011 年 3 月 7 日アクセス) 秋月弘子「朝鮮国連軍司令部」横田洋三編『国連による平和と安全の維持—解説と資料』国際書院、2000 年、784-806 頁。

²⁹ 「平和のための結集決議」(国連総会決議 377 (V) 主文第 1 段落 (奥脇直也編集代表『国際条約集』有斐閣、2009 年、622 頁より引用)。

開会中でない場合には、24 時間以内に緊急特別会期として開催することができる。

キ．緊急特別会期の手続は、「平和のための結集決議」A 節に定められている。それに基づいて、総会手続規則も修正が施され、規則 8、規則 9 にそれぞれ b 項が加わった。

ク．上記手続によれば、緊急特別会期の開催は、安保理 9 理事国の要請³⁰または 総会の加盟国過半数の要請から 24 時間以内に開催される（規則 8 (b)）。さらに、いずれかの加盟国から事務総長に要請をする場合もある（規則 9 (b)）。この要請に対して、30 日以内に加盟国の過半数の同意が得られた場合、事務総長は、緊急特別会期開催の 12 時間前に開会通告を行い（規則 10）、同時に仮議事日程の加盟国への通報を行う（規則 16）。これまで、安保理 9 理事国からの要請の事例、ならびに、規則 9 (b) の加盟国からの要請は例があるが、加盟国過半数からの要請（規則 8 (b) 後段）の事例は現在までのところ存在しない。

ケ．議事日程に関する規則 19 によれば、特別会期の議事日程には、出席しかつ投票する加盟国の 3 分の 2 の多数により、補足議題項目および追加議題を追加することができる。同規定後段によれば、緊急特別会期中の追加議題項目は、「決議 377A (V) の対象となる主題」にかかわるものでなければならないという条件の下、出席しかつ投票する加盟国の 3 分の 2 の多数により議事日程に加えることができる。通常会期の場合は、議題項目の追加は出席しかつ投票する加盟国の過半数による総会の決定（規則 15）でよいとされるが、特別会期の補足議題項目と追加議題項目、緊急特別会期の追加議題項目は、3 分の 2 多数が要件とされる。

コ．緊急特別会期の場合は、本会議のみを招集する。同会期の開催のために提案された議題は、一般委員会に付託することなく直ちに審議に入る。また、緊急特別会期の議長、副議長は、総会前通常会期の議長、副議長として選出された各代表団の長がそれぞれにあたる（規則 63）。

サ．これまでに開催された緊急特別会期は、下記 10 件である。

【 】内は招集要請者ならびに招集根拠決議

第 1 緊急特別会期 スエズ運河（1956 年 11 月 1-10 日） 【安保理 S/RES/37/21】

第 2 緊急特別会期 ハンガリーの事態（1956 年 11 月 4-10 日） 【安保理 A-3280】

第 3 緊急特別会期 レバノン事態（1958 年 8 月 8-21 日） 【安保理 A-3866】

³⁰ 1963 年 12 月の国連憲章第 23 条の改正で安保理事国数が 11 から 15 に拡大したことを受けて、手続事項の決定のための票数が 7 から 9 に増加（27 条 2 項）したことから、1965 年 12 月の総会決議 2046 に基づき、7 か国から 9 か国に変更された。（中野、前掲論文参照）要請のための決定は安保理手続事項のため、総会緊急特別会期には拒否権は使えない。

- 第4 緊急特別会期 コンゴの事態(1960年9月17-19日) 【安保理 A-4496】
- 第5 緊急特別会期 第3次中東戦争 【ソ連 A-6717】
 (1967年6月17日-7月21日)
 (1967年9月18日)
- 第6 緊急特別会期 ソ連のアフガニスタン侵攻(1980年1月10-14日)
 【安保理 S/RES/462/1980】
- 第7 緊急特別会期 パレスチナ問題 【セネガル A/ES-7/1】
 (1980年7月22-29日)
 (1982年4月20-28日)
 (1982年6月25-26日)
 (1982年8月16-19日)
 (1982年9月24日)
- 第8 緊急特別会期 ナミビア情勢(1981年9月3-14日) 【ジンバブエ A/ES-8/1】
- 第9 緊急特別会期 中東情勢(1982年1月29日-2月5日)【安保理 S/RES/500/1982】
- 第10 緊急特別会期 パレスチナ情勢(4月24日)【カタール A/ES-10/1】
 (1997年4月24日、7月15日、11月13日)
 (1998年3月17日)
 (1999年2月5-9日)
 (2000年10月18-20日)
 (2001年12月20日)
 (2002年5月7日、8月5日)
 (2003年9月19日、10月20-21日、12月8日)
 (2004年7月16-20日)
 (2006年11月17日、12月15日)
 (2009年1月15日-16日)

事例1 緊急特別総会が開催されなかった事例

緊急特別会期が開催される予定であったものの開催されなかった事例はない。加盟国の過半数の同意が得られなかったために開催されなかった事例として、チュニジアの事態

(1952年および1961年)、サハラ砂漠におけるフランスの核実験問題(1960年)がある³¹。また、1971年のインド・パキスタンの事態については、総会26会期の通常会期中であり、緊急特別会期の要請は実現しなかった。同事態は、総会の補足議題として議事日程に掲載され、緊急に討議された³²。

事例2 緊急特別会期の暫時休会 (temporary adjournment) と再開 (resumption)

上記解説サに列挙した通り、緊急特別会期第5会期、第7会期、第10会期において、招集された会期を暫時休会し、後日再開するという方式がとられている。

たとえば、第5会期の場合、6月17日の招集後1967年7月17日までA/RES/2252(ES-V)から2255(ES-V)の4本の決議を採択し、暫時休会して必要な場合に再開する権限を総会議長に授与する決議A/RES/2256(ES-V)を採択した³³。右決議2256に基づき、同年9月18日に会合が再開され、決議A/RES/2257(ES-V)を採択して会期を終了した。第7会期も、1980年7月22日の招集から1982年9月24日の終了まで、暫時休会と必要な場合に総会議長に再開する権限を授与する決議が3回採択されるという同様の措置がとられた。第10会期は、1997年に3回、1998年から2001年に各1回、2002年に2回、2003年に3回、2004年に1回、2006年に2回、各々1日から数日間の会合が開催され、最後に暫時休会と必要な場合に総会議長に対し再開の権限を付与する決議が採択された。第10会期は暫時休会中のため、いずれかの加盟国の提案を受ければ総会議長は直近の審議の最終決議において授与された権限により第10会期を再開できる³⁴。

第10緊急特別会期について、イスラエルから国連憲章上および平和のための結集決議上の問題点について、会期の開催についての妥当性を明らかにするよう発言(ポイント・オブ・オーダー)がなされている。

イスラエルの発言の第一は、憲章第12条の、総会と安保理の関係である。

同条1項によれば、「安全保障理事会がこの憲章によって与えられた任務をいずれかの紛争又は事態について遂行している間は、総会は、安全保障理事会が要請しない限り、この紛争又は事態について、いかなる勧告もしてはならない。」とされるが、安保理がガザ情勢

³¹ アラン・ブレ、ジャン＝ピエール・コット共編、前掲書、第4章総会第20条、530頁。

³² 同上書、531頁。決議A/RES/2793(XXVI)を参照。

³³ 同決議第2パラグラフでは、次のような表現となっている。“Decides to adjourn the fifth emergency special session temporarily and to authorize the President of the General Assembly to reconvene the session as and when necessary.”

³⁴ 中野、前掲論文参照。

に関して安保理決議 1860 (2009) 号 (2009 年 1 月 8 日) を採択するなど事態の解決にむけて活動している状況下で緊急特別総会を開催することの妥当性をただし、イスラエルは第 10 回緊急特別会期の根拠がないと主張した³⁵。

憲章第 12 条 1 項により、緊急特別会期の招集手続きの憲章との適合性、および、安保理のために留保された分野への総会権限の拡大をめぐる問題が残されている。安保理が緊急特別会期を要請する場合には矛盾は生じない可能性が高いが、国連加盟国の過半数によって招集される場合には、第 12 条 1 項と矛盾することが考えられる。

イスラエルの壁建設に関する国際司法裁判所勧告的意見 (2004 年) では、「総会と安保理が国際と平和の安全の維持に係る同一の問題を同時並行的に取り扱う事例は増加傾向にあり (一中略) 多くの場合安保理がこれらの事案について国際の平和と安全の維持の側面に焦点を当てる傾向があるのに対し、総会はより広い視点から、その人道、社会、経済的側面をも考慮してきた。当裁判所は、総会のかかる慣習が、憲章第 12 条 1 項に即していると考え」と述べている³⁶。パレスチナ問題や朝鮮問題、他にもキプロス、南アフリカ、アンゴラ、南ローデシア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ソマリアなど、安保理がすでに扱っている問題を総会が扱う場合が生じた場合、これら 2 機関はその問題を同一側面からは扱わないということで憲章第 12 条 1 項との両立が図られると考えられる。その問題の「紛争」または事態の側面は、もっぱら安保理の権限に属することになる。

憲章 12 条 1 項を手続規則の側面から考えれば、総会がある問題について勧告を行う場合、それが安保理の議事日程に掲載されていないことが必要であるという解釈が成り立つ。しかし、「平和のための結集決議」は、この解釈とは矛盾する制度となりうる。すなわち、同決議には、安保理の議事日程に掲載されているか否かについては、明示的に問題にされてはならず、安保理の全員一致が得られないということのみが必要条件となっている。その後の実行も、平和のための結集決議に基づいて総会がある問題を扱っても、その問題は安保理の扱う議題から削除はされない。国際司法裁判所の先の勧告的意見も、このような慣行をもふまえて、国連憲章に合致していると述べていると思われる。

イスラエルの発言の第二は、暫時休会と再開が、「平和のための結集決議」(総会決議 377A (V)) の文言に反しているという点である。

イスラエルは、緊急特別会期第 10 会期の再開について、現状は、「平和のための結集決

³⁵ A/ES-10/PV.32 of 15 January 2009, p.2.

³⁶ 中野、前掲論文より訳文を引用。

議」のいう「安全保障理事会が、常任理事国の全員一致を得られないために国際の平和および安全の維持に関するその主要な責任を遂行しえなかったとき」にはあたらないとし、今次会合は根拠がなく、法的意見も求めた³⁷。

これに対し、「平和のための結集決議」のいう安保理が全員一致して主要な責任を遂行しえなかったときとは、緊急特別会期そのものを新規に開くための要件であり、すでに招集されている第10会期の再開は、直近の決議の要件³⁸を満たせば足りると反論があった。

以上、第一、第二の点についてのイスラエルからの発言ならびにイスラエルによるさらなる反論が試みられるも、デコスト総会議長（ニカラグア）は総会手続規則71を読み上げ、代表団のポイント・オブ・オーダーに対して総会議長が直ちに決定を行わなければならない旨の発言をし、イスラエルは投票を求めるわけではないとして、会期の再開がなされた³⁹。

なお、総会手続規則上、会期の休会については、規則6が置かれている。規則6によれば「総会は、一時的に休会して後日その会合を再開することを、いずれの会期においても決定することができる。」としている。しかし、これは通常会期についての規定となっている⁴⁰。

3. 発言権をめぐる規定

発言

規則68

[付属文書Ⅲ (g)(ii)項、付属文書Ⅳ 69-71 項及び付属文書Ⅴ 17 項を参照。]

各代表は、総会において、あらかじめ議長の許可を受けることなく発言することはできない。議長は、発言者を、発言の希望を表明した順序で指名するものとする。議長は、発言者の言辞が討議中の問題に関連していないときには、発言者の注意を促すことができる。

³⁷ A/ES-10/PV.32 of 15 January 2009, p.3.

³⁸ 休会中の第10会期の決議 A/RES/ES-10/18（2009年1月16日）第6パラグラフは次の通り。“Decides to adjourn the tenth emergency special session temporarily and to authorize the President of the General Assembly at its most recent session to resume its meeting upon request from Member States”.

³⁹ A/ES-10/PV.32 of 15 January 2009, p.3 および中野、前掲論文参照。

⁴⁰ Blum は、総会手続規則が特別会期、緊急特別会期の休会について規定を置いていないことについて単なる見逃しではなく、特別会期、緊急特別会期について暫時休会は生じないとする解釈を打ち出し、緊急特別会期の暫時休会に対して総会手続規則に対する違反という立場をとっている。Blum, Yehuda Z., *Eroding the United Nations Charter*, Martinus Nijhoff Publishers, 1993, pp.142-3.

発言時間の制限

規則 72

[序文 7 及び 30 項を参照。]

総会は、各発言者に許される時間及び、各代表がいずれかの問題について発言することができる回数を制限することができる。決定がなされる前に、その制限の提案に賛成する 2 名の代表及び反対する 2 名の代表が発言できる。討論が制限されており、かつ、代表が割り当てられた時間をこえたときは、議長は、遅滞なくその代表に対し注意を促さなければならない。

発言者リストの締切、答弁権

規則 73

[付属文書IV 46、69、77 及び 78 項並びに付属文書V 8-11 項を参照。]

議長は、討論の進行中、発言者リストを発表し、かつ、総会の同意を得て当該リストの締切を宣言することができる。ただし、議長は、リストの締切を宣言した後に行われた発言についていずれかの構成国に答弁の権利を与えることが望ましいと認めた場合には、これを与えることができる。

総会手続規則 付属文書 IV

総会の手続および組織の合理化に関する特別委員会の結論⁴¹

5. 答弁権

77. 特別委員会は、代表が本会議および主要委員会の双方において、答弁権の行使において自制すること、また答弁権行使での発言は可能な限り簡潔であることを総会に対して勧告する。

78. 特別委員会はさらに、答弁権の行使における発言は、一般的な規則として、会合の最後に行われることを勧告する。

付属文書V 「総会の手続および組織の合理化」に関する総会の決定 34/401⁴²

F. 答弁権の行使

8. 代表は、ある日に 2 つの会合が予定されている、またそのような会合が同じ項目を審議するように割り当てられている時にも、一日の終わりに答弁権を行使する。

9. 会合で、代表が答弁権の行使として介入できる回数は、一つの項目について 2 回に限ら

⁴¹ 1971 年 12 月 17 日決議 2837 (XXVI) において、総会は、1970 年 11 月 9 日の決議 2632 (XXV) によって設立された、総会の手続および組織の合理化に関する特別委員会の結論を承認した。

⁴² 一般委員会の勧告について、1979 年 9 月 21 日、10 月 25 日、11 月 29 日、12 月 12 日に開催された、第 4、46、82、99 本会議において採択される。

れる。

10. 会合での、あらゆる項目に関するあらゆる代表による答弁権の行使における最初の介入は 10 分、2 回目の介入は 5 分に限定される。

解説

ア. 総会では発言者（加盟国の代表）は、議長の許可をうけて発言することが認められる（規則 68）。総会ではスピーカーズリストが議題項目ごとに作成され、発言を希望する国はリストの締切までに登録し、スピーカーズリストに従って加盟国は発言を行う。リストの締切は、総会の同意を得て議長によってなされる。ただし、リストの締切の宣言後になされる発言について、議長は加盟国に答弁権を与えることができる（規則 73）。

イ. 答弁権は、代表が、他国によってなされた、自国に対する否定的または事実の誤認と考えられる発言について行使される。これは他国による自国に関する不適切な発言に対して、それを黙認あるいは黙示的に認めたと想定されうる解釈を退けるために用いられる。あるいは、特定の国の発言について言質を取ろうとする場合にも行使されることもある。規則 73 は、「議長は・・・いずれかの構成国に答弁の権利を与えることが望ましいと認めた場合には、これを与えることができる」と議長の裁量として規定されている。これについて、国連法務部は、答弁権は実践においてそれを要請するあらゆる加盟国に対して、日常的に与えられている、との見解を述べている⁴³。

ウ. 各国代表の答弁権の行使は、一回の会合において、最大 2 回ずつ座席で行うことができる。答弁権の行使の応酬は、特定の国家間での特定の問題に関してなされる場合もあり、例えば日本と北朝鮮（歴史認識問題など）、イランとアラブ首長国連邦（UAE）（島の帰属）、米国とキューバ（キューバに対する米の禁輸）、などの間で頻繁になされている⁴⁴。

エ. 答弁権は、原則として、国家の代表により行使されるが、オブザーバーにも答弁権が与えられる場合がある。パレスチナに対しては、総会決議により、答弁権の行使が認められている⁴⁵。欧州連合（EU）については、2009 年の総会において、答弁権の行使を含む、加盟国に準ずる権限を EU が総会で行使できる内容の決議案 A/64/L.67「国際連合の作業における欧州連合の参加」が提案された。これについては、他の国より時期尚早であり、決定に至る状況ではないとして、この討論を延期する動議が採択され、議題は 2010 年の 65 回

⁴³ *United Nations Juridical Yearbook*, 1983, p.170,

⁴⁴ 2005 年～2009 年に、総会本会議で答弁権を頻繁に行使した国家は、日本（21 回）、北朝鮮（17 回）、イラン（13 回）、キューバ（13 回）、米（6 回）、UAE（5 回）である。

⁴⁵ A/RES/52/250, 13 July 1998.

会期の議題案に含まれることが決定された⁴⁶。

事例1 制限時間を越えた発言を終了するように促された事例

第60会期

議題項目18 キューバに対して米国によって課された、経済的、商業的、財政的禁輸を終了させる必要性 Necessity of ending the economic, commercial and financial embargo imposed by the United States of America against Cuba

(A/60/PV.45) 2005年11月8日

米による対キューバ禁輸を終了させる決議案の採択の際(A/RES/60/12)、EUを代表して英が、キューバの民主化移行、人権の尊重、政治犯の釈放、私企業への制限の緩和を促す発言を行った。これに対して、キューバが答弁権を行使し、EUは、米がキューバに対して経済的戦争を仕掛けるようとする事実を隠ぺいしようとしていると指摘、またEUと米の代表の発言を拒否すると発言した。議長は、発言時間の10分を超えたことから、キューバに対して声明をまとめるように促した。

事例2

第62会期

議題項目77 大洋と海洋法 Oceans and the law of the sea

(A/62/PV.77) 2007年12月18日

第63会期

議題項目70 大洋と海洋法 Oceans and the law of the sea

(A/63/PV.64) 2008年12月5日

オーストラリアが、トレス海峡における船舶の航行の安全と環境保護を目的として、2006年に国内法を制定し、水先案内人制度を採用したことについて、その必要性と同制度が国際法に合致している旨発言を行った。これに対してシンガポールが答弁権を行使した。シンガポールは、オーストラリアによる国内法の採用が国際法(国連海洋法条約)で認められている措置を超えるものであり、またオーストラリアが国内法の合法性の根拠として主張する国際海事機関(IMO)の決議は、水先案内人制度を強制する法的基礎とならないとし、オーストラリアの法制定が国際法に合致していないことを指摘した。

⁴⁶ A/64/PV.122, 14 September 2010.

事例3

第63会期

議題項目 16 パレスチナ問題 Question of Palestine

(A/63/PV.58) 2008年11月25日

イスラエルは、総会においてさまざまな会合が開催され、決議において自国が非難され続けてきているが、それらはイスラエルの政策を変える効果を持たないこと、むしろそのような実行は、国連が偏った組織であることを明らかにし、さらに偏った討論が継続されていることは中東の和平プロセスに資するものではないとの発言をした。イスラエルの発言に対して、パレスチナは答弁権により、イスラエルが軍事占領を終了すべきである旨を発言する。総会での討論と決議の繰り返しは意義や目的がないとのイスラエルの主張について、パレスチナはそのような主張は内実のない議論であり、大多数の加盟国が同意するものではないと指摘する。

事例4

第63会期

議題項目 80 国際原子力機関報告 Report of the International Atomic Energy Agency

(A/63/PV.32) 2008年10月27日

北朝鮮は、IAEAが朝鮮半島の核問題について、偏った公正でない立場にあると発言する。また、日本が6カ国協議の当事者であり朝鮮半島の非核化に関心を持つ様相を示しながら、実際は協議を妨げていると発言する。この発言に対して、日本は答弁権により、北朝鮮の主張は根拠がないことを指摘、また日本が軍事化を進めているとの北朝鮮の主張はまったくの誤りであると述べる。これに対して、北朝鮮は、日本が朝鮮半島の非核化プロセスを妨害する例として、6カ国協議で合意された補償支払いを否定していること、またテロ支援国リストから北朝鮮を除外することを阻止しようと米に働きかけていると指摘した。さらに北朝鮮は、安保理決議に言及し、同決議は北朝鮮に対する米の敵対的な政策の産物であって、それゆえに同決議を拒否したと述べた。日本は、この北朝鮮の発言について他の加盟国が注意を促すこと、さらに全会一致で採択された安保理決議を拒否した、という北朝鮮の発言が、この問題に対する同国の誠実さを示すものである、と発言した。

4. ポイントオブオーダー

ポイントオブオーダー

規則 71

[序文 7 項を参照。また、付属文書IV 79 項を参照。]

各代表は、いかなる事項の討議中にも、ポイントオブオーダーを提起することができる。そのポイントオブオーダーは、この手続規則に従って直ちに議長が裁定する。各代表は、議長の裁定に対して異議を申し立てることができる。その異議の申立は、直ちに投票に付されるものとし、かつ議長の裁定は、出席しかつ投票する構成国の過半数により無効とされない限り、効力を有するものとする。ポイントオブオーダーを提起する代表は、討議中の事項の内容について発言することができない。

投票の運営

規則 88

[序文 7 項を参照。また、付属文書IV 74-76 項並びに付属文書V 6、7 及び 11 項を参照。] いずれの代表も、議長が投票の開始を宣言した後は、投票の実際の運営に関してポイントオブオーダーを提起する場合を除くほか、投票を中断してはならない。議長は投票開始前又は投票完了後、構成国に対し各自の投票の説明を許可することができる。ただし、秘密投票によって投票が行われる場合は、この限りでない。議長は、その説明のために許される時間を制限することができる。議長は、提案又は修正の提案者に対しその者の提案又は修正に対する投票の説明を許可してはならない。

添付資料 IV

総会の手続および組織の合理化に関する特別委員会の結論

(1971 年 12 月 17 日 決議 2837 (XXVI))

VI. 利用可能な時間の最大限の活用

C. 本会議および委員会双方において適用可能な措置

6. ポイントオブオーダー

79. 特別委員会は、ポイントオブオーダーの概念の記述として、以下の文書の採択を総会に対して勧告する。

(a) ポイントオブオーダーは、基本的に、議長に対して向けられる介入であり、手続規則の下、議長に対して特に付与されている、あるいはその地位に内在する権限を利用することを要請するものである。ポイントオブオーダーは、たとえば、討論が行われている方法、秩序の維持、手続規則の遵守または議長が規則によって付与されている権限を行使する方法に関連する。ポイントオブオーダーの下、代表は議長に対して特定の手続規則を適用することを要請し、または議長が規則を適用する方法について問題とすることができる。したがって、手続規則の範囲内で、代表は他の代表あるいは議長自身による規則の違反また

は誤用について議長の注意を促すことができる。ポイントオブオーダーは手続動議を含む、他の事項に優先する。(規則 73[114]⁴⁷、79[120]⁴⁸)

(b) 規則 73[114]⁴⁷に基づいて提起されるポイントオブオーダーは、異議申し立てが行われる可能性を前提としつつ、議長による裁定を必要とする問題が関係するものである。それらはしたがって、投票によってのみ決定され得、同時に複数の動議が考慮されうる、規則 76[117]⁴⁹から 79[120]⁴⁸に規定されている手続動議（そのような動議の優先権は規則 79[120]⁴⁸に定められている）と区別される。それらは、情報または説明の要請、あるいは物理的な手配（席次、通訳システム、議場の温度）、文書、通訳などに関連する発言からも区別される。それらは一議長によって処理されなければならないものの一議長による裁定を必要としない。しかしながら、確立された国際連合の実行において、手続動議を提出しようとする、あるいは情報または説明を求めようとする代表は、しばしば発言権を得る手段として「ポイントオブオーダー」を持ち出す。このような使用は、実際上の理由に拠るものであるが、規則 73[114]⁴⁷の下のポイントオブオーダーの提起と混同されてはならない。

(c) 規則 73[114]⁴⁷の下、ポイントオブオーダーは、手続規則に従い議長によって直ちに裁定されなければならない。そこから生じたいかなる異議もまた直ちに投票されなければならない。一般的な規則としては以下のとおりである：

(i) ポイントオブオーダーおよびそれに関する裁定から生じるいかなる異議についても討論は認められない。

(ii) 同一のまたは別の問題についてのポイントオブオーダーは、最初ポイントオブオーダーおよびそこから生じた異議が処理されない限り認められない。

しかしながら、議長および代表の双方がポイントオブオーダーに関する情報または説明を要請することができる。さらに、議長は、必要とみなす場合には、裁定を下す前にポイントオブオーダーに関して代表からの見解の説明を要請することができる。この実行が用いられる例外的な事例において、議長は裁定を宣言する用意ができた場合にはただちに、意見交換を終了し、裁定を下さなければならない。

(d) 規則 73[114]⁴⁷は、ポイントオブオーダーを提起した代表が討議中の事項の内容について発言できないと規定する。その結果、純粹に手続上の特質を有するポイントオブオーダーには簡潔さが求められる。議長は、ポイントオブオーダーとしてなされた発言がこの記述と合致していることを確保する責任を有する。

解説

⁴⁷ 現行の手続規則 71[113]

⁴⁸ 現行の手続規則 77[119]

⁴⁹ 原稿の手続規則 74[116]

ア. ポイントオブオーダーは、加盟国の代表が、討論の間に、議長に対して提起し発言を求めるもので、添付資料IVパラグラフ 79 の説明にある通り、一義的には、手続規則の違反や逸脱等があると思われる場合に、規則の適正な適用による適正な議事進行を議長に求め、何が手続き規則に基づく正しいあり方であるかにつき、議長の裁定を求めるものである。他方、実際の運用においては、規則の確認に始まり、審議や投票の内容や方法の確認、文書の確認、投票行動の確認など、厳密な意味でのポイントオブオーダー以外の、討議中の問題の実質内容以外に関する発言以外で、提起する必要があるあらゆる事項が「ポイントオブオーダー」と称して発言されており、実害がないか合理的に必要と認められるものであれば、特段の裁定もなく許容されている。但し、上記添付資料は、厳密な意味でのポイントオブオーダーとそうでないものの概念上の区別は必要としており、法務部の見解でもかかる見方が採用されている⁵⁰。

イ. 正当なポイントオブオーダーは、討議中であればいつでも提起でき、且つ会議における他のすべての事項に優先する（“during the discussion of any matter”）ため、スピーカーズリストに沿って発言を行っている国の発言の最中であっても提起することは可能である。また、一件のポイントオブオーダーに対して、議長は直ちに裁定を下すこととされており、ポイントオブオーダーとして提起された内容について議場の代表同士が賛否を論争することは本来想定されていない。但し、現実には議長が裁定を下すまでに複数のポイントオブオーダーが提起されることはままある⁵¹。

ウ. ポイントオブオーダーと手続動議の違いは、前者が議長の権限内で議長が単独で裁定を下す事項であるのに対して、後者は会合で代表によって、投票で決定される点である。両者が混同されて用いられることはほとんどない。ポイントオブオーダーとして発言する時間は 5 分以内であることが望まれる⁵²。実際の運用では、ポイントオブオーダーは上記の

⁵⁰ 「添付資料 V パラグラフ 79 において説明されている通り、国連の実行においては、情報や説明を求めるためにポイントオブオーダーが提起される場合があるが、それらは真のポイントオブオーダー（“true” points of order）と混同されてはならない。」 Question of whether a state not a member of Economic and Social Council Functional Commission participating in its deliberations may raise points of order or make proposals of a procedural nature-Rule 69, paragraph 3, of the Rules of Procedure of Functional Commissions -“points of order”-paragraph 79 of Annex V to General Assembly Rules of Procedure, *UN Juridical Yearbook*, 1988, pp.308-309.

⁵¹ 極端な事例ではあるが、ある委員会で、84 の未裁定のポイントオブオーダーが滞留していた。Bailey, Sydney, D., *The General Assembly of the United Nations*, Greenwood Press Publishers (1978) p.123.

⁵² A/48/PV.3, 24 September 1993 総会の第 48 回会合の作業の組織、議題の採択と項目の

とおり様々な用途に用いられているが、討議中の問題の実質内容に関する立場表明や、投票行動の説明など、本来のポイントオブオーダーとは別の理由で用いようとする場合に、議長から発言を阻止される事例も見られる。

エ. ポイントオブオーダーに基づく議長裁定に対して加盟国代表は異議を申し立てることが可能であり、その場合に異議申し立ては直ちに投票に付され、出席し且つ投票する過半数の国によって議長裁定が覆されない限り、議長裁定が有効となる。

オ. ポイントオブオーダーの実際の用法については、上記添付資料IVパラグラフ 79 の説明に従うと、主に 1. 規則の適用に関する本来のポイントオブオーダーと、2. それ以外のものに大別された上、2. (本来のポイントオブオーダーではないもの) の下には更に (1) 手続動議を提出するもの (2) 説明・情報を求めるもの (3) 物理的手配 (文書・翻訳等を含む) があると考えられる。本調査では、添付資料IVパラグラフ 79 の上記類型を借用しつつ、実際の用例に応じてバリエーションを付加した下記の分類にて事例を配列してみた⁵³。

1. 本来のポイントオブオーダー

(1) 規則の適用に関するもの

(2) 議長裁定への異議申し立て

(3) 厳密には手続き規則上の問題ではないものの、何らかの不正規な状況を指摘し、確認や是正を求めたもの

2. 本来のポイントオブオーダーではないもの

(1) 手続き動議を提出するもの

(2) 情報または説明を求めるもの

(3) 物理的な手配 (席次、通訳システム、議場の温度)、文書、通訳などに関連する発言、その他事務的な事項

(ア) 文書関連

(イ) 作業日程関連

(ウ) スポンサー関連

(4) 手続問題の体裁をとりながら、発言国にとっては実質的な立場表明の性格を持つ問

配置：一般委員会の第一報告書において、A/48/250, F, para.17 の採択に基づく。

⁵³ 本報告書では、過去のポイントオブオーダーの利用状況を参考として、帰納的に分類した。他の分類方法としては以下を参照。Sabel, Robbie, *Procedure at International Conference: A study of the rules of procedure at the UN and at inter-governmental conferences*, Second Edition, Cambridge University Press (2006) pp.245-253.

題に言及している事例

(5) その他

1. 本来のポイントオブオーダー

(1) 規則の適用に関するもの

事例 1

第 61 会期

議題項目 7 暫定議事日程 Provisional Agenda

組織事項、議事日程の採択、議題項目の配置 Organization or work, adoption of the agenda and allocation of items

(A/61/PV.2)September 2006 年 9 月 13 日

一般委員会の報告書 52 パラグラフにおいて、議題項目「GUAM 地域における長期に及ぶ紛争と、国際の平和、安全と開発への含意」を議事日程に含めないとの勧告に対し、議事日程に含めるための投票を求めるとのウクライナ等の要請を受け、投票が行われることになった。

キプロスはポイントオブオーダーにより発言し、現在提案されている投票は、現在問題となっている手続規則 21 (仮議事日程案と補足議題項目リスト)、22 (既に議事日程に掲載済みの議題項目への修正・削除) のいずれとも無関係であり、且つ規則 23 (一般委員会によって議事日程に含むことを勧告された議題項目の掲載と討論の発言者数) にも記載がなく、法的な状況が明らかではないとして、法務部の意見を求めるとともに、会合を明日または金曜日まで延期するよう議長に示唆した。

これに対して議長は、議題項目を議事日程に含めないという勧告があり、これについて投票を行う旨述べ、議事日程に議題項目を含めないとの勧告に賛成する国はYes、(かかる勧告を行っている)パラグラフ 52 に反対し議事日程に含めるべきという国はNoと投票するよう説明した。投票の結果、賛成 15、反対 16、棄権 65 により、一般委員会の報告書パラグラフ 52 の勧告は否決された⁵⁴。

⁵⁴ この投票については、決議案への賛成、反対がどのような意味を持つのか混乱がみられ、その効果について、投票後に、グルジア、露から発言がなされた。(議事録にはいずれの発言についてもポイントオブオーダーとの記録はない。)露は、一般委員会からの勧告を拒否することは議題を自動的に含める決定にはならないと、手続違反があったことを主張し、再投票を提案したが、受け入れられず、議事は進行した。

事例 2

第 62 会期

議題項目 7 作業の構成、議事日程の採択と議題項目の配置：議事日程に追加の議題項目を含む要請 Organization of work, adoption of the agenda and allocation of items: request for the inclusion of additional items on the agenda.

(A/62/PV.110)2008 年 7 月 8 日

キプロスがポイントオブオーダーを提起し、議事日程への追加の議題項目の要請が、一般委員会を通じてではなく総会の本会議に直接上がってきたことについて、事務局の説明を求めた。

事務局は、事務総長からのノート（旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）の訴訟裁判官の任期延長に関する A/62/236、及びルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）の訴訟裁判官の任期延長に関する A/62/237）が、この議題項目の緊急性に言及していること、本会議の手續において採択されるためには、事務総長からのノートが、議事日程にこの議題項目を含めることの緊急性を強調していると述べる。

キプロスはこれに対して困惑を表明し、事務総長のノートを読み、たしかに議題項目の重要かつ緊急である性質に触れてはいるものの、一般委員会を迂回する十分な理由になるとは思われない。我々には十分な時間があり、この要請が、いずれの規則を根拠として本会議に直接為されたのか理解できないと述べる⁵⁵。

議長は、キプロス代表の指摘は理解したとし、一般委員会の会合が翌週に予定されているので、その会合までこの事項を延期することもできる旨述べ、キプロス代表の意思を訪ねたところ、キプロスも次週の一般委員会で取り上げることを要請し、議長がその提案を受け入れた。これは ICTY に関する A/62/236 に関する決定であったが、ICTR に関する A/62/237 についても、関連する事項であるとして、同じ決定がなされた⁵⁶。

⁵⁵ キプロスの発言の前に、露が同様に、「緊急性が十分に説明されていない」等の理由で、懐疑的な発言を行った。

⁵⁶ なおキプロスは「規則上の根拠が不明」と称しているものの、規則 15 は、緊急の場合に、一般委員会の審議・勧告を経ずに総会が直接追加議題を議事日程に含めることを出席し且つ投票する国の過半数により決定することを認めており、事務総長の 2 件のノートも明示に規則 15 を引用しているところ、事務総長の提案自体に手続き的瑕疵があったとは思われず、本件はそこに説明されている緊急性の度合いに関する実質的な判断の問題とも理解できる。

事例 3

第 60 会期

議題項目 6 総会副議長選挙 Election of the Vice-Presidents of the General Assembly
(A/60/PV.90) 2006 年 6 月 8 日.

ギニアビサウは、規則 31[当時。現在の規則 30]の内容が考慮されなかったことをポイントオブオーダーによって指摘する。21 名の副議長は、通常は主要委員会の委員長のすべての選挙の後に行われるべきである。しかしながら本日は、主要委員会の 4 議長以上を選出できなかった。したがって、議事進行の前に、手続において規則 31 から逸脱していたことを、総会として合意すべきであったと述べた。議長はこれに対して、ギニアビサウのコメントに留意、また感謝した。またこの事実が、副議長の候補についての一致に変更を加えないことを希望すると述べる。

事例 4

第 26 会期

議題項目 93 国際連合における中華人民共和国の法的権利の回復 Restoration of the lawful rights of the People's Republic of China in the United Nations
(A/PV.1976) 1971 年 10 月 25 日

米国は、自国が提出した決議案 (A/L.632, Add.1 and 2) が否決された後、ポイントオブオーダーによって、アルバニア提出の決議案 (A/630 Add.1 and 2) に含まれている追放条項の削除を求める動議を提出した。これに対して、イラクはポイントオブオーダーにより、提案された修正を退ける動議を提出、タンザニア (ポイントオブオーダーとの記載なし) は、議長が投票の開始を宣言したので、手続規則 90[当時。現在の規則 88]によれば米の提出は適切でないとの意見を表明した。これに対して、米はポイントオブオーダーにより、アルバニア決議案の投票は開始されていないと主張し、規則 80[当時。現在の規則 78]を引用して議長に再び裁定を求めた。これに対して、議長は投票が継続して行われており修正は受理できないと発言し、米の要請は受け入れられなかった。

事例 5

第 26 回総会特別会期 HIV/AIDS に関する総会特別会期

議題項目 5 会合の構成 Organization of the session

(A/S-26/PV.1) 2001 年 6 月 25 日

2001 年の第 26 回総会特別会期において、エジプトは、カナダ、ノルウェー、スウェーデンによる決議案「HIV/AIDS に関する特別会期のラウンドテーブルに参加できる選出され信任された市民社会のアクターの一覧の修正」(A/S-26/L.1) に関するノーアクション動議をポイントオブオーダーにより提起した。議長は、エジプトの動議提出後に、カナダに対して、決議案を紹介する機会を与えた。これに対して、スーダンもポイントオブオーダーに基づいて発言し、カナダ代表に発言権を与えたことは、手続規則に基づく誤りであると指摘した。これについて議長は、修正された決議案が第 26 回特別会期において紹介されていなかったこと、またエジプト代表に対してはポイントオブオーダーとして発言権を与えたことを述べた。その後、エジプトによる動議の投票が行われ、動議は賛成 46、反対 63、棄権 19 により否決された。

事例 6

第 63 会期

議題項目 103 主要機関の欠員補充選挙 Elections to fill vacancies in principal organs

(c) 国際司法裁判所判事選挙 Elections of five members of the International Court of Justice

(A/63/PV.40) 2008 年 11 月 6 日

ICJの判事の選挙のために開催される会合の数え方について問題が指摘される。ICJの判事 5 名のうち 4 名の判事について決定し、残りの 1 名を決定することになった。選挙の途中でコンゴ民主共和国 (DRC) が候補者を退けた。その旨のDRCの発言後、議長 (代理) が議事を進行し選挙を行おうとしたところ、ギニアビサウが、同会合が何回目の会合に当たるのか、規則上の根拠規定について説明を求めた (ポイントオブオーダーとの記録なし)。事務局は、ICJ規程第 11 条に言及し、第二回の会合であると説明する⁵⁷。カメルーンはポイントオブオーダーを提起し、厳密にはポイントオブオーダーではない、と断ったうえで、質問に対する回答が示されていないとする。同国によれば、午前中に 2 つの会合を開き、最初の会合は閉会し、第二の会合を開いた。現在は第三の会合を開いているが、投票は決

⁵⁷ 第 11 条[選挙のための会]「選挙のために開かれた第一回の会の後になお補充すべき一以上の席がある場合には、第二回の会を、また、必要があるときは第三回の会を開く。」

着していない。我々は第三の会合の終了間近にもかかわらず、結論に至っていない、と述べる。

これに対して、事務局は次の通り説明を行った。本日 39 回会合を開催し選挙を行った。総会の会合と並行して安保理が会合を開き、4 名については本会議の選挙と同じ結果になったが、5 人目については、安保理と合致しなかったために、第二の会合に進んだ。議長は第 39 回会合を閉会、第 40 回会合を開催した。残りの一候補者について、選出に必要とされる 97 の過半数の投票を得られていない。安保理と総会との選挙の結果が合致するように、同会合において他の投票を行わなければならない、第 40 回会合は絶対多数を獲得する候補者が選出されるまで続けられると述べた。この説明についてカメルーンはポイントオブオーダーを提起し、以下の 2 点を論じた。第一に、一つの会合が継続し、候補者が退いたとすれば、それは同一の会合ではないこと、第二に法務部を招聘し、説明を行うことであった。

これに対して事務局は、総会の実行、また主要機関の選挙においても加盟国が候補者を退けた場合に、会合が閉会され新しい会合が開かれることにはならないと説明する。

カメルーンは再度ポイントオブオーダーによって、法務部からの説明および、その記録を求める。事務局が繰り返し説明を行い、これに対してカメルーンは謝意を示しながらも、事務局は法務部ではないと主張。議長に対して、法務部を招請したくないのであれば、議事を進行するように伝えるものの、満足してはいないことを表明する。議長は議事を進行し、最終的に 1 名の候補者が選出された⁵⁸。

(2) 議長裁定への異議申し立て

事例 1

HIV/AIDS に関する第 26 回総会特別会期

議事項目 5 Organization of the session 会期の組織事項

(A/S-26/PV.1)2001 年 6 月 25 日

HIV/AIDSに関する第 26 回総会特別会期の「ラウンドテーブル」に出席できる市民団体

⁵⁸ この件においては、総会では 5 名の判事が絶対多数を得たにもかかわらず安保理では 4 名のみが絶対多数を得たことから、残り的一名について再度選挙を行わなければならなかったこと、また DRC が選挙の途中で立候補を取り下げたことが、議場での混乱をもたらしたと思われる。DRC による候補者の取り下げにより、判事の候補者を出していたカメルーンにとっては、アフリカ諸国内での調整が必要と考えられたこと、さらに ICJ 規程第 12 条に基づいて連合協議会が開催されることにより、調整がより可能になると考えられたことが予想される。

の選定については、加盟国の「ノーオブジェクション」手続きによって決めることとされていた（総会決議 55/242 添付資料パラグラフ 30）が、その結果として作成されたリスト（HIV/AIDS/CRP.6）に含まれなかったある団体⁵⁹を、リストに加える旨の修正案がカナダ等より提出された（A/S/-26/L.1）。この修正案に反対するイスラム諸国会議機構（OIC）を代表して、エジプトは同修正案へのノーアクション動議を提出、投票の結果、賛成 46 反対 63、棄権 19 で否決された。その後、パキスタンがポイントオブオーダーを提起し、規則 67⁶⁰に基づいて、定足数を確認することを要請した。議長（フィンランド）は、先ほどのノーアクション動議の投票の結果より定足数が 128 である（128 カ国が現場に出席している）旨説明し、修正案の投票に進もうとした（ノルウェーが議長の裁定を支持する旨発言）。これに対パキスタンは、先ほどの投票の後、議場から退席している国々があるため、改めて定足数の確認が必要である旨主張し（マレーシア、スーダン等が議長の裁定に疑義を示す発言）、エジプトもポイントオブオーダーにより、定足数の確認の必要性を主張した。議長はこれを自らの裁定に対する異議申し立てであるとみなす旨述べて投票を行い、その結果、賛成 85、反対 2、棄権 1 により議長裁定は支持された。その後、修正案A/S/-26/L.1 が賛成 62、反対 0、棄権 30 で採択され、修正されたリスト（HIV/AIDS/CRP.6）は無投票で採択された⁶¹。

事例 2

第 64 会期

議題項目 8 一般討論 General Debate

(A/64/PV.8) 2009 年 9 月 25 日

⁵⁹ Karyn Kaplan of the International Gay and Lesbian Human Rights Commission

⁶⁰ 規則 67 「議長は、総会構成国の少なくとも 3 分の 1 が出席している場合に、開会を宣言し、討議の進行を認めることができる。決定がなされるためには構成国の過半数の出席を必要とする。」

⁶¹ 議長裁定に対する異議申し立ての投票には、OIC 諸国のほとんどが投票しておらず（タジキスタン（賛成）、アルジェリア（棄権）の 2 国のみ）、またカナダ修正案の投票に先立つ投票理由説明でも、多くの OIC 諸国が投票に参加しない旨の発言を行った。ノーアクション動議否決後の OIC 諸国の中には、実際に退席したとみられる国、議場には残りつつ投票しなかった国（発言はしていたりする）が混在していたとみられ、本当に現場に何カ国いたのかは不明であるが（議長裁定への投票結果についても定足数上の疑義を示す国があった）、OIC 諸国として、どの程度、事前調整の上とった戦術なのかについては議事録からは不明なるも、自らに不利益な決定を阻止する手段として意図的な定足数割れを起こす、という戦術として注目される。

マダガスカル共和国の高度暫定当局（High Transitional Authority、クーデター政権）のラジョリナ「大統領」による演説を議長が招請したところ、同クーデター政権の正当性を認めていない南部アフリカ開発コミュニティ（SADC）の代表として、コンゴ民主共和国（DRC）がポイントオブオーダーを提起し、「規則 71 に基づいて」一般討論にラジョリナ氏を招請し発言させること、また第 64 会期の総会の作業への参加にラジョリナ氏と同氏らによって代表されるマダガスカル代表団を招請する決定に強く抗議し、この件について審議・決定するために信任状委員会が早急に会合するよう呼び掛けるとともに、総会構成国に対して、同氏率いるマダガスカル代表団の一般討論での発言を阻止する手続動議への賛同を呼びかける発言を行った。これに対して、議長は、DRC及び他に議事内容への質問等を提起した他の国のポイントオブオーダーのやりとりを経て、会期への暫定的参加に関する規則 29 に基づいて⁶²、同氏に発言が認められる旨の裁定を述べ、異議ある国に対してその旨表明すること、またその場合は投票にかけると述べた。その結果、DRCがポイントオブオーダーに基づいて、同裁定に対して異議を申し立て、投票を求めた。投票の結果、賛成 4、反対 23、棄権 6 により、ラジョリナ氏に発言の機会を与えるとの議長裁定は否決された。

事例 3

議題項目 19 会期での対応

(A/PV.1286, A/PV.1329, A/PV.1330) 1964 年 12 月 1 日、1965 年 2 月 16 日、2 月 18 日

第 19 会期における、(ソ連・仏等が憲章第 19 条適用国となっている状況下での総会の意思決定方式として) コンセンサスで採択できる決議案についてのみ審議する方法に対して中小国から批判が起り、1965 年 2 月 16 日には、アルバニアがコンセンサス方式による議事進行をやめ、通常の手続きに基づく議事進行を再開する動議を提出し、これを投票によって決定することを求めた (A/PV.1329, para.55. 会合は右動議について決定を行わないまま延期された)。その後 2 月 18 日の次回会合でアルバニアは改めてこの主張を行い、手続きに関する長い議論が行われた。その上で議長は「コンセンサス方式を採用するとの総会の決定を再検討することには反対であるとのコンセンサスが存在する」との裁定を下し

⁶² 規則 29 は、会期への暫定的参加について「いずれかの代表であってその参加に対し一加盟国から異議の申立があったものは信任状委員会の報告及び総会の決定が行われるまで、暫定的に他の代表と同一の権利をもって出席するものとする」と定める。

た。アルバニア代表はこの議長裁定に対してポイントオブオーダーに基づき異議を申し立て、異議申し立てに関する投票を要求した。この結果、アルバニアの異議申し立てが点呼投票で投票に付され、異議申し立てに対して賛成 2、反対 97、棄権 13 となり、異議申し立ては否決された。ちなみにこの投票には、第 19 会期におけるコンセンサス方式導入の原因となった、第 19 条の適用対象となるはずだった国（例えばフランスやソ連）も参加した⁶³。

（３）厳密には手続き規則上の問題ではないものの、何らかの不正規な状況を指摘し、確認や是正を求めたもの

事例 1

第 62 会期

議題項目 65 人権理事会報告 Report of the Human Rights Council

(A/62/PV.79) 2007 年 12 月 21 日

エジプトはポイントオブオーダーを提起し、イスラエルが決議案「人権理事会の報告」に投票を行うことを留意しつつ、イスラエルの席にアンドラ代表が座り、投票を行っていることについて、説明を求め、さらにイスラエルの席に座っている者の信任について説明を求めた。議長は、信任状委員会に必要な文書が提出されていることを確認した。決議案の採択の後（A/RES/219）、エジプトはポイントオブオーダーを提起し、再度この事項について、一般委員会、信任状委員会に通知されているのか、発言した。議長は、事務局からの説明として、この件は慣行に基づいて法務部に提出され、我々はそれに従っていると述べた。

事例 2

第 64 会期

議題項目 77 コソボの独立に関する一方的宣言が国際法に合致しているのかに関する国際司法裁判所の勧告的意見の要請 Request for an advisory opinion of the International

⁶³ ポイントオブオーダーに基づく異議申し立てについて、投票に付されるのは「議長裁定」か「異議申し立て」か、という問題がある。異議申し立ての事例 1, 2 では、「賛成」は議長の裁定への支持投票として行われているが、この事例では、「異議申し立てが投票に付される」という規則の文言に従って、「イエスは異議申し立てに対する支持投票」と議長が説明しており、事例 1, 2 とは逆であるが、この事例の方が規則の文言には忠実と考えられる点で注目される（もっとも、これは単純過半数の総会においては、押すボタンがイエスカノーカの問題にとりあえず限定される）。

Court of Justice on whether the unilateral declaration of independence of Kosovo is in accordance with international law

(A/64/PV.120)2010年9月9日

セルビアがポイントオブオーダーに基づいて発言し、総会議場にプリシュティナの代表がいること、彼らは独立した主権を有する国際連合の加盟国の代表ではないこと、これについて議長に説明を求めた。議長は、プリシュティナの代表が、フランス、ドイツ、イタリア、英国、米の代表団のゲストとして議場に出席していることを加盟国に対して伝えた。

2. 本来のポイントオブオーダーではないもの

(1) 手続き動議を提出するもの

事例1

第64会期

議題項目 120 国際連合システムの強化 Strengthening of the United Nations system

(A/64/PV.122)2010年9月14日

欧州連合（EU）の総会への代表性の問題に関して、決議案 A/64/L.67「国際連合の作業における欧州連合の参加」が用意された。同決議案において、EUの代表が、主要グループの代表の確立された慣行に類似して発言を行い、文書を回覧し、提案を行い、修正を提出し、ポイントオブオーダーを提起し、答弁権を行使し、また座席が認められることを決定することが盛り込まれた。スリナムはポイントオブオーダーにより CARICOM 代表として発言し、この問題について決定に至る状況でないとして、議題項目の討論の延期を要請した。この動議は投票によって可決され、同議題項目は決議の投票に至らないまま延期された。

事例2

第63会期

議題項目 13 GUAM 地域における継続する紛争と、国際の平和、安全と発展への含意
Protracted conflicts in the GUAM area and their implications for international peace, security and development

(A/63/PV.104)2009年9月9日

ロシアは、決議案 A/63/L.79 「グルジアのアブハジアおよびグルジアのツヒンバリ地域/

南オセチアからの国内避難民と難民の地位」について、ポイントオブオーダーを提起、規則 74 に従いノーアクション動議を提出した。ロシアは、決議案の採択は地域における実際的な働きを混乱させ、グルジア、アブハジア、南オセチア間の信頼構築に資するものではないとする。動議は賛成 29、反対 64、棄権 50 により否決される。その後決議案が、賛成 48、反対 19、棄権 78 により採択される（決議 63/307）。決議の採択後、露は、ポイントオブオーダーを提起し、少なくとも 2 名の代表が、決議案に賛成すると示しながら投票では棄権したこと、したがって投票結果は十分に有効ではない(not fully valid)と発言した。議長は、露の所見に対して、投票結果については配布されている印刷版に着目すること、投票の有効性や結果に何ら影響を及ぼすものではないと述べた。

事例 3

第 61 会期

議題項目 18 キューバに対して米によって課された、経済的、商業的、財政的禁輸を終了させる必要性 Necessity of ending the economic, commercial and financial embargo imposed by the United States of America against Cuba

(A/61/PV.50) 2006 年 11 月 8 日

決議案 A/61/L.10 と修正案 A/61/L.19 が提出された。キューバはポイントオブオーダーを提起し、規則 74 条に基づいて、A/61/L.19 の修正案に関してノーアクション動議を提出した。キューバは、この修正案がキューバの人々に対して不正かつ不法な禁輸を解除することを要請してきた一連の総会決議の文言および精神に反するものであると述べた。投票によりよりノーアクション動議が採択され（賛成 126、反対 51、棄権 5）、A/61/L.19 については投票がなされないこととなった。

事例 4

第 63 会期

議題項目 64 人権の促進および保護 Promotion and protection of human rights

(A/63/PV.71) 2008 年 12 月 18 日

A/63/430/Add.3 決議案 III 「イラン・イスラム共和国における人権状況」に関して、イランが、ポイントオブオーダーを用いてノーアクション動議を求める。ノーアクション動議は賛成 69、反対 84、棄権 25 により否決される。続いてイランはポイントオブオーダーに

より、決議案に対して、口頭で 2 つの修正を求めたが、投票によりいずれも否決される。後に決議案 III について投票が行われ、賛成 69、反対 54、棄権 57 で採択された。

事例 5

第 62 会期

議題項目 70 人権の促進および保護 Promotion and protection of human rights

(A/62/PV.76) 2007 年 12 月 18 日

A/62/439/Add.3 決議案 III 「イラン・イスラム共和国における人権状況」に関して、イランが、ポイントオブオーダーを用いてノーアクション動議を求める。ノーアクション動議は、賛成 80、反対 84、棄権 19 により否決される。

事例 6

第 61 会期

議題項目 67 人権の促進および保護 Promotion and protection of human rights

(A/61/PV.81) 2006 年 12 月 19 日

ベラルーシの人権状況に関する決議案 III について露がポイントオブオーダーを提起、ノーアクション動議を規則 74 に従い提出する。ノーアクション動議は、賛成 67、反対 79、棄権 32 により否決される。

また決議案 IV 「イラン・イスラム共和国の人権状況」について、イランがポイントオブオーダーを提起し、規則 74 に基づいてノーアクション動議を提出した。ノーアクション動議は、賛成 75、反対 81、棄権 24 により否決される。

(2) 情報または説明を求めるもの

事例 1

第 61 会期

議題項目 103 主要機関の欠員補充選挙 Elections to fill vacancies in principal organs

(b) 経済社会理事会の 18 名の選挙 Election of eighteen members of the Economic and Social Council

(A/61/PV.45) 2006 年 11 月 2 日

マリがポイントオブオーダーを提起し、西欧グループからすでに 4 名の候補者が出てい

ることを理解しつつ、ポルトガルとギリシャが加わったことに関して投票前に説明を求めた。

議長(代理)は、総会は、規則 140[補欠選挙]に基づいて、経社理の理事国の 2 名を選出する補欠選挙を実施することを述べた。投票 (balloting) によりポルトガルとギリシャが選出された⁶⁴。

事例 2

第 61 会期

議題項目 68 人権理事会報告 Report of the Human Rights Council

(A/61/PV.107) 2006 年 9 月 13 日

グアテマラはポイントオブオーダーによって、決議案 (A/61/L.67) 「先住民の権利に関する国際連合宣言」に記録投票を求めた国名を訪ねた。議長はそれに対して、オーストラリア、ニュージーランド、米と答えた。

事例 3

第 61 会期

議題項目 7 暫定議題項目 provisional agenda

組織事項、議事日程の採択と議題項目の配置 Organization of work, adoption of the agenda and allocation of items

(A/61/PV.2)2006 年 9 月 13 日.

モルドバがポイントオブオーダーにより、発言の順番は誰が決めているのか尋ねる。モルドバは、露とアルメニアの前に発言を行う希望を示したこと、アルメニアは露に発言権を譲ったものの、その後アルメニアに対して発言が求められたことについて、手続規則に基づいていないと主張する。これに対して議長は、事務局から渡された発言者のリストに従っていると説明する。モルドバは続けて、アルメニアが露に発言権を譲ったのであり、その後に発言を求められるとはどういうことなのか、同国は他の発言者を待つべきであると再度主張する。アルメニアが発言し、誤解を陳謝し、モルドバがアルメニアよりも先に発言を求めるとすれば発言の機会を譲ると述べる。この後モルドバはただちに発言を行

⁶⁴ 議長は続けて、スペインが経済社会理事会の理事国の地位を放棄しポルトガルを支持すること、またトルコが同様に理事国の地位を放棄しギリシャを支持することを伝えた。

った。

事例 4

第 64 会期

議題項目 12 紛争を煽るダイヤモンドの役割 The role of diamonds in fuelling conflict

(A/64/PV.63) 2009 年 12 月 11 日

本件事例は、2009 年 12 月 11 日の第 64 会期第 63 回会合において、議題項目 12 「紛争を煽るダイヤモンドの役割」において提出された決議案 (A/64/L.26) の主文 23 後半部分で、概要「キンバリープロセス証明書制度の 2010 年議長国にイスラエルが選出されたことに留意する」趣旨を述べた部分に対するシリアからの分割投票動議に対し、①提出されている動議がそもそもいかなる動議なのか (分割投票か修正案か)、②何に対して「賛成」「反対」を投票することでいかなる結果を生むのか、③そもそも決議案中のどの部分について分割投票が要請されているのか、の各レベルで、総会構成国側において複合的な混乱が起きた事例であり、「分割投票とはそもそもいかなる制度であるか、修正案とはどう異なるのか」「手続きに不明点がある場合のポイントオブオーダーの様々な提起例」という 2 つの観点から注意に値する。

本件決議案主文 23 は、紛争ダイヤモンドの不正取引防止のための国際的取組である「キンバリープロセス証明書制度」の 2009 年議長を務めたナミビアの貢献を高く評価するとともに (以上主文 23 前半)、同プロセスが 2010 年議長にイスラエル、同副議長にコンゴ民主共和国を選出したことに留意する (主文 23 後半) との趣旨であった。一方、イスラエルと敵対関係にあるシリアは、イスラエルへの言及を不満として (前半は残しつつ) イスラエルの議長国就任に触れている主文 23 後半を削除することを目的として、当該部分の分割投票を求めたとみられる。

ところが、この動議について議長及び事務局からは、一貫して「規則 89 に基づく分割投票の動議である」ことを前提とした説明が繰り返し行われたにも拘わらず、「削除への賛成・反対なのか」「修正案ではないのか」といった一連の混乱した議論が起きた。更に、動議の提案者であるシリアも自国の動議内容につき、議長の説明と異なる説明を途中で行ったこともあり、混乱に拍車をかけた。最終的には議長が当初から説明していた通りの投票が行われ、関連文言が賛成多数で決議案に残ることになったものの、イスラエル自身を含め現場にいた多くの国が投票を控えるなど、最後まで判然としない面が残った。以下、実際の進行と合わせて検証する。

当日の会合では、本議題項目に関する発言者が一通り終了したので、決議の採択に移る旨議長が述べた後、議長は「決議案主文 23 の『また、[キンバリープロセス] が、2010 年の議長としてイスラエルを選出し、また副議長として DRC を選出したことに留意する』という文言についての記録投票が要請された」と説明した。これに対して、ポイントオブオーダーで発言する議場の複数の代表と議長／事務局との間で、以下のようなやりとりに発展する（なお以下のやりとりにおける各国の発言に際しては、いずれの国も議長から「ポイントオブオーダーでの発言を認める」として指名されていることから、いずれの発言も、ポイントオブオーダーの使用例である）。

「この時点で何について投票を行うのか不明確であり、何についての投票するのか、賛成投票、反対投票が何を意味するのか明らかにしてほしい（スウェーデン）」、「主文 23 に何が起きるのか、何について投票するのか（イスラエル）」、「同パラグラフを残しておくことあるいは削除することが求められているのか（ジャマイカ）」。議長は上記に逐次答えつつ、スウェーデン、イスラエルに対しては、当初の説明と基本的に同じ内容を繰り返し、ジャマイカに対しては、「賛成投票を行う者はパラグラフをそのまま維持し、反対投票する者は、パラグラフの同部分を決議案から削除することに投票することになる」旨説明したが、米は、「賛成」「反対」がそれぞれ何を意味するのかを再度繰り返すよう議長に要請した。これに対し事務局が、当初の議長の説明及びジャマイカに対する議長の説明と同趣旨の説明を繰り返したが、イスラエルは「決議案に既に記されている文言について、何故投票を行う必要があるのか、或いは議長が動議の提案者に意図を説明してもらうことは可能か」と尋ねた。事務局は、決議案は採択前であれば修正される余地があることを述べた上で、本件動議は「各代表は、提案又は修正の各部分を個別に投票に付することを動議することができる」とする規則 89 に基づく、と説明した。

この説明にもかかわらずペルーは、「パラグラフ削除の提案と理解すべきかあるいはパラグラフの修正か」質問し、イスラエルは「すでに決議案となっているものについて投票しなければならない理由」を質問する。事務局は改めて、主文 23 の一部に対する分割投票の要請がある現状と、分割投票の結果として決議がどうなり得るかにつき説明したが、カナダは「提案されているパラグラフについて同意していないのであれば、修正を提案すべきではないか、それであれば明確な修正について投票できるのではないか、それが通常の手続きなのではないか」と発言した。そこで議長は記録投票を求めたシリアに、修正を提案するのか、分割投票を行いたいのか説明を求めたところ、シリアは、「主文 23 の一部につ

いて記録投票を求めた」と説明した。

しかし引き続き、ナミビア、次いでイスラエルが、何に、何故投票するのかが不明であるとの趣旨を論じて、説明を要請した。これを受けて事務局は規則 89 の全文を読み上げて、分割投票が要請されていることを説明した。にもかかわらず米は、「投票に付される修正案が何なのか未だ説明されておらず、法的意見を要請する」旨発言した。このため議長は、法務顧問の見解を照会するとして会合を一時中断。再開後、議長は、「シリアが同決議案の主文 23 の一部について、規則 89 に基づいて分割投票を求めており、この要請に従い、主文 23 の問題となっている文言（改めて主文 23 後半を読み上げて説明）について分割投票に進む。分割投票の下、賛成は、文言が決議案に残ることになる、反対は、文言が削減されることになる。その後、総会は決議案全体について採択する」と説明した。

ところがシリアは、前回と異なる代表が発言し、「我々の要請について誤解がある。我々の要請は、主文 23 の極一部の削除であり、全文ではない。とくに「議長としてイスラエルを (Israel as Chair and)」という文言（のみ）の削除を要請する。我々は、（主文 23 の他の内容に異議があるわけではなく）イスラエルについて言及してほしくないのである」と述べたので、エジプトは「シリアの提案として以前に読みあげられたことと、たった今説明されたこととは異なる。これは明確な修正である」旨述べ、イスラエルも「会合の中断前までに求められていたのは既存の内容に対する追認投票であったのに対し、先程の発言はある部分の削除投票であり、全く別物である」と発言した。

以上に対して、議長は、投票は会合中断前に投票することに決めたことについて行われる旨説明し、当初の説明通り、主文 23 後半に対する分割投票が行われた。その結果、賛成 90、反対 6、棄権 18 となり、決議案 A/64/L.26 の主文 23 は原案通り決議案に残ることになった。続いて決議本体が無投票で採択された (A/RES/64/109) ⁶⁵。

（本事例については、第Ⅲ章 7. 「他国が提出する決議案等内容に変更を加えようとする行為の選択肢及び処理方法」の事例 12 も参照のこと）

⁶⁵ プレスリリースでは、投票に関しては 78 カ国が「欠席」と記載されており、現場にいた国々の中でも、議事の混乱を踏まえて、敢えて投票ボタンを押さなかった国がかなりいたことが分かる。この 78 カ国には、イスラエル自身の他、イスラエルを支持する立場であったと思われる米国、カナダ、日本等、現場には出席していたはずの国々がかなり含まれている。国連広報局プレスリリース GA/10903、2009 年 12 月 11 日。

(3) 物理的な手配(席次、通訳システム、議場の温度)、文書、通訳などに関連する発言、
その他事務的な事項

(ア) 文書関連

事例 1

第 63 会期

議題項目 44 および 107 経済、社会および関連分野における主要な国際連合会議とサミットの結果への、統合され調整された実施とフォローアップ

Integrated and coordinated implementations of and follow-up to the outcomes of the major United Nations conferences and summits in the economic, social and related fields

ミレニアムサミットの結果のフォローアップ Follow-up to the outcome of the Millennium Summit

(A/63/PV.101) 2009 年 7 月 28 日

チリがポイントオブオーダーに基づいて発言し、討論終了の際の、保護する責任に関する、議長の個人的な見解に留意した。チリは、事務局が、議長の発言の文書を配布してくれればよりよかったと述べる。チリは単に事実に着目したことを述べ、保護する責任という重要なトピックに関する、継続する議論への議長のコミットメントと個人的な見解に謝意を示したいと述べた。

事例 2

第 61 会期

議題項目 55 グローバリゼーションと相互依存 Globalization and interdependence

(b)国際的な移動と開発 International migration and development

(A/61/PV.3) 2006 年 9 月 14 日

アルジェリアがポイントオブオーダーにより、事務局に説明を求める。アフリカ連合(AU)がマイグレーションについて共通アフリカポジションと活動計画を、最近のバンジュールの会合で採択した。これら文書は事務局に送付されたと思うが、この対話に貢献するように配布を求めたい。もしまだ未配布であれば配布を要求する。アフリカの共通ポジションは興味深いものであり我々の任務にも付加価値を与えるものである。

議長はこれに対して、この事項を直ちに調査すること、措置が取られていない場合には、

要請に対応するように即座の措置をとると述べる。

事例 3

第 60 会期

議題項目 52 持続可能な開発 Sustainable Development

(A/60/PV.68)2005 年 12 月 22 日

(g)特にアフリカにおいて、深刻な干ばつおよび/または砂漠化を経験した国家における砂漠化と闘う国際連合条約の履行

決議 60/210「深刻な干ばつまたは砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約の履行」の採択後、カタールがポイントオブオーダーを提起した。多くの代表が、投票の意図について問題を抱えており、それは特定の言語とくにアラビア語の文書がないからであると発言する。この問題が将来的に回避されることを望むと発言する。

事例 4

第 60 会期

議題項目 55 特別な状況における国家集団 Groups of countries in special situations

(b)内陸の発展途上国の特別なニーズと問題に関する特定の行動：内陸および通過の発展途上国、支援国、通過交通協力に関する国際金融開発機関の国際閣僚会合の成果

Specific actions related to the particular needs and problems of landlocked developing countries: outcome of the International Ministerial Conference of Landlocked and Transit Developing Countries and Donor Countries and International Financial and Development Institutions on Transit Transport Cooperation

(A/60/PV.68)2005 年 12 月 22 日

アゼルバイジャンがポイントオブオーダーに基づいて発言し、事務局に対して議題項目 55 (b) の文脈で書簡を送付したこと、要請された日付までに事務局に届いていたが、遅延のゆえに、報告書に反映されるように、すべての公用語に翻訳されなかった。記録において書簡が入手可能であったとの事実を反映することを要請した。

事例 5

第 60 会期

議題項目 45 第 26 回特別会期の成果のフォローアップ HIV/AIDS に関するコミットメントの宣言の履行 Follow-up to the outcome of the twenty-sixth special session: implementation of the Declaration of Commitment on HIV/AIDS

(A/60/PV.74) 2006 年 3 月 27 日

日本がポイントオブオーダーに基づいて発言する。文書 A/60/CRP.2 (ハイレベル会合への参加が招請される市民社会代表のリストおよび 2006 年 5 月 31 日から 6 月 2 日まで開催される、HIV/AIDS へのコミットメント宣言に記された目標の実現において達成される進展の包括的再検討)の誤りを指摘する。37 頁のアフリカジャパンフォーラムについて、インドネシアの国名が日本に変更されるべきと発言した。議長 (代理) は事務局がこの修正に留意したと述べる。

事例 6

第 64 会期

議題項目 69 人権の促進および保護 Promotion and protection of human rights

(A/64/PV.65) 2010 年 12 月 18 日

決議案 XIV 「テロリズムへの対抗における人権および基本的自由の保護」

エジプトがポイントオブオーダーにより、決議案 XIV 「テロとの戦いにおける人権および基本的自由の保護」のパラグラフ 19 のフランス語と英語の文言が異なると編集上の誤りを指摘する。国連公用語間の非一貫性については修正されるべきと指摘する。議長 (代理) は、これに留意し、最終文書には反映されると述べる。

事例 7

第 62 会期

議題項目 56 グローバリゼーションと相互依存 Globalization and interdependence

(A/62/PV.121)2008 年 9 月 11 日

ベネズエラはポイントオブオーダーにより、決議案 A/62/L.4/Rev.1 「産業における透明化の強化」の英語版とスペイン語版の違いを指摘する。タイトルの文言、前文パラグラフ 6 の用語の違いを指摘する。また脚注 3 にウェブサイトが言及されているが削除されるべきと述べる。脚注は国際連合の正式な文書に言及するとき用いられてきた。このような脚

注を含む決定は加盟国の間でのコンセンサスに基づいた決定ではない。またパラグラフ 4 のスペイン語が英語と合致するように修正されるべき。中国がポイントオブオーダーを提起し、同様に同決議案の中国語の文書について、タイトル、主文パラグラフ 4 について問題ありと述べる。露もポイントオブオーダーによって、ロシア語のタイトルが不正確であると指摘する。その後、決議案は、中国語、ロシア語、スペイン語版に関するコメントを考慮して、投票なしで採択される。

事例 8

第 64 会期

議題項目 69 人権の促進および保護 Promotion and protection of human rights

(A/64/PV.65) 2010 年 12 月 18 日

決議案 V 「食糧の権利」について、キューバはポイントオブオーダーにより、第 3 委員会での採択された同決議案第 13 パラグラフの口頭修正を確認する。議長（代理）はこれに留意し、最終文書には反映されると述べる。

事例 9

第 64 会期

議題項目 70、71 特別な経済支援を含む、国際連合の人道および災害救済支援の調整強化
Strengthening of the coordination of humanitarian and disaster relief assistance of the United Nations, including special economic assistance

A/64/PV.60 2009 年 12 月 7 日

スウェーデンがポイントオブオーダーにより、決議案 A/64/L.32 「国際連合の緊急人道支援の調整の強化」前文パラグラフ 12 “protection of civilian persons in time of war” について各用語が大文字で記されるべきと口頭で技術的な修正を行った。議長（代理）はその修正に留意した。

事例 10

第 64 会期

議題項目 70 特別な経済支援を含む、国際連合の人道および災害救済支援の調整強化
Strengthening of the coordination of humanitarian and disaster relief assistance of

the United Nations, including special economic assistance

(A/64/PV.69) 2010年1月22日

スーダンがポイントオブオーダーにより、決議 64/251「救済から発展へ、自然災害の分野における人道支援に関する国際協力」として採択された決議案 A/64/L.43 の編集上の誤りを指摘し、修正を要請する。

パラグラフ 14

(誤) in full accordance with the provisions of resolution 46/182 and the annex thereto

(正) in full accordance with the provisions of General Assembly resolution 46/182 and the annex contained therein

議長（代理）は決議案の技術的な誤りについて留意する、と述べた。

事例 11 投票の誤り

第 61 会期

議題項目 90 一般および完全な軍縮 General and complete disarmament

(A/61/PV.67) 2006年12月6日

アルゼンチンがポイントオブオーダーにより、一般および完全な軍縮、の題目の下で回覧された投票行動の誤りについて指摘する。たった今採択された決議について、記録は議題項目の題目を反映しているが、決議の題目を反映していないこと、議題項目 91, 92 の審議は、幾つかの決議案の採択に関わるので重要であると述べる。議長（代理）は、事務局がこの問題を処理すると答えた。

事例 12 文書の間違い

第 61 会期

議題項目 81 子どもの権利の促進および保護 Promotion and protection of the rights of children

(A/61/PV.81)2006年12月19日

ウルグアイがポイントオブオーダーにより、手続問題を指摘する。A/61/439 に含まれている決議案「子どもの権利」の 2 つのパラグラフが第三委員会で採択されたものと異なると指摘した。また同国は、本会議で採択しようとしている文書が、第三委員会において採択された決議案のテキストであるとの同意があれば議事を進行すべきであると述べる。議

長は、これについては反対がないとして、第三委員会で採択された決議案の投票に進み、決議案は賛成 99、反対 21、棄権 56 によって採択された (A/RES/61/174)。

事例 13

第 61 会期

議題項目 68 人権理事会報告 Report of the Human Rights Council

(A/61/PV.82) 2006 年 12 月 20 日

バングラデシュはポイントオブオーダーを提起し、投票なしで採択された決議 61/177「すべての人の強制失踪からの保護に関する国際条約」について、決議のスポンサー国として誤って記録されている自国名の削除を求めた。

(イ) 作業日程関連

事例 1

第 61 会期

議題項目 103 主要機関の欠員補充選挙 Election to fill vacancies in principal organs

(a) 安保理非常任理事国選挙 Election of five non-permanent members of the Security Council

(A/61/PV.36) 2006 年 10 月 19 日

エジプト ポイントオブオーダーにより、投票 (balloting) の前に手続的な質問があるとし、投票のプロセスについて時間枠を作ることを提案した。エジプトによれば、他の会合や約束があることから、どのようなプロセスとなるのか、議長に対して説明を求めた。エジプトはこの問題について週の 2、3 日を当てることを提案し、また Id al-Fitr の祝日を鑑みて、月曜日と火曜日には投票を予定しないよう考慮することを提案した。議長 (代理) はエジプトのコメントを考慮すると発言した。

事例 2

第 62 会期

議題項目 63 女性の向上 Advancement of women

(A/62/PV.62) 2007 年 12 月 6 日

キューバがポイントオブオーダーによって、当該議題項目が本日、審議される理由につ

いて説明を求めた。議長（代理）は、第三委員会の要請に基づく、と回答した。その後、総会は第三委員会によって勧告された決議案について採択に移る。第三委員会は、「女性のための国連開発基金の協議委員会の構成員の任期」の決議案を投票なしで採択した。議長（代理）は総会も同様の採択を行ってよいか尋ね、投票なしで決議案が採択され、議題項目 63 の審議が終了した。

（ウ） スポンサー関連

事例 1

第 63 会期

議題項目 106 大西洋を横断した奴隷貿易廃止の 200 年記念のフォローアップ Follow-up to the commemoration of the two-hundredth anniversary of the abolition of the transatlantic slave trade

(A/63/PV.29) 2008 年 10 月 20 日

カボベルデはポイントオブオーダーを提起し、決議案 (A/63/L.5) 「奴隷制および大西洋を横断した奴隷貿易の犠牲者への恒久的な記念と追憶」のスポンサー国に関して、アフリカグループの今月の議長のみが、すべてのアフリカを代表することについて理解できないと発言し、アフリカのすべての国が決議案のスポンサー国として掲載されるべきと発言した。議長（代理）はこれに対して総会がカボベルデによる説明に留意すると述べた。

事例 2

第 63 会期

議題項目 65 特別な経済支援を含む、国際連合の人道および災害救援支援の調整強化 Strengthening of the coordination of humanitarian and disaster relief assistance of the United Nations including special economic assistance

(A/63/PV.68) 2008 年 12 月 11 日

中国はポイントオブオーダーを提起し、決議案 A/63/L.45 「リベリアの人道支援と復興」、A/63/L.47 「インド洋津波災害の余波における緊急救済、回復、復興および予防の強化」の共同スポンサー国となる意図を表明した。前日に共同スポンサーのリストに署名しようとしたものの、共同提案について、確認できなかったと説明した。

事例 3

第 62 会期

議題項目 32 近東におけるパレスチナ難民のための国際連合パレスチナ難民救済事業機関

United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East

(A/62/PV.75) 17 2007 年 12 月 17 日

アイスランドがポイントオブオーダーを提起し、決議案 I 「パレスチナ難民の支援」の
スポンサー国となることを表明する。

事例 4

第 62 会期

議題項目 70 人権の促進および保護 Promotion and protection of human rights

(b) 人権および基本的自由の効果的な享受を改善する代替アプローチを含む、人権の問題

Human rights questions, including alternative approaches for improving the effective
enjoyment of human rights and fundamental freedoms

(A/62/PV.76)2007 年 12 月 18 日.

ポルトガルはポイントオブオーダーに基づいて発言し、決議案 IX 「宗教あるいは信念に
基づいたすべての形態の不寛容と差別の撤廃」のスポンサー国としてブルンジとコートジ
ボワールを、第三委員会の報告書(A/63/439/Add.2)に含めることを要請した。

事例 5

第 63 会期

議題項目 144 国際連合ならびに地域および他の機構間の協力 Cooperation between the

United Nations and regional and other organizations

(s)国際連合と太平洋諸島フォーラムの協力 Cooperation between the United Nations and
the Pacific Islands Forum

(A/63/PV.72) 2008 年 12 月 19 日.

トルクメニスタンはポイントオブオーダーを提起し、第 69 会合の議題項目 114 において
採択された決議 63/144 「国際連合と経済協力機構との協力」のスポンサー国になる意図が
あった旨の記録を残す要請を行った。

事例 6

第 63 会期

議題項目 49 持続可能な開発 Sustainable development

(A/63/PV.72) 2008 年 12 月 19 日.

トルクメニスタンはポイントオブオーダーに基づいて発言し、直前にコンセンサスで採択された決議 63/210「エネルギーの確実かつ安定した運搬および持続可能な開発と国際協力を確実とするその役割」のスポンサー国は 58 カ国のはずだが、リストには 27 カ国のみが掲載されていること、事務局に対して、決議の最終版にすべてのスポンサーの国名を記すことを要請した。

事例 7

第 60 会期

議題項目 39 難民、帰還民、避難民の問題および人道的な問題についての国連難民高等弁務官事務所の報告書 Report of the United Nations High Commissioner for Refugees, questions relating to refugees, returnees and displaced persons and humanitarian questions

(A/60/PV.64) 2005 年 12 月 16 日

アゼルバイジャンはポイントオブオーダーに基づいて発言した。採択された決議 60/129「国連難民高等弁務官事務所」について、第三委員会で投票された際にスポンサーより降りたことを述べ、その事実が報告書には反映されていないので、それが記録されることを事務局に要請した。

(4) 手続問題の体裁をとりながら、発言国にとっては実質的な立場表明の性格を持つ問題に言及している事例

事例 1

第 26 会期

議題項目 93 国際連合における中華人民共和国の法的権利の回復 Restoration of the lawful rights of the People's Republic of China in the United Nations

(A/PV.1976) 1971 年 10 月 25 日.

中国代表権問題に関して台湾政府の代表の追放と北京政府の代表招請の決議案 (A/L.630

and Corr.1, Add.1,2) が賛成 76、反対 35、棄権 17 で可決された (決議 2758 (XXVI))。その後、アルバニアがポイントオブオーダーによって決議採択の意義を述べ始める。議長は、アルバニアの発言はポイントオブオーダーであるのかを質問し、ポイントオブオーダーでなければ、投票説明の機会は後日与えられると述べる。アルバニアが発言を継続し、議長は数回におよび投票説明のための機会を与えることはできないと伝えるが、アルバニアは最後まで発言を行った。

事例 2

第 64 会期

議題項目 110 主要機関の欠員補充選挙 Elections to fill vacancies in principal organs

(c)国際司法裁判所の構成員の選挙 Election of a member of the International Court of Justice

(A/64/PV.118)2010 年 9 月 9 日

ICJ 判事として、ドノフュー (米) が選出された後、イランはポイントオブオーダーを提起する。ICJ 規程第 2 条および 9 条は、資格を有する候補者を裁判官の職に選出する基準を規定しており、地理的配分以外の他の要素を含意しまたは行うなどの実践や先例、また特定の国家に対して特別な権利や特権的な扱いを行うことは受け入れられないと発言する。

事例 3

第 62 会期

議題項目 8 一般討論 General debate

(A/62/PV.4) 2007 年 9 月 25 日

ギリシャは、旧ユーゴスラビアマケドニア共和国大統領のスピーチの前にポイントオブオーダーを提起する。安保理決議 817(1993)が勧告し、総会決議 47/225 が決定した通り、当該国名について生じている相違の解決まで、旧ユーゴスラビアマケドニア共和国と暫定的に言及されることを指摘し、また二国間で交渉が継続中であることを鑑みて、旧ユーゴスラビアマケドニア共和国という名前が、国連のすべての目的のために用いられるべきことを要請した。

(5) その他

事例 1 投票の機械に投票行動が反映されない

第 63 会期

議題項目 71 コソボの独立に関する一方的宣言が国際法に合致しているのかに関する国際司法裁判所の勧告的意見の要請 Request for an advisory opinion of the International Court of Justice on whether the unilateral declaration of independence of Kosovo is in accordance with international law

(A/63/PV.22)2008 年 10 月 8 日

決議案は賛成 77、反対 6、棄権 74 により採択された (A/RES/63/3)。決議の採択後、リベリアがポイントオブオーダーを提起し、決議案に反対票を投じ、赤いボタンを押したものの結果が出なかったと述べる。議長は、これに対して、事務局より通達を受け、憲章第 19 条に基づいてリベリアは投票できないと述べる。

事例 2 オブザーバー代表がグループ代表として発言する権利について

第 61 会期

議題項目 81 国際原子力機関報告書 Report of the International Atomic Energy Agency (A/61/PV.42) 2006 年 10 月 30 日

エジプトはポイントオブオーダーを提起し、パレスチナの代表が、アラブグループの議長として発言を行う要請があることを伝え、アラブグループの議長であるパレスチナは、地域グループの他の議長の立場と一致すべきであると発言する。議長（代理）は、すべての地域グループは、慣行として、討論の最初に発言を行い、アラブグループも他の地域グループと同様に、見解を表明する資格があると述べた。

事例 3 修正案に対する討議の要請

第 62 会期

議題項目 70 人権の促進および保護 Promotion and protection of human rights (A/62/PV.76)2007 年 12 月 18 日

ベネズエラは、決議案 III 「イラン・イスラム共和国における人権状況」の paragraph 5 について、修正案を提出した。カナダがポイントオブオーダーを提起し、ベネズエラから提案された修正案について討議する機会がなかったことから、討議を行うことを求めた。その後、イランとカナダがそれぞれ発言し、ベネズエラ提出の口頭による修正案が投票さ

れ、賛成 57、反対 70、棄権 45 で否決された。その後、決議案全体が投票され、賛成 73、反対 53、棄権 55 で採択された。

事例 4 立候補の取り下げ

第 61 会期

議題項目 103 主要機関の欠員補充選挙 Elections to fill vacancies in principal organs

(b) 経済社会理事会の 18 名の欠員補充選挙 Election of eighteen members of the Economic and Social Council

(A/61/PV.49) 2006 年 11 月 7 日

ブルガリアは、ポイントオブオーダーにより、本国政府からの指示により次の説明を行った。ブルガリアは経済社会理事会の理事国に立候補したが、11 月 2 日の最初の投票では 123 票を獲得したものの、2007-2009 年の理事国となるために必要な支持を得られない事実を留意し立候補を取り下げる、と発言した。

事例 5 発言が認められない

第 61 会期

議題項目 13 中東問題 The situation in the Middle East

(A/61/PV.63)2006 年 12 月 1 日

シリアは、ポイントオブオーダーに基づいて発言する。手続規則によれば、ポイントオブオーダーを挙げた直後に発言する資格を有しており、ポイントオブオーダーを求めたものの本国に対して発言する機会が直ちに与えられなかったことについて遺憾の意を述べた。シリアは、米がシリアの国内事項に言及したことを非難し、米に対して、他の国の国内事項に関与しないこと、国連憲章を尊重し、拒否権の使用を止め、国際的な正当性を享受する決議を損なうことを止めること、本国領域にあるイスラエル占領地域への支援から撤退することを求めた⁶⁶。

事例 6 決議採択後の修正要請

第 63 会期

⁶⁶ これはポイントオブオーダーとしては適切な使われ方ではなく、規則 71 違反と考えられる。議長がこの発言を制止しあるいは発言に対してコメントすることはなかった。

議題項目 41 HIV/AIDS に関するコミットメントと宣言の実施と HIV/AIDS の政治宣言
Implementation of the Declaration of Commitment on HIV/AIDS and the Political
Declaration on HIV/AIDS

(A/63/PV.104) 2009 年 9 月 9 日

総会議長提出の決議案 A/63/L.73 「HIV/AIDS に関するコミットメント宣言および HIV/AIDS に関する政治宣言の履行」は、議長（代理）による口頭での修正後に、コンセンサスにより採択された。採択後、シリアがポイントオブオーダーによって、この決定においてなされた修正に対して口頭で修正を行う希望を表明した。

これに対して、議長（代理）は、決定がすでになされたので、この段階で修正を提出することはできないこと、シリアは意見を記録として残すことができると述べる。

シリアは、事前に自国の立場を事務局に伝えており、口頭で修正がありそれを決定の前に提案することも伝えた。その理由から、この決定の採択には同意できないこと、我々は決定の採択前に提案について事務局に伝えていたと発言した。

議長は、同決議に対しては採択がすでになされたこと、誰も発言を求めず、その段階で、決定を行っていいか尋ねた後にコンセンサスで採択したこと、時間が過ぎていたので、シリアからの介入は、会合記録では投票の理由説明とみなされるとした。

事例 7 審議不参加の表明

第 26 会期

議題項目 93 国際連合における中華人民共和国の法的権利の回復 Restoration of the lawful rights of the People's Republic of China in the United Nations (A/PV.1976) 1971 年 10 月 25 日

中華民国は、決議案 A/L.632, Add.1 and 2 が否決され、また決議案 A/L.630, Add.1 and 2 の文言「国際連合また関連する全ての組織において不法に占めている場所から、今後、蒋介石政権の代表を追放する」の分割投票が否決された後にポイントオブオーダーを提起し、決議案 A/L.632 と Add.1 and 2 の否決は、加盟国の追放について規定する国連憲章の重大な違反であるとし、またこの議場での乱れた非合理的な方法を鑑み、今後、総会のいかなる手続きにも参加しないことを表明する。

事例 8 ある代表から他の代表への質問

第 26 会期

議題項目 93 国際連合における中華人民共和国の法的権利の回復 Restoration of the lawful rights of the People's Republic of China in the United Nations

(A/PV.1976) 1971 年 10 月 25 日

チュニジアがポイントオブオーダーを提起し、投票に進む前に、米による決議案 A/L.632 の文言「中華民国」が、「formosa の代表」に置き換わったことについてコメントしたいと述べた。ワシントンと北京との交渉が行われている最中であるが、そのことについては何も知らず、何か知ることができればうれしいとする。続けてチュニジアは、討論の延期と 3 分の 2 の多数決についての 2 つの動議に賛成票を投じたが、この段階で説明がなされなければ、米国による決議案 (A/L.632) には棄権せざるを得ない、と発言した⁶⁷。

5. 動議 (Motion)

討論の延期

規則 74

[序文 7 項を参照。]

各代表は、いかなる事項の討議中にも、討議中の議題項目に関する討論の延期を動議することができる。当該動議の提案者のほか、当該動議に賛成する 2 名の代表及び反対する 2 名の代表が発言できる。その後、当該動議は、直ちに投票に付さなければならない。議長は、本規則に基づき発言者に許される時間を制限することができる。

討論の終結

規則 75

[序文 7 項を参照。]

各代表は、他の代表が発言の希望を表明したかどうかを問わず、いつでも討議中の議題項目に関する討論の終結を動議することができる。討論の終結に関する発言は、終結に反対する 2 名の発言者に限り許可されるものとする。その後、当該動議は、直ちに投票に付さなければならない。総会が討論の終結に賛成する場合には、議長は、討論の終結を宣言する。議長は、本規則の規定に基づき発言者に許される時間を制限することができる。

会合の停止又は延期

⁶⁷チュニジアは、このポイントオブオーダーにおいて、棄権する旨を述べており、この発言の機会を、自国の投票行動の説明としても用いている。

規則 76

[序文 7 項を参照。]

各代表は、いかなる事項の討議中においても、会合の停止又は延期を動議することができる。その動議は、討論することなく直ちに投票に付さなければならない。議長は、会合の停止又は延期を動議した発言者に許される時間を制限することができる。

手続上の動議の順序

規則 77

規則 71 に従って、以下に示された動議は、会合に上程されている他のすべての提案又は動議に対し次の順序で優先する。

- (a) 会合の停止
- (b) 会合の延期
- (c) 討議中の議題項目に関する討論の延期
- (d) 討議中の議題項目に関する討論の終結

解説

ア. 規則 74 は、討論の延期の動議であるが、いわゆる「ノーアクション動議」の提出において頻繁に用いられている⁶⁸。この動議は、討論の延期、または決議案や修正案への投票を阻止する目的で利用されている。討論の延期は、討論の再開期日を定めずに採択されるので、実質的に討論の終了や決議案の投票の阻止となる。また動議の提出は手続的な事項と認識されており、代表は動議を提出する際にその理由を明らかにする必要はない。この動議を用いれば、内容に関して実質的に議論することなく、手続的な事項として動議への投票を行うことができる。またこの動議は、ポイントオブオーダーによって発言に指名された際に提案されることが多い。

イ. 討論を延期する動議（規則 74）は、討論を終結する動議（規則 75，下記キ参照）とは異なる。前者が、決議案等に対する投票に進むことのないまま（且つ再開期日も定めずに）審議を延期するのに対し、後者の場合には、討論を終了して直ちに決議案等への投票の段階に移行することを意味する。

ウ. 討論延期の動議が、ある国から提出された後に、動議に賛成する代表、反対する代表の各 2 名、合計 4 名が、座席で発言できる⁶⁹。この際、発言を行う代表は内容について議論

⁶⁸ Statement by Mr. Fleischhauer, Legal Counsel, A/38/PV.34, para.56, 20 October 1983.

⁶⁹ 付属文書 V 「総会の手続および組織の合理化に関する決定」 34/401 G.11.

するのではなく、動議に賛成または反対の意を表明する⁷⁰。

エ. ノーアクション動議は、総会の存在意義や対話の精神に反するとして、これを用いないことを明らかにしている国もある⁷¹。またある決議案に対して、ノーアクション動議が提出され、同動議が否決された後の決議案の採択は、投票に付されている事例が多い。これは、内容に対する国家間の見解の違いにより生じるものである。

オ. 法務部によれば、規則 74 は、討論中の議題項目に関する討論の延期について定めており、規則に基づいて動議が提出される理由に関しては制限を課していない。過去の事例では、議題項目全体に関するもの、討議されている特定の問題や文書に関連するもの、また無期限の延長に関するものに関して動議が用いられている⁷²。

カ. 規則 75 は討議中の項目 (item) に関する討論の終結について定める。その際、項目とは、議題項目全体、下位の議題項目、特別な提案や一連の提案または提案に対する修正に関するものでもよい。討論の終結の提案がなされた場合には、議長はその範囲について確認することが重要である。これがなされない場合には、動議は、最も広範な効果を有することが意図されていると想定されうる。規則 75 の動議に基づく討論の終結は、通常の討論の終了の後に宣言される終了や、既に締め切られた発言者リスト上の発言者が全員発言を終了した結果の終了と実質的な違いはない⁷³。

キ. 規則 75 は、討論の終結の動議に関して、動議に反対する発言者 2 名のみ発言者の数を制限しており、且つ投票理由の説明はなされない。

ク. 規則 76 に基づいて会合の延期が要請される際に、会合を再開する期日が同時に提案されることがある。動議は、会合を再開する期日の明示如何に関わらず、同等に扱われる⁷⁴。

⁷⁰ 第 62 会期議題項目 70 人権の促進および保護 (b) 人権および基本的自由の効果的な享受を改善するための代替アプローチを含む人権の問題の討議において、議長 (代理) は、ノーアクション動議に賛成 (ポルトガル)、反対 (ベネズエラ) の発言の後に、発言においては内容を議論するのではなく、動議に賛成または反対を表明すること、と発言した。A/62/PV.76, 18 December 2007, p.30.

⁷¹ EU を代表するフィンランドの発言 A/61/PV.50, 8 November 2006, p.21。日本もノーアクション動議を用いることに反対している。A/S/-26/PV.1, p.46, 25 June 2001.

⁷² Motion to take no action on a proposal before the General Assembly-Question of Whether the motion can properly be made under the rule of procedure of the General Assembly, *United Nations Juridical Yearbook*, 1983 p.174.

⁷³ Questions related to the closure of debate and conduct during voting in the plenary meetings of the General Assembly and in the Main Committees-Rules 75 and 88 of the rules of procedure of the General Assembly, *United Nations Juridical Yearbook 1983* p.175.

⁷⁴ Sabel, Robbie, *Procedure at International Conference: A study of the rules of*

ケ. 討論の延期（規則 74）、終結（規則 75）、会合の停止または延期の動議（規則 76）に関して、議長は、発言時間を発言者に割り当てまた制限できる。

コ. 規則 77 によれば、手続上の動議の優先順位は、会合の停止、会合の延期、討論の延期、討論の終結となる⁷⁵。

事例 1 会合延期の動議の例

第 29 会期

議題項目 25 国際連合におけるカンボジアの法的権利の回復（Restoration of Lawful rights of the Royal Government of National Union of Cambodia in the United Nations）

（A/PV.2301）1974 年 11 月 27 日

決議案（A/L.745）の 2 つのパラグラフについて分割投票がなされた。一つめのパラグラフ 4「二つの政府の法的権利は、カンボジア全体の主権者たる人々の権利より生じることが決定される場合にのみ有効であることを鑑み」について投票がなされ、同数（賛成 51、反対 51、棄権 31）となり否決された。その後、決議案（A/L.737/Rev.1）パラグラフ 3 の修正「加盟国が事務総長報告書を検討する機会までいかなるさらなる行動を強制しないことを決定する」が投票され、賛成 54、反対 53、棄権 27 で採択された。最初のパラグラフに関して可否同数となったことから、規則 95 が言及され、果たして決議案全体の投票に進むべきか議論がなされた。議事手続に混乱が見られたことから、イラクが規則 76 に基づいて会合の延期の動議を提出した。投票の結果、動議は賛成 54、反対 58、棄権 21 によって否決された。その後、決議案（パラグラフ 4 を除いた A/L.745 に含まれる修正案によって修正された修正 A/L.737/Rev.1 と、パラグラフ 3 を追加したもの）が投票され、賛成 56、反対 54、棄権 24 で採択された。

事例 2 会合の停止動議。その後にポイントオブオーダーが提起された例

第 28 会期

議題項目 9 一般討論 General Debate

（A/PV.2140）1973 年 10 月 4 日

procedure at the UN and at inter-governmental conferences, Second edition, Cambridge University Press, 2006, pp.105-106.

⁷⁵ 一般論として、さまざまな動議が提出され、優先度が争われる場合には、提出順に投票に付するのが最も合理的な解決方法と考えられる。 *Ibid.*, p.275.

南アフリカ共和国の外務大臣が演説を行おうとしたところ、セネガル、タンザニアがポイントオブオーダーを提起した。総会が南ア政権の信任状を拒否しそれを確認した決議 2636A(XXV)、2862 (XXVI)、2948 (XXVIII) を引用しつつ、南アの演説を認めることは、総会の以前の決定と矛盾することを指摘し、信任状委員会が、同政権の信任状について総会に報告を提供するまで会合を停止する動議を提出した。議長は規則 78[当時、現在の規則 76]に基づいて、会合停止の動議が提案されたことから、討論なく投票が直ちに行われることを伝えた。その直後にサウジアラビアと南アがそれぞれポイントオブオーダーを提起したが、議長は、この時点で発言を認めることは規則 78 に違反するとして⁷⁶、会合停止の動議の投票をただちに行った。動議は、賛成 80、反対 26、棄権 3 によって採択された。

事例 3 会合停止⁷⁷

第四委員会

議題項目 37 植民地独立付与宣言の履行 Implementation of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples

(A/C.4/63/SR.11) 2008 年 12 月 2 日

2008 年 10 月 17 日、第 11 回会合において、米領サモア、アンギラ、バミューダ島、英領バージン諸島、ケイマン諸島、グアム、モンセラット、ピトケアン諸島、セントヘレナ島、タークス・カイコス諸島、米領バージン諸島の問題に関する決議案 VI (A/62/23, chap.XII; A/C.4/63/L.6) が議論された。決議案 VI 主文パラグラフ 2 は「主権に関する紛争がない地域において」と、前年までの採択決議にはなかった新たな文言が含まれており、これについて意見が対立した。同パラグラフ削除の修正案を英が提出し、仏、ニュージーランドが支持した。他方、この決議案については非公式協議ですでに十分に論じられており、修正されずに採択されるべきとの発言があった（インドネシア、ブラジル、ウルグアイ、グアテマラ、シリア、イラン、キューバ、シエラレオネ）。パキスタンは加盟国がコン

⁷⁶ 規則 76（現在）は、各代表による会合の停止または延期の動議は、討論することなく直ちに表決に付されなければならない、と規定する。議長はここで、発言する機会を与えることは規則に反すると述べている（“If I were to give the floor to any speaker at this time I should be running counter to the provisions of rule 78”）。「討論を行わない」という意味では、議長の裁定は正しいが、「ポイントオブオーダーを認めない」という趣旨であるのであれば、議長の裁定は誤りとも考えられる。

⁷⁷ 本調査は総会本会議を対象としているが、本事例は、会合の停止が投票によって決定した稀有な例でもあることから、委員会の実行ではあるものの取り上げる。

センサスに達するために追加の時間をとるべきと発言、セントビンセント・グレナディーン諸島は投票の延期を提案した。手続上の議論が行われ、議長が規則 118[会合の停止又は延期]に言及し、セントビンセント・グレナディーン諸島が会合停止の動議を提出した。挙手による投票が行われ、賛成 75、反対 54、棄権 1 により動議採択、会合の停止が決定された。

事例 4 提出された動議の優先順位

第 12 会期

議題項目 69 シリアの安全および国際の平和に対する脅威への申し立て **Complaint about threats to the security of Syria and to international peace**

(A/PV.708) 1957 年 10 月 22 日

トルコとシリアの関係が悪化する中、サウジアラビアのサウド国王が仲介役となることを申し出、トルコはそれを受け入れた。これを受けて、パラグアイが、規則 76[当時]に基づいて討論延期の動議を提出した。その後シリアが、規則 78[当時]に従い、二つの動議を提出した。第一は翌日まで会合の延期、第二は期日を特定しない会合の延期であった。議長は、まずシリアによる第二の動議について投票を行ったところ、賛成 30、反対 36、棄権 6 で否決された。その後、シリアは第一の動議の修正案を提出し、3 日を超えずに討論を延期することを提案した。議長は、この修正案は、総会が遅くとも 10 月 25 日までに会合を開催することであるとして、まずこれについて投票を行い、同案は賛成 33、反対 32、棄権 15 で採択された。その後、3 日を超えずに討論を延期するとの修正動議が投票され、賛成 37、反対 10、棄権 34 で採択された。

74 条に基づくノーアクション動議の事例・ノーアクション動議が可決された事例

事例 5

第 64 会期

議題項目 120 国際連合システムの強化 **Strengthening of the United Nations system**
(A/64/PV.122) 2010 年 9 月 14 日

決議案 A/64/L.67 「国際連合の作業における欧州連合の参加」について、規則 74 に基づいて、討論の延期の動議が、カリブ共同体 (CARICOM) の代表としてスリナムによってポイントオブオーダーによって提出された。スリナムは、同決議案について、加盟国と国

連の間の関係についての原則、また EU 代表の総会への参加に関する懸念を生じさせること、現段階では、十分な情報に基づいて決定を行える状況にはないこと、また決議案の審議の要請が非公式になされたことを懸念した。ナウルとベネズエラが動議に賛成し、ベルギーと英が動議に反対した。投票が行われ、討論延期の動議は賛成 76、反対 71、棄権 26 で採択された。これにより同議題項目の審議は終了し、第 65 会期の議事日程案に含まれることが議長により提案され決定された。

事例 6

第 61 会期

議題項目 18 キューバに対してアメリカ合衆国によって課された、経済的、商業的、財政的禁輸を終了させる必要性 *Necessity of ending the economic, commercial and financial embargo imposed by the United States of America against Cuba*⁷⁸ (A/61/PV.50) 2006 年 11 月 8 日

決議案 A/61/L.10 「キューバに対してアメリカ合衆国によって課された、経済的、商業的、財政的禁輸を終了させる必要性」、その修正案 A/61/L.19 の採択の際に、キューバがポイントオブオーダーにより、規則 74 に基づいて、A/61/L.19 に含まれる修正案（オーストラリア提出）に関してノーアクション動議を提出する。修正案は、パラグラフ 3 の後に以下を挿入した。「そのような法と措置は、キューバにおける民主主義と政治的自由の継続した欠如に関する深刻な懸念によって動機づけられたものであることに留意し、キューバ政府に対して、すべての政治犯を無条件で釈放し、国際的な人権組織とメカニズムと十分に協力し、世界人権宣言を尊重し、また当事国であるすべての人権諸条約上の義務を完全に順守することを求める。」

キューバは、同決議案が米によって起草されオーストラリアによって提出されており、それはキューバの人々に対する不正かつ不法な禁輸の解除を要請してきた一連の総会決議の文言および精神に反すると指摘した。南アフリカ、中国が動議に賛成し、米、オーストラリアが反対した。

投票の結果、賛成 126、反対 51、棄権 5 により、ノーアクション動議が採択され、これによって A/61/L.19 の修正案に対しては措置が取られないこととなった。引き続き

⁷⁸ キューバに対する米による禁輸の議題項目は、第 47 回会期（1992 年）より継続して扱われている。

A/61/L.10 が投票され、賛成 173、反対 4、棄権 1 により採択された（決議 61/11）。

74 条に基づくノーアクション動議の事例・ノーアクション動議が否決された事例

事例 7

第 61 会期

議題項目 67 人権の促進と保護 Promotion and Protection of human rights

第三委員会報告書 (A/61/443)

(c) 人権状況と特別報告者と代表の報告 第三委員会報告書

(A/61/PV.81) 2006 年 12 月 19 日

露は、ポイントオブオーダーにより、決議案 III 「ベラルーシュにおける人権状況」について規則 74 に従いノーアクション動議を提出した。中国とキューバはノーアクション動議に賛成し、米とフィンランドは動議に反対する発言を行う。ノーアクション動議は、賛成 67、反対 79、棄権 32 により否決される。決議案 III が投票に付され、賛成 72、反対 32、棄権 69 により採択される(決議 61/175)。

その後、決議案 IV 「イラン・イスラム共和国における人権状況」について、イランがポイントオブオーダーにより、規則 74 に従いノーアクション動議を提出する。イランは、ノーアクション動議の採択によって、対話の障壁が取り除かれ、人権の保護と促進に協力できるようになる」と述べる。パキスタン、ジンバブエがノーアクション動議に賛成し、カナダとフィンランドが反対した。ノーアクション動議は、賛成 75、反対 81、棄権 24 により否決される。その後、決議案 IV が賛成 72、反対 50、棄権 55 により採択された(決議 61/176)。

事例 8

第 62 会期

議題項目 70 人権の促進および促進 Promotion and protection of human rights

(A/62/PV.76) 2007 年 12 月 18 日

(c) 人権状況および特別報告者と代表の報告書 Human rights situations and reports of special rapporteurs and representatives

イランはポイントオブオーダーにより、決議案 III (イラン・イスラム共和国における人権状況) について規則 74 に従い、ノーアクション動議を提出した。イランによれば、最も有能かつ専門的な国連の組織としての人権理事会に、普遍的定期審査という効果的なメカ

ニズムを通じて世界中の人権について国際的な審議と監視を行う職務権限が付与されている。したがって、決議案に言及されている問題を、総会によって審議することは正当性を欠き不当であり、本日の総会の議事日程から除外されるべきである。

ベネズエラとパキスタンがノーアクション動議に賛成し、ポルトガルとサンマリノが反対する。ベネズエラは、決議案が特定の国を非難するものとなっており、人権が、介入と政治的プレッシャーの道具となっていると発言。ポルトガルはEU代表として動議に反対し、決議案IIIの討論の延期を求める動議を遺憾とする。同国は、第三委員会において討議を延期しようとする動議が出されており、本会議で再び同決議案について動議が出されることを遺憾とする。決議案へのノーアクション動議が本会議に提出される、全ての構成員を有し、人権を扱う国連の唯一の機関である第三委員会を損なうと発言。その後動議は、賛成 80、反対 84、棄権 19 により否決された。続いて、規則 119 に基づいて、ベネズエラにより第 5 項の口頭修正案が提出され、「この目的のために事務総長に対してイラン・イスラム共和国における人権状況に関する包括的報告書を第 65 回会期に提出することを要請する」を削除する提案がなされる。規則 90 に従い、まず同修正案が採択される⁷⁹。討議の後に採択が行われ、賛成 57、反対 70、棄権 45 により否決される。その後直ちに決議案IIIが採択され、賛成 73、反対 53、棄権 55 により採択される（決議 62/168）。

事例 9

第 63 会期

議題項目 64 人権の促進および保護 Promotion and protection of human rights

(A/63/PV.71) 2008 年 12 月 18 日

イランはポイントオブオーダーを提起し、規則 74 に基づいて A/63/430/Add.3 の決議案 III 「イラン・イスラム共和国における人権状況」についてノーアクション動議を求めた。イランは、総会による特定国の決議の審議は、ジュネーブの人権理事会が普遍的定期審査の会合を開いている状況では不当であると述べた。またノーアクション動議は、国連による、人権に関する審議を妨害しようとしているのではなく、カナダなどによる国際連合システムの操作を拒否することを要求していたとした。ベネズエラ、パキスタンはノーアクション動議に賛成し、カナダ、オーストラリアは反対した。投票の結果、ノーアクション

⁷⁹ カナダはこれに対して、ポイントオブオーダーを提起し、提案された修正について議論する機会がなかったことを指摘し、議長に対して、直ちに討議を行うように要請した。p.31。

動議は賛成 69、反対 84、棄権 25 により否決された。

その後、イランはポイントオブオーダーに基づいて、決議案IIIの第 6 項、第 7 項への口頭修正を行った。第 6 項の口頭修正は、賛成 50、反対 72、棄権 50 で否決された。続いて第 7 項への口頭修正に対する投票がなされ⁸⁰、賛成 50、反対 71、棄権 51 で否決された。最後に決議案IIIが投票に付され、賛成 69、反対 54、棄権 57 により採択された。

事例 10

第 63 会期

議題項目 13 GUAM 地域における継続する紛争と、国際の平和、安全と発展への含意
Protracted conflicts in the GUAM area and their implications for international peace,
security and development (A/63/PV.104) 2009 年 9 月 9 日

露はポイントオブオーダーにより、決議案 A/63/L.79 (アブハジアおよびツヒンバリ/南オセチアの国内避難民と難民の地位) について、規則 74 に従い、ノーアクション動議を提出した。露は、同決議案は対決的な姿勢によって提出されたこと、この決議案の採択は地域における真の実際的な働きを混乱させ、グルジア、アブハジア、南オセチア間の信頼構築を資するものでない、と発言した。ニカラグアとベラルーシュが動議に賛成し、フランスと英が動議に反対し発言。投票の結果、賛成 29、反対 64、棄権 50 によりノーアクション動議が否決された。決議案は賛成 48、反対 19、棄権 78 により採択された (63/307)。

事例 11

第 64 会期

議題項目 14 GUAM 地域における継続する紛争と、国際の平和、安全と発展への含意
Protracted conflicts in the GUAM area and their implications for international peace,
security and development

(A/64/PV.115) 2010 年 9 月 7 日

⁸⁰ 決議案 III の第 7 項への口頭修正についての紹介が議長 (代理) によってなされた際に、カナダが投票理由の説明を発言し、修正に対して手続上および実体上の理由から反対することを表明した。カナダによれば、修正案の紹介が、本会議でなされることは変則的であること、また、決議案の第 6 項において、第 64 会期に事務総長からの最新情報の提供を要請しながら、総会がこの問題について審議を継続しないことは総会にとって矛盾であると述べた。

露は決議案 A/64/L.62(アブハジアおよびツヒンバリ/南オセチアの国内避難民と難民の地位) に関して、規則 74 に基づいてノーアクション動議を求めた。ニカラグア、ベラルーシがノーアクション動議に賛成し、英、フランスが反対した。ニカラグアは、当該問題が、欧州連合 (EU) と欧州安全保障協力機構 (OSCE) の共同議長の下、ジュネーブにおいて会合が行われており、決議案はジュネーブでの議論を損なうものであると発言した。ベラルーシは、アブハジアや南オセチアからの IDP や難民の問題の複雑さが決議案に含まれていること、これに関して主要な当事者間で合意は見られないこと、当該問題はジュネーブで論じられていることから、総会は決議案を採択すべきでないと言った。

英国はこの議題項目を延期するとの動議は、決議案の審議を妨害しようとする試みであり、ノーアクション動議は、加盟国の間で懸念となっている問題が公に処遇され論じられるべき、という国連設立の基礎となっている考えに反すると主張。フランスも、ノーアクション動議は、総会での審議を妨害しようとするものであると述べた。

記録投票の結果、賛成 32、反対 67、棄権 54 でノーアクション動議は否決された。続いて決議案が投票に付され、賛成 50、反対 17、棄権 86 により、決議案 A/64/L.62 が採択された (A/RES/64/296)。

6. 決議案・修正案の提出

提案及び修正

規則 78

[添付資料 IV 87 及び 88 項を参照]

提案及び修正は、通常書面で提出するものとし、かつ、事務総長に手交するものとする。事務総長は、その写を各代表団に配布しなければならない。総会のいかなる会合においても、原則として、いかなる提案も、その写が会合の前日までにすべての代表団に配布されない限り、討議し、又は投票に付してはならない。ただし、議長は、修正又は手続に関する動議については、これらの修正及び動議が配布されていない場合又は当日に配布される場合にも、それらについての討議及び審議を許可することができる。

解説

ア. 規則 78 は、決議案あるいは修正案の提出に関する規定である。本規則によれば、通常は決議案や修正案は書面で事務総長に提出され、そのコピーが会合の前日までに国連代表団に配布されなければ、討議あるいは投票は行われない。しかし同時に本規則は、議長が

許可すれば、提案や修正について文書の配布がない場合や、当日に文書が配布された場合でも、討議を行うことができるとも規定している。特に修正の提案については、しばしば口頭で行われており、そのような場合にも議長の許可により審議や投票が行われている。

もっとも、第 65 回総会会期に際し、2010 年に一般委員会が提出した第 1 報告書は、事務総長に対し、紙媒体に加えて電子媒体でも、全ての決議案と決定を加盟国に送付するよう奨励し、また、加盟国に対しては、電子媒体及び紙媒体の決議案及び決定について、提案国が責任を持って内容において同一(*identical in content*)とすることを求める、としている。また、同報告書は、総会規則 78 における提案に対する審議と行動に注意を払うよう促し、提案のコピーが会合の前日以前に回覧されることを確保するため、提案は余裕を持って提出されなければならない、ともしている⁸¹。加えて国連事務局における総会部局は、「L」形式の決議案を提出する際には、国連の文書管理部門に対し少なくとも 3 日前に通告する必要があり、また、決議案の提出は代表団における本人が国連総会部門に提出しなければならないとしている（実際の提出は、事務局内の総会部門か、本会議中には総会議事場でも可能となっている）。その際には、共同提案者のサインや、提出の際の証明なども要請される⁸²。実際に、内容を吟味する時間的余裕がなく提示された提案等に対し、十分な審議を行う時間がないとして、提案が行われた時点でいったん審議を延期し、後日改めて審議が行われた事例もある。また、決議案の採択直前に提案された修正案などに対しては、決議採択直前に十分な審議もなされないまま修正案を採択することはできない旨の発言も見られる。

決議案や修正案を提案する際には、提案内容に直接関連したり、利害関係を有したりする国家が提案を行うという直接的な提案方法(*direct sponsorship*)と、直接提案内容に関連したり、強い利害関係を有したりする国家ではなく、他の国家が提案を行うという間接的な提案方法(*indirect sponsorship*)がある。直接利害関係を有する国家等が提案を行う事由としては、当該決議等に対する明確な国家の立場を示したり、提案された決議等を採択して欲しいという意図を示したりする点が挙げられる。また、間接的な提案が執られる事由

⁸¹ A/65/250 (17 September 2010), paragraphs 28-29. 右 2 パラグラフを含むすべての組織事項に関する一般委員会の勧告（パラ 3～44）は、一括して総会にテイクノートし了承された。A/65/PV.2.

⁸² *Guidelines for Submission of Draft Resolutions in the General Assembly*, http://www.un.org/en/ga/64/guidelines_submission_draft_reso.pdf (最終アクセス 2011 年 3 月 25 日)

としては、決議等の内容に直接関連を有する国家のみではなく、他国にとっても懸念材料であることを示すことにより、決議等の内容がより大きな普遍性を有すると示して支持を得る、特定の国家によらない提出の方が支持を得られて採択の可能性が高い、他国との取引材料とする、等の点が挙げられる⁸³。決議案等の提案の際には、このような背景となる提案国の意図や戦術も勘案した方が、総会における各国の行動を理解する上で役立つだろう。

イ. 総会本会議における決議案や修正案の提出は、一般的な方法として、提案国が自国の発言を行い、発言の最中に決議案／修正案を提出（イントロデュース）するという方法がある。また、既に総会主要委員会において採択され、本会議に提案されている決議案については、議長が当該決議案を本会議で採択する手続に入る旨の発言をし、そのまま投票に付す場合も多い。その他に、それほど多用されないが、修正案を議長が提案したり、決議案採択の際にポイントオブオーダーが出されて口頭で修正案が提示される場合もある。法務部は、決議案は一般的に加盟国から提案されるが、補助機関や主要委員会の議長／副議長がコンセンサスあるいはノーオブジェクションを代表する決議案を提案する可能性もあり得るとし、また、本会議において議長が決議案を提案することも法的には禁じられてはいないという見解を示している⁸⁴。

ウ. 修正案を提案する事由としては、まず、自国の政策等に関連する決議案が提案され、それが採択されれば自国に非常に不利益となると判断した国家が、当該箇所の変更や削除を求めて修正案を提案する、という点が挙げられる。また、特に冷戦中は、東西の政治的対立に基づいた、国際政治上の事由から修正案が提案されることもあった。今日においても、第三世界が提案した決議案に対し、西側先進国が修正案を出す等の事例も見られ、異なった立場を取る国家が修正案を出す場合もある。その他に、国連公用語における翻訳の違いを指摘する、技術上の理由で主要委員会において合意したのと異なる文言が用いられている、などの事由から修正案が提案されることもあるが、このような修正案は事務的な訂正であるため、規則 78 が予定していた本来の修正とは異なった扱いとなるべきである。

エ. 決議案や修正案の提案後、討論の延期に関する規則 74 に基づき、ノーアクション動議によって提案された決議案や修正案の採択を阻害しようとする行為が散見されることがある（討論の延期に関する動議は、直ちに投票に付さなければならない）。例えば、第 61 回

⁸³ Mower, Glenn A., "The Sponsorship of Proposals in the United Nations General Assembly" *The Western Political Quarterly*, Vol. 15, No. 4 (1962), pp. 661-666.

⁸⁴ *United Nations Juridical Yearbook 1988*, "Possibility of Submission of Draft Resolutions by the President of the general Assembly", p. 322.

本会議における米の対キューバ制裁に関する審議においては、決議案や修正案の提出後に、ポイントオブオーダーを提起し、規則 74 に基づいてノーアクション動議が可決され、修正案は採択されなかった。第 63 回総会本会議において、イランの人権に関する審議の際、イランが規則 74 に基づいてノーアクション動議を出し、その後ポイントオブオーダーを提起して修正案を提案している。

オ. 第 63 回総会本会議会期においては、決議案採択後に、当該決議に対する修正案を提案する国家があったが、決議案採択後の修正提案は手続上認められないとされた。

事例 1

第 61 回会期 議題項目 108 国連と地域及び他の機構間における協力(Cooperation between the United Nations and regional and other organizations) (A/61/PV.38, A/61/PV.39) 2006 年 10 月 20 日

本議題項目については、様々な分野における国連と地域機構等の協力に関連した決議案が複数提案された。2006 年 10 月 20 日午前の会議冒頭、CTBTO の準備委員会事務局より発言があった後、議長がロシアに決議案の提案を促し、ロシアは国連と黒海経済協力機構との協力と題する決議案(A/61/L.4)を提案すると同時に、その意義等について発言の中で説明を行った。ロシアの発言に引き続き、議長はインドに対して決議案の提案を促し、インドは国連とアジア・アフリカ法律協議機構との協力に関する決議案(A/61/L.5)を提案すると同時に、その意義等について発言を行った。引き続き議長は、イタリアに対して決議案の提案を促し、イタリアは国連と議会間同盟に関する決議案(A/61/L.6)を提案すると同時に、発言の中でその意義を述べるとともに、同決議案の前文 7 について訂正を行った。引き続き議長は、ルーマニアに対して決議案の提案を促し、ルーマニアは国連と仏語圏国際機構との協力に関する決議案(A/61/L.7)を提案しつつ、その意義について発言を行った(ルーマニアは当初英語で発言を行っていたが、決議案提案に際して仏語に言語を変えた)。これらの決議案提案に引き続き、GUAM 代表としてウクライナ代表が発言し、さらに太平洋島嶼国フォーラム代表としてパプアニューギニアが発言し、さらにいくつかの地域機構を代表した発言が見られた。

午前に引き続き、同日午後本議題項目についての審議が続き、議長が発言者リストの終了を述べると同時に、決議案 A/61/L.6 及び口頭で訂正された A/61/L.7 については、会議当日朝に配布されたとして、規則 78 の規定適用につき、総会に異議なきことを確認した。次

いで決議案 A/61/L.4、A/61/L.5、口頭で修正された A/61/L.6、A/61/L.7 について決定を行う旨議長より発言があり、これら 4 つの決議案は、無投票で採択された (A/Res/61/4, 61/5, 61/6, 61/7)。

事例 2

第 62 回会期 議題項目 40 植民地独立付与宣言の履行(Implementation of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples) (A/62/PV.75) 2007 年 12 月 17 日

特別政治・非植民地化委員会により総会本会議に提案された決議案のうち、植民地独立付与宣言の履行に関する決議案 V の提示があった際にシリアが発言を求め、口頭で修正案を提案した。シリアは、植民地独立付与宣言に関する委員会のラポラトールとして発言するとし、ニュージーランド施政下であったトケラウ(Tokelau)において住民投票の結果、非自治地域としてのトケラウの地位を変更するのに必要な 3 分の 2 多数の得票があった旨報告し、本決議案 V の主文 6 について当該住民投票を称賛するという文言に変更したい旨発言した。また、シリアは、本修正案を投票なしで採択したい旨述べた。

議長は、シリアの口頭における修正案に対し、規則 90 に従ってまず決定を行うとし、総会に異議無きことを確認の上、修正案を無投票採択した。その上で、修正された決議案全体について記録投票を行い、賛成 176、反対 2、棄権 2 で採択した (A/Res/62/120)。

事例 3

第 2 回会期 議題項目 68 朝鮮の独立問題(The problem of the independence of Korea) (A/PV.111, A/PV.112) 1947 年 11 月 13、14 日

本事例は、国際政治上の事由により、議題項目に関連して相対立する決議案が提案された事例である。本議題項目については、まず第一委員会のラポラトールであったデンマークより、第一委員会によって総会に勧告された決議案(A/447)が提案された。同決議案は、第一委員会において賛成 46、反対 0、棄権 4 で採択されていたが、後にソ連等の東側諸国より、第一委員会における朝鮮問題に関する審議は、朝鮮の代表者が出席しない中で行われていたため、投票には参加しなかった旨報告があったとされた。これに対し、ソ連が 1948 年初頭の時点において朝鮮から軍隊を撤退する旨の決議案を総会に提案していた(A/477)。ソ連は発言を求め、米を非難すると同時に、朝鮮の人々はソ連による提案を受け入れてい

るとし、米の計画にあるような選挙では、朝鮮における真の代表を選出することはできないとした。そして、第一委員会勧告の決議案に対して、ソ連は投票に参加しないと述べた。これに対し米は、第一委員会勧告の決議案は賛成多数で採択されており、ソ連が提案する外国軍隊の朝鮮からの撤退は受け入れられない旨発言した。このように、東西冷戦という国際政治上の対立より、総会においては東側諸国と西側諸国より、それぞれ異なった内容の決議案が提案されていた。

総会本会議においては、米ソ両国に引き続き複数の国家から発言があり、発言者リストの終了後、まず第一委員会により勧告された決議案が投票に付され、賛成 43、反対 0、棄権 6 で採択された (A/Res/112(II)A-B)。次にソ連による決議案が点呼による投票に付され、賛成 7、反対 34、棄権 16 で否決された。

事例 4 規則 78 の例外規定等に関する事例群

①第 63 回会期 議題項目 65 特別な経済支援を含む国連の人道及び災害支援の調整の強化(Strengthening of the coordination of humanitarian and disaster relief assistance of the United Nations, including special economic assistance) (A/63/PV.68) 2008 年 12 月 11 日

本議題においては、インドネシア、リベリア、フランス、スウェーデン、アンティグア＝バーブーダがそれぞれ決議案を提案した。提案された決議案のうち、G77 と中国を代表してアンティグア＝バーブーダが提案した決議案(A/63/L.53)については、決議案提案と同時に口頭による修正が行われ、さらに、議長代理により、当該決議案が会議当日の朝配布されたため、第 78 条を援用しつつ、総会において当該決議に関する討議をしてよいか、総会本会議において参加国の了承を得たい旨の発言があった。そこでは反対意見がなかったため、参加国の了承が得られたと見なされたが、決議案の審議に当たり、米が、アンティグア＝バーブーダ代表の提案した決議案については、公開の非公式協議において文面の合意があったにもかかわらず文言が変更されたことに関して失望する旨の発言があった。最終的に、アンティグア＝バーブーダが提案（日本、メキシコ、露も提案に加わった）し、修正された決議案は、A/Res/63/141 として採択された。

②第 61 回会期 議題項目 37 国連専門機関による植民地独立付与宣言の履行(Implementation of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples by the specialized agencies and the international institutions

associated with the United Nations) (A/61/PV.79) 2006年12月14日

本議題については、特別政治・非植民地化委員会より、決議案が本会議に勧告された。当該決議案に対し、スペインが修正案を口頭で提案し、当該修正案は書面でも既に配布済みであるが、いくつかの代表は修正案を考慮する十分な時間がなかったかもしれないという旨の発言を行った。これに対し、シリアが、当該修正案は会合の前日遅くに E メールで配布され、多くの加盟国はそれを検討する時間的余裕がなく、修正案に対する討議を延期して欲しいという提案を行った。議長は、反対する国家がなければ、討議を延期する旨発言し、結果的に討議は延期されることとなった。

③第 62 回会期 議題項目 108 国際的なテロリズムを排除する措置(Measures to eliminate international terrorism) (A/62/PV.62) 2007年12月6日

本議題については、総会第六委員会より、総会に対して決議案が勧告された。決議案が議長代理より紹介された後、カナダが発言を求め、第六委員会において決議案が採択された後、ウガンダより東アフリカ共同体(East African community)を前文 21 項にあるリストに追加したい旨発言があり、さらにケニアより書面で正式な修正の提案があったと述べた。カナダはさらに、11月26日に E メール とファクスで全ての代表団に対して当該修正の提案を送付し、2007年12月3日までに反対がなければ、本会議において決議案に対する修正を提案するとし、また修正案が採択されれば、第六委員会と同様に決議案を無投票で採択したい旨発言した。議長は、カナダより口頭で修正案が提案された旨述べ、規則 90 に基づいてまず修正案の採択を無投票で採択した。その後、修正後の決議案に対しては、第六委員会と同様に投票なしで採択され、A/Res/62/71 となった。

④第 63 回会期 議題項目 41 HIV/AIDS への公約及び政治的宣言の履行(Implementation of the Declaration of Commitment on HIV/AIDS and Political Declaration on HIV/AIDS) (A/63/PV.104) 2009年9月9日

本議題について、まず議長代理より、2009年6月16日と17日に行われた国連総会本会議における討議を想起し、同年9月4日付の総会議長から加盟国代表団に宛てた書簡において、本議題に関する決定案(A/L.63/L.73)の変更が提案された旨の発言があった。次いで議長代理より、変更箇所について口頭で説明があり、口頭によって修正された決定案の採択可否を確認の上、修正された決定案が無投票で採択された。

⑤第 61 回会期 議題項目 67(b) 人権の伸長及び保護：人権と基本的自由の効果的な享受を向上させる他のアプローチを含む人権問題(Promotion and protection of human rights:

Human rights questions, including alternative approaches for improving the effective enjoyment of human rights and fundamental freedoms) (A/61/PV.81) 2006年12月19日

本議題の下では、いくつかの決議が採択された。その内の一つである「行方不明者(Missing persons)」と題する決議案の採択に際し、主要提案国であるアゼルバイジャンより発言があり、第三委員会における非公式協議において合意された、最終的な修正の一つが、技術上の理由により決議案に含まれていないと指摘した。続いて、アゼルバイジャンが口頭において、決議案主文6の”existing laws, practices”は”international and national legal”と修正すると発言し、本修正案は新たな修正ではなく、既に第三委員会では合意されており、技術的な理由で決議案には反映されていないとした。議長は、アゼルバイジャンの提案した修正案について、手続規則90に従い、まず決定を行うとした。そして、総会がこの修正案を認めるか確認し、口頭による修正案が無投票で可決された後、修正された決議案全体を投票なしで採択した（第三委員会においても本決議案は投票なしで採択されているため、同様とした）(A/Res/61/155)。

⑥議題項目64(c) 人権の伸長と保護：人権の状況と特別報告者及び代表の報告書 (Human rights situations and reports of special rapporteurs and representatives) (A/63/PV.71) 2008年12月18日

本議題の下では、個別国家の人権状況などについて本会議において決議が採択されている。そのうち、「イラン・イスラム共和国における人権の状況」(Situation of human rights in the Islamic Republic of Iran)に関する決議案の採択に際し、イランがポイントオブオーダーを提起し、規則74に基づいて当該決議についてノーアクション動議を求めた。賛成69、反対84、棄権25で当該動議は否決された後、イランが再度ポイントオブオーダーを提起し、総会規則に基づき、口頭で決議案主文6及び7に対する2の修正案を提案した。議長代理は、当該修正案を一つずつ投票する旨発言し、投票理由の説明（カナダは、決議採択直前に修正案が提案されるのは手続上問題があると指摘）が行われた後に、まず決議案主文6に対する修正案が投票に付され、賛成50、反対72、棄権50で否決された。次に決議案主文7に対する修正案が投票に付され、賛成50、反対71、棄権51で否決された。最終的に決議全体に対する投票が行われ、賛成69、反対54、棄権57で採択された(A/Res/63/191)。(本事例については、規則74「討論の延期」も参照)

事例 5

第 61 回会期 議題項目 18 第 61 回総会本会議、キューバに対して米が強制する経済的、商業的そして金融上の禁輸を終結させる必要性(Necessity of ending the economic, commercial and financial embargo imposed by the United States of America against Cuba) (A/61/PV.50) 2006 年 11 月 8 日

本議題における発言者リストへの登録終了後、ベトナム、中国、米、キューバ、シリア、インド、イラン、マレーシア、ナミビアが発言し、次いで発言したオーストラリアが、キューバが提出した国際法上の貿易や海洋交通の自由を再確認し、貿易制限等の国内法の無効化を要請した決議案(A/61/L.10)に対する主文を追加して、キューバにおける民主主義の欠落に言及した上で、キューバ政府に対して政治犯の釈放や国際人権規約等に完全に協力することを要請する修正案(A/L.61/L.19)を提案した。これに対し、キューバがポイントオブオーダーを提起し、当該修正案に対し、規則 74 を援用してノーアクション動議を出した。議長代理は、手続規則に基づき、キューバ代表によるノーアクション動議を投票にかけ、賛成 126、反対 51、棄権 5 で修正案に対するノーアクション動議は採択された。引き続き、決議案に対する採択が行われ、フィンランドと露より投票理由の説明がなされた後、当該決議案は賛成 183、反対 4、棄権 1 で採択され (A/Res/61/11)、修正案に対する投票は行われなかった。(本事例については、規則 71 「ポイントオブオーダー」の箇所も参照)

事例 6

第 63 回会期 議題項目 41 HIV/AIDS への公約及び政治的宣言の履行 (Implementation of the Declaration of Commitment on HIV/AIDS and Political Declaration on HIV/AIDS (A/63/PV.104) 2009 年 9 月 9 日

本議題においては、上記事例群 4 ④でも述べたように、総会議長が提案した修正が行われた後に、決定案が採択された。決定採択後、シリア代表がポイントオブオーダーを提起し、決定の一部となった修正に対し、口頭で修正を加えたい旨の発言を行った。これに対し、議長代理は、決定は既に行われており、手続上、現時点における修正の提出は認められないが、発言を記録に残したいのであれば発言を認めると述べた。シリア代表は、既に事務局に対しは、口頭での修正案を提案し、且つ決定案決定以前に行う旨の要請を行っており、決定に対しては賛成できないと述べた。また、当該修正案は、決定案採択以前に行おうとしていたが、席にいなかったためできなかったとし、出席する権利を行使して修正

案を審議してもらいたい旨発言した。これに対し、議長代理は、決定は既に行われているため、現時点での修正案提案は行えないとし、シリアによる発言は、記録上投票理由の説明として取り扱うとした。また、現時点で可能なことは、本議題の討議を終了して次の議題に移ることであるとし、総会の了承を得て討議を終了した後、次の議題の討議に入った。（本事例については、規則 71「ポイントオブオーダー」の箇所も参照）

7. 他国が提出する決議案等内容に変更を加えようとする行為の選択肢及び処理方法

提案及び修正の分割／修正の投票

規則 89

[序文 7 項を参照。]

各代表は、提案又は修正の各部分を個別に投票に付することを動議することができる。分割の要請に対し異議が申し立てられた場合にも、分割の動議を投票に付するものとする。分割の動議に関する発言は、賛成の発言者 2 名及び反対の発言者 2 名に限り許可される。分割の動議が通過した場合には、可決された提案又は修正の各部分はその後は全体として投票に付するものとする。提案又は修正の主文のすべてが否決された場合には、その提案又は修正は、全体として否決されたものとみなされる。

規則 90

[序文 7 項を参照。]

提案に対し修正が動議された場合には、まず、その修正を投票に付するものとする。1 提案に対し 2 以上の修正が動議された場合には、総会は、まず原案から内容的に最も離れた修正を投票に付するものとし、その後、次に原案から最も離れた修正を投票に付するものとし、このようにしてすべての修正が投票に付されるまで、引き続き同様に投票をおこなうものとする。もっとも、1 修正の採択が必然的に他の修正の否決を意味する場合には、この修正については投票を行わない。1 以上の修正が採択されたときは、その修正を加えた提案が投票に付される。動議が単に提案の一部に対する追加又は一部の削除若しくは訂正である場合には、その動議は、提案に対する修正と見なされる。

解説

ア. 規則 89 と規則 90 はそれぞれ、分割投票及び修正案の投票に関する規定である。分割投票(separate vote)は、決議案や修正案の一部分について、全体の決議案あるいは修正案とは別に投票する方法である。また、決議案に対する修正案が提案された場合には、決議案

より前に、修正案に対する投票が行われる。これは、当該決議案や修正案の内容の可否についての投票であり、個人を選出する選挙とは性格が異なる。また、選挙のため投票が行われる場合は、欠員が補充されるまで投票が行われるが、決議案や修正案に関する投票により、内容が否決されても、手続上の問題はおこらない⁸⁵。そして、修正案の提出に対しては、時間的な期限が設けられることもあり、修正案の提出に間に合わなかった場合には、手続規則 89（主要委員会では規則 129）を援用して、分割投票を求める場合もある⁸⁶。

イ. 規則 89 に基づく分割投票は、決議案全体の投票に先立って、決議案の特定の一部分についての賛否を投票し、当該部分を可決又は否決して最終的な決議案の内容を維持又は変更することで確定させるか、投票行動自体によって国家の姿勢を意思表示したい、他の国家の意見を知りたい、等の事由で行われる。この分割投票は、決議案の主文の一部のみならず、前文の一部に対しても行われることがある。

分割投票の動議がそのまま認められた場合、ある特定部分の削除を目論む国は、当該部分に対して「反対」投票を行い、「反対多数」になれば、当該部分は否決され、決議案全体から削除される。他方、同じ「削除」でも、下記 11 で説明する修正案（削除する旨の修正案）の場合は、修正案に「賛成」投票し、「賛成多数」によって当該部分が削除される。即ち「分割投票」であるか「修正案」であるかによって、押す必要のある投票ボタンが真逆になるので、注意を要する。更に、分割投票の動議は、動議そのものに反対する国がある場合、動議自体の可否に関する手続投票を先に行うことが可能になっている。この場合、決議案の一部分を削除したい国は、分割投票を実現するため、この手続投票では動議に「賛成」のボタンを押す必要がある。即ち、同じ「削除」という目的を達成する上でも、いかなる投票を行っているかによって押すボタンが「反対」である時と「賛成」である時があるため、代表は、現場で提出されている動議が何であるかを正確に把握する必要がある。

一般的に、事前に申出がなければ、主要委員会で行われた投票の方式が本会議でも行われるため、分割投票などが総会主要委員会において行われていれば、総会本会議でも同様の手続がとられる。ただし、事前に分割投票を行わない旨の申出があれば、主要委員会でも分割投票が行われていても、総会本会議での分割投票は行われない（例えば、下記事例？

⁸⁵ Rudzinski, Aleksander W., “Election Procedure in the United Nations” *American Journal of International Law*, Vol. 53, No. 1 (1959), pp. 81-82.

⁸⁶ Kaufmann, Johan, *United Nations Decision Making*, Sijthoff & Noordhoff (1980), pp. 123-124.

における、地球温暖化に関する決議に置ける日本の投票行動)。総会主要委員会で分割投票が行われている場合は、多くの場合、総会本会議の議長が、加盟国に対し、本会議においても同様の手続をとってよいかどうか確認している。近年の国連総会における実行においては、軍縮関連決議への投票で多用されているほか、国連の通常予算を決定する決議、国連レバノン暫定軍(UNIFIL)の予算に関する決議などでも、分割投票が行われている事例がある。

ウ. 規則 90 条に基づく修正案は、上記規則 78 において定められているように、原則として書面で事務総長に提出し、会合の前日までにそのコピーが各代表団に配布されていなければならない。しかし、実際は、口頭による修正案の提案も多々行われている。また、時には決議採択直前に修正案が口頭によって提案されることもあり、そのような場合には、他の加盟国より、討議の最終段階での修正案提案に対する異論が唱えられることもある。そして、特定の問題に対して国家の見解が分かれている際などには、修正案が僅差で採択されたり、否決されたりする場合もある。

エ. 分割投票や修正案が実際に採択されるための得票数については、国連発足当初は明確に定められておらず、特に、「出席し且つ投票する構成国の 3 分の 2 多数」が必要とされる重要事項と指定された議題のもとで提案された修正案については、これを単純多数決で採択するか、それとも 3 分の 2 多数決で採択するか混乱した時期もあった⁸⁷。しかし、1950 年 11 月 1 日の総会決議 475(V)によって、「重要問題に関する提案の修正及びその提案の一部で個別的に投票に付されるものについての総会の決定は、出席しかつ投票する構成国の 3 分の 2 の多数により行われるものとする。」とする現在の規則 84 が新たに定められ、重要問題に対する分割投票や修正案の採択にも 3 分の 2 多数の賛成が必要となっている。

オ. 規則 90 は、「1 提案に対し 2 以上の修正が動議された場合には、総会は、まず原案から内容的に最も離れた修正を投票に付するものとし、その後、次に原案から最も離れた修正を登場に付する」と規定し、内容的にかけ離れた修正案から順に採決するとしている。しかし、どのような内容の修正案が「内容的に最も離れた修正」であるか否かという明確な判断基準はない。例えば、特定箇所を削除するという修正案は、一見したところ「内容的に最も離れた修正」と考えられるが、“not”の一言を入れて特定箇所の内容を全て否定す

⁸⁷ Hovey, Allan Jr., “Voting Procedure in the General Assembly” *International Organization*, Vol. 4, No. 3 (1950), pp. 423-426.

のような場合と比すると、どちらも「内容的に最も離れた修正」になりうる⁸⁸。

カ．規則 90 はまた、「動議が単に提案の一部に対する追加又は一部の削除若しくは訂正である場合には、その動議は、提案に対する修正と見なされる。」と規定しており、修正案の内容が決議案とあまりにかけ離れている場合には、それは修正とはみなされず、新たな提案とみなされる⁸⁹。このため、修正案として提案する内容は、決議案の内容とかけ離れすぎていてはならないと指摘される。例えば、第 34 回会期において、信任状委員会が、カンボジアの代表としてヘン・サムリン政権ではなく、ポル・ポト政権を承認するよう勧告をしたことに対し、インドが「カンボジア代表の席を空席とする」修正案を提案したが、それは修正ではなく、新たかつ異なった提案であるとする動議がシンガポール及びマレーシアから出されている。結果的に、この動議は、賛成多数で可決された。

キ．法務部は、1971 年に、決議案の一部を削除する修正案が否決された際に、当該箇所に対する分割投票の動議が提出された場合、委員会における提案の再審議には出席し且つ投票する構成国の 3 分の 2 の多数の賛成が必要、とする規則 124（当時、現在の規則 123）が適用されるか、という質問に対し、否定的な見解を示している。その事由として、決議案の削除に関する修正案の否決は、当該部分の採択を意味するものではなく、ある部分の削除を求める提案に対するある代表団の考慮事項は、同じ部分を分割投票に付した場合にいかにかに意思表示するかの動機とは異なるものである可能性があるという点を挙げている（これは本会議における提案の再審議を定めた規則 83（当時）についても同様である）⁹⁰。

ク．分割投票や修正案の提案は主要委員会でも頻繁に行われており、その結果が総会本会議に反映される場合もある。主要委員会において、分割投票や修正案の提案を行うことも肝要だと考えられる。また、分割投票と修正案の採択が、同一の決議で行われる場合や、分割投票と修正案の手続が混同された事例も見られる。数多くの修正案を提案して決議案の採択を阻止しようとした近年の事例としては、グルジア問題の討議におけるロシアの行動が挙げられる。

事例 1

⁸⁸ *Ibid.*, p. 424.

⁸⁹ *Ibid.*, pp. 424-425.

⁹⁰ *United Nations Juridical Yearbook 1971*, “Question Whether Rule 124 of the Rules of Procedure of the General Assembly is applicable when a Motion for Deletion relating to a Part of a Proposal is Submitted after an Amendment for Deletion of that Same Part has been Rejected”, pp. 200-201.

第 26 回会期 議題項目 93 中華人民共和国の法的権利の回復 (Restoration of the lawful rights of the People's Public of China) (GAOR 26th Session, A/PV.1976 and Corr.1)

1971 年 10 月 25 日

本議題項目については、米によるいわゆる「逆重要事項指定決議案」が直前の投票で否決されたことにより、中華人民共和国政府を国連における中国の正統代表と認めるアルバニア決議案の可決が不可避とみられるに及んで、国民政府を支持する加盟国等が国民政府擁護の最後の手段として、アルバニア決議案主文後半の国民政府追放の箇所を削除しようという試みがなされた（仮にこの試みが奏功した場合、アルバニア決議案は「中華人民共和国政府を招請する」内容だけの決議となり、中華人民共和国と国民政府の双方が席を持つ余地のある決議になる）。

まず米がポイントオブオーダーを提起し、規則 80（当時、現在の規則 78）に基づいて、決議案 A/L.630 及び Add.1 and 2 から、国民政府を国連等から追放する部分を削除するという動議を出し、これに反対するポイントオブオーダーがイラク及びタンザニアより出された後、議長により現在投票は継続しているため、修正は認められない旨発言があった。これに対し、米は規則 91（当時、現在の規則 89）に基づいて、同部分に対する分割投票を提案する動議を出した。この米の動議に対してもシエラレオネよりポイントオブオーダーが提起され、分割投票等の試みは単に議事進行を遅延させる効果しか有せず、規則 91 に基づく分割投票の要請に対して反対の動議を出すと述べた。その結果、米によって出された分割投票の動議について投票が行われ、賛成 51、反対 61、棄権 16 で否決された。（本事例については、規則 71「ポイントオブオーダー」、規則 91「提案の投票」、規則 83~85「重要事項の指定」も参照）

事例 2

第 63 回会期 議題項目 89 一般的且つ完全な軍縮(General and complete disarmament)、及び議題項目 92 中東における核拡散のリスク(The risk of nuclear proliferation in the Middle East) (A/63/PV.61) 2008 年 12 月 2 日

本事例は、軍縮関連決議において、今日でも多用される分割投票の要請とその投票行動の結果のうちいくつかを取り上げたものである。

議題項目 89 については、第一委員会から 34 本の決議案が勧告された。それらの内、「核兵器のない世界へ：核軍縮公約の履行促進(Towards a nuclear-weapon-free world:

accelerating the implementation of nuclear disarmament commitments)」と題する決議案 XVIII、「実現可能な軍縮措置による平和の強化(Consolidation of peace through practical disarmament measures)」と題する決議案 XXII、「核兵器のない南半球及び近隣地域(Nuclear-weapon-free southern hemisphere and adjacent areas)」と題する決議案 XXVI、「軍備における透明性(Transparency in armaments)」と題する決議案 XXX、「小火器及び軽武器のあらゆる側面における違法取引(The illicit trade in small arms and light weapons in all its aspects)」と題する決議案 XXXIII に対し、分割投票の要請が行われた。

決議案 XVIII については、NPT を批准していないインド、イスラエル及びパキスタンを含む名指しした上で、当該条約の普遍化に反しているとし、これらの国家に無条件での早期批准を促す主文 4 について、分割投票の要請があった旨、まず議長より発言があった。これに反対がなかったことから、まず主文 4 に対する投票が行われた。投票の結果、賛成 165、反対 4 (インド、イスラエル、パキスタン、米)、棄権 6 (ブータン、北朝鮮、フランス、パラウ、露、英) で、主文 4 は決議案に残ることとなった。引き続き決議案全体に対する投票が行われ、賛成 166、反対 5 (北朝鮮、フランス、インド、イスラエル、米)、棄権 7 (ブータン、パキスタン、パラウ、露、英等) で採択され、A/Res/63/58 が成立した。

決議案 XXII については、国連内に設置された実現可能な軍縮措置の履行や実行に関するプログラムを歓迎するという内容の前文 10 について、分割投票の要請があった旨、まず議長より発言があった。これに反対がなかったことから、まず前文 10 について投票が行われ、賛成 176、反対なし、棄権 1 (イラン) で主文 10 は決議案に残ることとなった。引き続き決議案全体に対する投票が行われ、賛成 182、反対なしで採択され、A/Res/63/62 が成立した。

決議案 XXXVI については、非核地帯に関する条約交渉を歓迎し、中東及び南アジアにおける非核地帯の設定について考慮を要請する旨規定した主文 6 について分割投票の要請があった旨、まず議長より発言があった。これに反対がなかったことから、まず主文 6 について投票が行われ、賛成 168、反対 2 (インド、パキスタン)、棄権 9 (フランス、イスラエル、露、英、米等) で主文 6 は決議案に残ることとなった。引き続き決議案全体に対する投票が行われ、賛成 171、反対 3 (フランス、英及び米)、棄権 7 (インド、イスラエル、パキスタン、露等) で採択され、A/Res/63/65 が成立した。

決議案 XXX については、通常兵器移転登録制度に基づく軍事情報について登録を要請する主文 2、兵器の調達に関する情報提供を呼びかける主文 3、小型兵器／軽武器の移転に関

する情報提供を呼びかける主文 4、通常兵器移転登録制度の継続等に関する事務総長報告書作成を要請する主文 5 (b) 及び加盟国に対しても制度に関する見解を提出するよう要請する主文 5 全体、そしてジュネーブ軍縮会議に対して兵器の透明性を考慮するよう呼びかける主文 7 について分割投票の要請があった旨、まず議長より発言があった。これに対する反対は表明されなかった。まず主文 2 について投票が行われ、賛成 157、反対なし、棄権 22 (アルジェリア等中東諸国とチュニジア等北アフリカ諸国など、以下主文 3、4、5 (b)、5、7 についても類似) で決議案に残ることとなり、主文 3 も、賛成 158、反対なし、棄権 22 で決議案に残ることとなった。次いで主文 4 については、賛成 157、反対なし、棄権 22 であり、主文 5 (b) は賛成 158、反対なし、棄権 22 で、主文 5 全体は賛成 158、反対なし、棄権 22 であり、主文 7 は賛成 158、反対なし、棄権 22 という投票結果となり、全ての主文が決議案に残ることとなった。最終的に決議案全体が投票に付され、賛成 160、反対なし、棄権 22 で採択され、A/Res/63/69 が成立した。

決議案 XXXII については、小型兵器／軽武器に関する会議の成果文書の履行を促す主文 4、及び専門家による参加者を限定しない(open-ended)会議開催に関する主文 13 について分割投票の要請があった旨、まず議長より発言があった。これに対する反対がなかったことから、まず主文 4 について投票が行われ、賛成 177、反対なし、棄権 2 (イラン、米) で主文 4 は決議案に残ることとなった。次いで主文 13 について投票が行われ、賛成 176、反対 1 (米)、棄権 1 (イラン) で主文 13 は決議案に残ることになった。最後に決議案全体が投票に付され、賛成 181、反対 1 (米)、棄権なしで採択され、A/Res/63/72 となった。

また、同日投票が行われた議題項目 92 についても、第一委員会から勧告された決議案に対し、分割投票が要請された。決議案のうち、2000 年の NPT 再検討会議における、当該条約の普遍性を目指して、未批准国に対して早期の条約批准を促すとした最終文書を認識するとした前文 6 について分割投票の要請があった旨、まず議長より発言があった。これに反対の意が表明されなかったことから、まず前文 6 について投票が行われ、賛成 167、反対 5 (インド、イスラエル、パキスタン、パラウ、米)、棄権 4 (ブータン、北朝鮮、エチオピア、モーリシャス) で、前文 6 は決議に残ることとなった。引き続き決議案全体に対する投票が行われ、賛成 169、反対 5 (イスラエル、マーシャル諸島、ミクロネシア、パラウ、米)、棄権 6 (オーストラリア、インド等) で採択され、A/Res/63/84 となった。

事例 3

第 6 回会期 議題項目 49 侵略の定義に関する問題等を含む国際法委員会第三回会合の報告 (Report of the International Law Commission covering the work of its third session, including (b) question of defining aggression; (c) review of the Statute of the International Law Commission) (A/PV. 368) 1952 年 1 月 31 日

本事例は、分割投票及び僅差による可決の事例である。本議題の審議は、第六委員会による侵略の定義に関する報告書の説明から始まった。第六委員会においては、様々な決議案が提案され、代表団からは、侵略の定義を行うことは不可能であるという意見が出る一方、侵略を定義することは、安保理や総会が行動する上で必要であるといった意見が出ており、最終的な議論においても、決議案を作成する努力を続けるべきだという代表と、決議案を作成するのは不可能だという代表に分かれた。結局、第六委員会は、同委員会においてフランス、イラン及びベネズエラが提案し、コロンビア及びシリアによって修正された決議案(A/2087)を投票に付すことを決定した。第六委員会から本会議に勧告された決議案は、侵略の罪は特定事例について認識されているが、国際の平和と安全の確保のためには侵略の定義を行うことは可能であり望ましく、また国際機構にとっても侵略者を決定する上で指針があることは望ましいとする前文と、侵略の定義に関する問題を本会議第 7 回会期議題に含め、本議題に関する事務総長報告の提出を求め、加盟国が指針案を事務総長に提出する旨を規定する主文により構成されていた。

本会議においては、まずオランダより、侵略の定義が可能であるのか否か疑問が呈され、侵略の定義が可能であり望ましい、そして指針の存在は侵略者の決定について望ましいと規定する決議案前文第 4 項及び第 5 項に対する分割投票が要請された。続いて侵略の定義を行うことは不可能だとする米が、決議案前文第 4 項及び第 5 項が分割投票によって削除されれば、決議案全体には賛成票を投じるが、そうでなければ反対票を投じるとした。その後、フランス及びビルマが、侵略の定義を行うのは延期した方が良い旨の発言をし（ビルマの発言の中国にかかわる部分には、後に中国がポイントオブオーダーを提起）、メキシコは、前文第 4 項を起草した国として、本前文は決議の根幹にかかわる重要な部分である旨の発言を行った。また、シリアが、第六委員会において行った修正の説明として、第 1 にギリシャより侵略の定義は不可能である、第 2 にソ連より侵略は直ちに定義されるべきだ、第 3 に総会が指針案を採択するまで侵略の定義を行うことは延期されるべきだ、という見解が示された、とした。次いで第六委員会において詳細な侵略の定義を行う修正案を示したソ連が、西側諸国は第六委員会において侵略の提議を行う試みを様々な形で妨害し

ようとしたが、東側諸国及び第三世界の一部がソ連を支持しており、第六委員会から勧告された決議案の全ての段落にソ連は賛成票を投じると述べた。

決議案採択に際し、まず議長は、現段階では国際法委員会なども確固とした侵略の定義を行っていないとした決議案の前文 1 項から 3 項までをまず投票に付し、これは賛成 53、反対 0、棄権 1 で採択された。次に侵略の定義を行うことは可能であり望ましいとする前文 4 項について点呼投票を行い、賛成 29、反対 24、棄権 2 の僅差で可決された。さらに、国際機構等が侵略者を決定する上で指針を形成することは望ましいとする前文 5 項について点呼投票が行われ、賛成 29、反対 23、棄権 3 と、同様の僅差で採択された。次いで議長は、侵略の定義に関する問題を本会議第 7 回会期議題に含め、本議題に関する事務総長報告の提出を求め、加盟国が指針案を事務総長に提出する旨を規定する決議案の主文 1 項から 3 項までを投票に付し、賛成 41、反対 7、棄権 5 で採択された。最後に決議案全体が投票に付され、賛成 30、反対 12、棄権 8 で採択された (A/Res/599(VI))。

決議案採択後、英が投票理由の説明を行い、総会手続規則 84A (当時) における重要事項である議題に関する修正案の提案や分割投票による採択には、出席しかつ投票する加盟国の 3 分の 2 多数を必要とする旨の規定を援用し、また国連憲章 18 条の規定を援用して、本議題は重要事項となるべき国際の平和と安全の維持に関連する問題として取り扱うべきであって、総会と議長はこの点に留意するべきではなかったかという点を喚起した。議長はこれに対し、英はこの点について、正式に提案を行ったわけではないので、議長からの言及はないとした。

引き続き本会議においては、国際法委員会の規程に関する決議が採択されたが、その決議採択後、チェコスロバキアより、投票理由の説明として、侵略の定義に関する決議についての言及があり、ベルギーがポイントオブオーダーを提起して、既に採択済みの決議に関して説明を行うことは手続上問題があるのではないかと発言した。これに対し議長は、本議題については合計 3 つ決議案が採択されているので、その 3 つについて説明を行うことは手続上問題がないとした。ソ連に同調したチェコスロバキアは、侵略の定義を行うことの意義について述べ、この日の会合は終了した。

事例 4

第 61 回会期 議題項目 53(d) 持続的開発：現在及び将来の世代の人類に対する地球的環境の保護(Sustainable Development: Protection of global climate for present and future

generations of mankind) (A/61/PV.83) 2006年12月20日

本事例は、主要委員会において分割投票が行われたが、本会議においては要請がなく行われなかった事例である。本議題項目については、決議案が第二委員会より総会に勧告され、本会議における決議案採択に先立ち、議長より、総会第二委員会においては、当該決議案の主文 10 について、分割投票が行われたが、事務局より、利害関係を有する代表 (interested delegations) より、本会議においては主文 10 の分割投票は行わなくてよいという連絡があった旨発言があった。その後、分割投票は行われず、決議案全体に対する投票が行われ、賛成 137、反対 0、棄権 47 により、本決議案は可決された (A/Res/61/201)。

決議採択後、投票理由の説明を日本が行い、日本は第二委員会において主文 10 に対する分割投票を要請したが、本会議においては分割投票の要請は行わず、決議案全体に賛成票を投じたと述べた。日本は続けて、その一方で、国連と国連気候変動枠組条約事務局の関連に関する主文 10 に関しては、当該事務局の独立性の尊重などの事由より、留保を行いたい旨の発言を行った。

事例 5

第 6 回会期 議題項目 18 国連憲章の目的及び原則に従った国際の平和と安全を維持且つ強化に使用できる措置：集团的措置委員会の報告 (Methods which might be used to maintain and strengthen international peace and security in accordance with the purposes and principles of the Charter: report of the Collective Measures Committee) (GAOR 6th Session, Annexes (VI) 18, A/PV.359) 1952年1月12日

本事例は、主要委員会において修正案が提案された事例である。1950年11月3日に国連総会で採択された決議 377(V)は、いわゆる「平和のための結集(Uniting for Peace)」決議である。当該決議 A 主文 11 は、オーストラリア等 14 カ国からなる集团的措置委員会を設立し、安保理あるいは総会の勧告によって講じることのできる集团的措置について、安保理及び総会に対して報告を行うよう命じている。本議題については、まず第一委員会において、この集团的措置委員会が提出した報告書に対する審議が行われた。

第一委員会においては、まず、集团的措置委員会の報告書に留意し、国連の任務に対して自国軍隊を訓練するよう勧告するなどの内容を規定した、オーストラリア等集团的措置委員会の構成国 11 カ国による決議案が提出された(A/C.1/676/Rev.1)。これに対し、集团的措置委員会の構成国ではなかったソ連が、集团的措置委員会を廃止し、国連安保理に対し

て国際的緊張を緩和するための措置を講じ、朝鮮半島における交渉を成功させるため定期的な会合を持つことを勧告する決議案を提案した(A/C.1/688)。このように、第一委員会においては、米ソ冷戦に象徴される、当時の国際政治上の対立が浮き彫りになった。

その後、オーストラリア等による決議案に対して、チリやコロンビアなどから内容をより緩和する修正案が提案され(A/C.1/676, A/C.1/692)、さらにソ連提案の決議案に対しては、ブラジルや英などから修正案が出された(A/C.1/688)。これらの修正案に基づいて、オーストラリア等 11 カ国は修正された決議案を提案した。またソ連は決議案とそれに対する修正案について投票を要請したが、この提案は賛成 6、反対 41、棄権 12 で否決された。次いでソ連は、集団的措置委員会の廃止について、オーストラリア等による決議案に対する修正案として提出したが、本提案も賛成 5、反対 52、棄権 2 で否決された。

最終的に、第一委員会では、オーストラリア等による決議案と、ソ連による決議案についての投票が行われた。オーストラリア等による決議案については、まず 16 カ所にのぼる修正提案に対しそれぞれ投票が行われたが、いくつかの修正案は否決された。その後修正された決議案全体は、賛成 51、反対 5、棄権 3 で採択された。引き続き、ソ連提案による決議案については、まずブラジル等による修正案が投票に付され、いずれも賛成多数で採択された。その後、修正されたソ連提案決議案全体に対する投票が行われ、賛成 50、反対 0、棄権 11 で採択された。

第一委員会におけるこのような審議の後、同委員会で採択されたこれら 2 つの決議案について、本会議で審議が行われた。本会議においても、西側諸国は第一委員会におけるオーストラリア等が提案した決議案（決議案 A）を支持し、東側諸国は第一委員会におけるソ連提案の決議案（決議案 B）を支持する旨の発言が見られたが、2 つの決議案は、結果的に総会本会議において、双方とも賛成多数で A/Res/503 (VI)A-B として採択された。（決議案 A は賛成 51、反対 5、棄権 3 / 決議案 B は賛成 57、反対 0、棄権 2）ソ連は本会議においても、集団的措置委員会の廃止を要請する決議案を新たに提出したが(A/2050)、議長により、集団的措置委員会の継続を規定する決議案 A が採択されたことにより、ソ連提出の決議案に対する投票は必要ないとする言及があった。

事例 6

第 63 回会期 議題項目 64 人権の促進及び保護:人権と基本的自由の効果的な享受を向上させる他のアプローチを含む人権問題 (Human rights questions, including alternative

approaches for improving the effective enjoyment of human rights and fundamental freedom) (A/63/PV. 70) 2008 年 12 月 18 日

本事例は、僅差で修正案が否決された事例である。本会議において提示された決議案のうち、XV “Elimination of all forms of intolerance and of discrimination based on religion or belief”の採択時において、ウガンダが口頭で主文 6 (b)について、“refugees”という言葉の前に“peoples under foreign occupation”という文言を挿入すること、及び同じ主文 6 (b)について、“including sexual orientation”という文言を削除して“whatsoever”という文言とする、という 2 つの修正案を提案した。続けてウガンダは、本修正案は、主文 6 (b)を削除する提案ではなく、文言の挿入と変更を行うのみを意図していると述べた。

この修正案に対し、スウェーデンが、決議案に対する修正案が提案されたことに対する遺憾の意を述べると同時に、既に第三委員会では、同じ修正案が投票に付され、否決されていると述べた。続いてエジプトが、イスラム会議機構(Organization of the Islamic Conference)の代表として発言を求め、ウガンダによって提案された修正案は、総会資料 A/63/430/Add. 2 の paragraph 131 (b)と(c)を反映したものであるとし、第三委員会においては、これらの修正案は別々に投票に付されたと述べた。次いで議長代理がウガンダに修正案を口頭で再度反復するよう要請し、ウガンダによる説明の後、スウェーデンが再度発言を求め、修正案の提案が急であり、決議案提案国を始め、他の代表も、投票を行えるかどうか不明ではないかと述べるとともに、修正案には反対投票を行うよう要請した。

この修正案は、総会手続規則 90 に従って投票が行われ、第 1 修正提案は賛成 71、反対 75、棄権 22 という僅差で否決、第 2 修正案は賛成 60、反対 78、棄権 28 で否決された。最終的に決議案全体に対する投票が行われ、賛成 127、反対 0、棄権 58 で可決され、A/Res/63/182 が成立した。

事例 7

第 64 回会期 議題項目 69 人権の促進および保護 (a) 人権措置の履行 (Promotion and protection of human rights (a) Implementation of human rights instruments) (A/64/PV.65) 2010 年 12 月 18 日

本事例は、僅差で修正案が可決された例である。本議題については、第三委員会により、本会議に勧告された 3 つの決議案のうち、「人権に関する国際規約(International Covenants on Human Rights)」と題する決議案 I について、イラクは、アラブグループを代表して主

文 10 の文言について、社会権規約委員会の報告書を歓迎し、社会保障の権利委員会の一般見解に留意する、と修正する提案を口頭で行った。これに対し、フィンランドが投票理由の説明として発言し、イラクによる当該修正案に対し記録投票を要請し、且つ社会権規約委員会の見解にかかわらず総会は行動するべきだとして、他の代表に対しても当該修正案に反対票を投じるよう要請した。引き続き議長代理により、まず主文 10 に対する投票を行う旨発言があり、修正案は賛成 76、反対 72、棄権 26 の僅差で可決された。最終的に、修正された決議案全体に対する投票が行われ、賛成 185、反対 0 で可決された (A/Res/64/152)。

事例 8

第 2 回会期 議題項目 84 労働組合の権利 (結社の自由) Trade Union Rights (freedom of association) (A/PV. 115, A/PV.116) 1947 年 11 月 15、17 日

本事例は、「修正案」に対する「修正案」が提案された事例である。本会議冒頭、総会第三委員会のラポラトールにより、労働組合に関する ECOSOC 決議及び ILO の結社の自由に関する ECOSOC 決議を承認し、労働組合の権利の重要性を宣言し、ILO の報告書を人権委員会に送付し、ILO に労働組合の権利及び結社の自由を保障する国際的なメカニズムを考慮するよう要請する決議案(A/444)が提案された。この決議案に対しては、チェコスロバキア(A/469)、インド(A/475)、アルゼンチン(A/476)よりそれぞれ修正案が提案されており、アルゼンチンの修正案に対して英が修正案(A/480, sub-amendment)を提案していた。

チェコスロバキアは、決議案主文 4 から 8 を、世界労働組合連盟(WFTU)の要請に基づいて ECOSOC が最終的な決定を行うことを要請する文言へ修正することを要請し、ポーランドがこれを支持する旨発言し、ソ連は、ILO はもはや労働組合について論じておらず、チェコスロバキア修正案が否決されれば、決議案全体に対して反対票を投じるとした。このチェコスロバキア修正案に対し、米及び英、フランス、コロンビア等が反対する旨表明した。

また、アルゼンチンによる修正案は、労働の権利や十分な賃金及び収入、栄養や社会保障等の内容を決議に挿入する修正案であり、ブラジルやチリ等がこれを支持する旨表明した。そして、英は ILO を支持すると同時に、アルゼンチン修正案に対し、修正案で列举された事項を附属文書とする修正案(A/480)を提案した。ソ連はこれらの修正案に強く反対し、また、アルゼンチンは英を強く非難した (議長が発言を途中で静止)。

インドによる修正案は、決議案の末尾に、労働組合における人種差別の廃止を勧告する、

という新たな文言を付け加えるものであった。ソ連やコロンビアはこの修正案を指示する旨表明した。しかし、インドによりこの修正案は撤回され、投票には付されなかった。

これらの議論の後、議長により、まずチェコスロバキアによる修正案が投票に付され、賛成 6、反対 42、棄権 4 で否決された。次に、アルゼンチン修正案に対する英の修正案が投票に付され、賛成 20、反対 17、棄権 14 で採択された。そして、修正後のアルゼンチン修正案が投票に付され、賛成 36、反対 7、棄権 7 で採択された。最終的に、「英が修正したアルゼンチンによる修正」を含む決議案全体が投票に付され、賛成 45、反対 6、棄権 2 で採択された (A/Res/128(II))。

事例 9

第 63 回会期 議題項目 13 GUAM における長引く紛争と、国際の平和、安全と発展への含意 Protracted conflicts in the GUAM area and their implications for international peace, security and development (A/63/PV. 104) 2009 年 9 月 9 日

会議冒頭、グルジアより決議案が提案され、南オセチア地方に対する封鎖その他の窮状が述べられるとともに、避難民問題に対する解決を訴えた。また、本決議案に対しては、露より、18 の修正案が提案されていた(A/63/L.81-A/63/L.98)。露は、多くの修正案を提案することにより、決議案採択を阻止する目論みだったと考えられる。

グルジアによる決議案提案後、露よりポイントオブオーダーが提起され、本決議案は人道問題を解決する内容となっておらず、グルジアの方針によるものだとし、総会規則 74 に基づいて本決議案に対するノーアクションを動議した。議長により、総会規則 74 が読み上げられ、ノーアクション動議に対する賛成国及び反対国 2 カ国の発言を求めた。これに対し、フランス及び英が動議に反対の旨発言し、ニカラグア及びベラルーシが賛成の旨発言を行った。その後、議長代理によりノーアクション動議の採決が行われ、賛成 29、反対 64、棄権 50 で否決された。

引き続き、議長代理により、露により提案された修正案に対する投票を行う旨発言があったが、露が発言を求め、先の動議に対する各国の投票行動を鑑み、修正案に対する投票の要請を撤回する旨発言を行った。このため、修正案に対する投票は行われず、投票理由の説明が数カ国によって行われた後、記録投票が行われ、決議案は賛成 48、反対 19、棄権 78 で採択された(A/Res/63/307)。(本事例に関しては、「ポイントオブオーダー」、「投票の方法」の箇所も参照)

事例 10

第 16 回会期 議題項目 62、55、26 及び 54 コンゴ国連軍(ONUC)及び国連緊急軍(UNEF)の経費を含む国連の行財政手続(Administrative and budgetary procedures of the United Nations: report of the working group appointed under General Assembly resolution 1620 (XV)/ United Nations operations in the Congo/ United Nations Emergency Force (a) Cost estimates for the maintenance of the Force/ (b) Report on the Force /Budget estimates for the financial year 1962) (GAOR 16th Session, A/PV. 1086) 1961 年 12 月 20 日

本議題は、ONUC 及び UNEF の活動経費、及び国連予算に関する問題である。本議題においては、冒頭に第 5 委員会のラポラトールより、いくつかの決議案が提案された。まず、ブラジル、カメルーン、カナダ、デンマーク、日本、英及び米（後にリベリア、パキスタン、スウェーデンも加わる）により提案された決議案で、ONUC 及び UNEF の活動経費について、国連憲章第 17 条 2 項による「経費」に含まれるか、国際司法裁判所(ICJ)に勧告的意見を求める内容が入っていた。この決議案に引き続き、ONUC の経費に関する決議案と、UNEF の経費に関する決議案が提案された。

引き続き議長より、ブラジル等によって提案された ICJ へ勧告的意見を求める決議案に対し、フランスより修正案が提案されている旨発言があり、発言は修正案に関するものと投票理由の説明に限ると言及された。フランスは、総会で審議されている要請そのままでは、ICJ が加盟国の財政上の義務や、それに付随する国連憲章上の問題について、法的な立場より明確な意見を出すことはできないと述べ、続いて議長が、フランスによる修正案は、決議案主文 1 の”Do”を”Were”に変更し、”decided on in conformity with the provisions of the Charter and, if so, do they”という文言を”and 1263 (XIII) of 14 November 1958”の後に挿入するという修正案であると説明した。これは、総会が ICJ に求める勧告的意見について、ONUC や UNEF 等 PKO の活動経費として総会で承認された経費は国連憲章第 17 条 2 項の経費を「構成するか」を「構成したか」と過去形に変更し、且つこれら PKO の経費について国連憲章に基づいて決定されたものであるかという点も問うとする修正案であった。次いでソ連が投票理由の説明として、国連憲章により明確に解決される問題について、ICJ に意見を求める必要はないとし、フランスの出した修正案は、決議案をよりよくさせるものであると述べた。当時フランス及びソ連は、PKO の経費支払について反対してお

り、このような修正案を出して、ICJによって出されることが予定される勧告的意見の内容を変更するか、あるいは勧告的意見の要請を阻止しようとするものであったと考えられる。

これに対し、英が、フランスによる修正案は、問題をより大きくするのみだとし、修正は不必要であり望ましくないと述べた。カナダも、フランスによる修正案には反対票を投じるとし、修正は混乱を大きくするのみだとした。

これらの投票理由の説明の後、フランス修正案が投票に付され、賛成 5、反対 47、棄権 38 で否決された。次いで決議案全体が点呼によって投票に付され、賛成 52、反対 11、棄権 32 で採択された (A/Res/1731 (XVI))⁹¹。

引き続き、ONUC の活動経費に関する決議案について、ギリシャより、加盟国に対して ONUC の活動経費を自発的に拠出して活動を援助することを呼びかける主文 7 について分割投票が要請された、と議長より言及があった。これに対し、チュニジアがポイントオブオーダーを提起し、第 5 委員会における討議において、チュニジアは分割投票に反対しており、手続規則 91 (当時、現規則 89) に基づいて、分割投票には反対すると述べた。議長は直ちに、手続規則 91 (当時、現規則 89) に基づいた分割投票への反対が出たので、まず分割投票要請の動議を先に採決にかけるとした。点呼による投票が行われ、賛成 5、反対 50、棄権 40 で分割投票の動議は否決された。次いで決議案全体に対する投票が点呼で行われ、賛成 63、反対 13、棄権 15 で採択された (A/Res/1732 (XVI))。

引き続き、UNEF の経費及び UNEF の報告に関する決議案が議長より提示された。オートボルタによる投票理由の説明が行われた後、カメルーンがポイントオブオーダーを提起し、全ての国連加盟国に対して 1962 年の通常分担率に基づき、UNEF 活動経費を割り当てる (ただし途上国については減額) とした決議案主文 4 について分割投票を要請した。これに対する反対はなかったため、まず決議案の主文 4 が投票に付され、賛成 58、反対 13、棄権 21 で採択された。次いで、決議案全体が点呼投票に付され、賛成 61、反対 11、棄権 24 で採択された (A/Res/1733 (XVI))。

最後に 1962 年度の予算に関連する決議案が提案され、投票が行われたが、投票に先立ちソ連は、PKO に関連する経費が予算に含まれているのは容認できないとし、またこれを支

⁹¹ ICJ は、1962 年に出した「ある種の経費事件」において、本フランス修正案と総会による否決について言及を行い、修正案が採択されていれば、ICJ は違った勧告的意見を求められていただろうと述べている。Certain expenses of the United Nations (Article 17, paragraph 2, of the Charter), Advisory Opinion of 20 July 1962, *ICJ Reports 1962*, pp. 156-157.

持することは、中東における英、フランス及びイスラエル等の侵略行動や、コンゴにおける帝国主義勢力との攻防と関連するとし、反対の意を表明した。そして、決議案のうち、1962年財政割当に関する決議案の分担金の支払に関する項目について、分割投票が要請された。しかしながら、投票に付された決議案は、分割投票が要請された箇所も含め、全て採択された（1962年度予算配分に関する A/Res/1734A(XVI)は賛成 76、反対 10、棄権 2、1962年度収入に関する A/Res/1734B (XVI)は全会一致、1962年財政割当に関する A/Res/1734C(XVI)は、主文 1 (c)の分割投票について賛成 76、反対 10、棄権 2、決議案全体は賛成 77、反対 0、棄権 12により採択)。

事例 11

第 63 回会期 議題項目 118 2008-2009 年度予算(Programme budget for the biennium 2008-2009) A/63/PV.74 2008 年 12 月 23 日

国連予算に関する本議題項目のうち、第 5 委員会の報告書に掲載され、総会に対する決議案として提案された A/C.5/63/L.23 に対し、フランスが口頭で、当該決議案 XI セクションの主文 3 bis に対する記録投票を要請し、EU は当該箇所の削除に賛成票を投じると述べた。議長は、規則 83 に基づき、予算関連の議題は出席し且つ投票する 3 分の 2 多数の賛成票が必要であるとし、規則 90 に基づいてまず修正案に対する投票を行うとした。レバノン は投票理由の説明として、フランスによる修正案は第 5 委員会においても審議されており、フランス修正案に対して反対を促す発言を行った。このフランス提案の修正案は、賛成 50、反対 88、棄権 3 で否決された。その後、決議案 A/C.5/63/L.23 全体が総会において A/Res/63/263 として採択された。決議案採択後、投票理由の説明として、米が、政治的な目的の箇所について投票を行わざるを得なかったのは残念だとし、シリアはイスラエルのレバノン侵攻に対する批判を、レバノンは修正案が否決されて当該箇所が残ったことに対する謝辞を述べた。

フランスは、問題となった箇所に対し、規則 89 の分割投票を求めていれば、レバノンが 3 分の 2 多数を取らなければならなかったため、フランス側にとって有利な結果となった可能性が高い。しかし、本案においては、該当箇所の削除という「修正案」を出したため、フランスが 3 分の 2 を取らなければならず、意に反する結果となった。すなわち、分割投票であれば、決議案提案国が 3 分の 2 賛成票を獲得する必要があるのに対し、削除等の修正提案の場合は、修正案を提案する国が 3 分の 2 賛成票を獲得する必要があるのである。

本件については、フランスの提案が分割投票ではなく修正提案と見なされたため、提案が採択されなかった事例と考えられる。

事例 12

第 64 回会期 議題項目 12 紛争を煽るダイヤモンドの役割 The role of diamonds in fuelling conflict (A/64/PV. 63) 2009 年 12 月 11 日

本件事例は、2009 年 12 月 11 日の第 64 会期第 63 回会合において、議題項目 12 「紛争を煽るダイヤモンドの役割」において提出された決議案 (A/64/L.26) の主文 23 後半部分で、概要「キンバリー・プロセス証明書制度の 2010 年議長国にイスラエルが選出されたことに留意する」趣旨を述べた部分に対するシリアからの分割投票動議に対し、

- ①提出されている動議がそもそもいかなる動議なのか、
- ②何に対して「賛成」「反対」を投票することでいかなる結果を生むのか、
- ③そもそも決議案中のどの部分について分割投票が要請されているのか、

の各レベルで、総会構成国側において複合的な混乱が起きた事例であり、「分割投票とはそもそもいかなる制度であるか、修正案とはどう異なるのか」「手続きに不明点がある場合のポイントオブオーダーの様々な提起例」という 2 つの観点から注意に値する。

本件については、本調査の第 III 章 4 「ポイントオブオーダー」2.(2) 事例 4 で先に触れられているので、具体的な経緯についてはそちらを参照願う。ここでは、実際に本件で追求された分割投票について、決議案の実際の文言を検証する。

議長／事務局から、シリアから要請があったものとして説明され、実際に投票が行われた分割投票は、以下に示すように、主文 23 後半に関するものであり（会合では、対象となる部分が”and takes note that the Process has selected Israel as Chair and the Democratic Republic of the Congo as Vice-Chair of the Process for 2010”と毎回その都度読み上げられていた）実際に行われた投票では、賛成多数でこの部分は決議案に残ることになったため、主文 23 は原案のまま決議の一部となったが、もし仮に反対多数だった場合、この部分は削除され、主文 23 は、以下のようにナミビアの貢献だけを評価するものになっていた：

23. Acknowledges with great appreciation the important contribution that Namibia, as Chair of the Kimberley Process in 2009, has made to the efforts to curb the trade in conflict diamonds

一方、シリアの 2 回目の発言では、シリアの意図は、イスラエルに対する言及（”Israel as Chair and”の 4 語）のみの削除であり、一文まるごと削除することではないとの趣旨が説明

された。もし仮にこのような分割投票が行われ、反対多数だった場合、主文 23 は以下のよ
うに、2009 年議長ナミビアの貢献を評価し、2010 年副議長にコンゴ（民）が選出されたこ
とに留意するものになっていた。

23. *Acknowledges with great appreciation* the important contribution that Namibia, as Chair of the
Kimberley Process in 2009, has made to the efforts to curb the trade in conflict diamonds, and takes
note that the Process has selected the Democratic Republic of the Congo as Vice-Chair of the
Process for 2010;

シリアの分割投票に反対する国は、実際に会合で行われたように、動議の手続き的妥当
性そのものを問題として投票を阻もうとする方法と、実際に分割投票を行って該当部分を
賛成多数で可決して残す方法以外に、規則 89 にある「分割の要請に対し異議が申し立てら
れた場合、分割の動議を投票に付す」を利用し、分割投票の動議そのものを手続き投票に
かけて否決してしまう、という方法もあり得たが、なぜこの方法が採られなかったのかの
理由は不明である。

8. 投票

投票権

規則 82

[規則 82、83 及び 85 は憲章第 18 条の 3 つの項の文言通り。]

総会の各構成国は、1 個の投票権を有する。

解説

ア. 規則 82 のいう投票権は、決議や決定の採択のみならず、規則 92 から規則 94 に規定す
る選挙（広義の決定）においても対象となる。決議や決定に関する voting（表決）と選挙に
関する balloting（投票）は、厳密には概念的に異なるが、ここでは互換的に「投票」の語
を使用している⁹²。また、国連の実行上、投票（ballot）という場合は、すなわち秘密投票
（secret ballot）を指し、いわゆる記名投票（open ballot）は行われていない。しかし、国
連文書等で secret ballot の語が明示的に用いられているような場合には、そのまま秘密投票
として訳出している。いずれにせよ、選挙における投票はいつでも秘密投票である。

⁹² これらの概念の相違について、より詳しくは総論を参照のこと。

イ. 決議採択の一般的動向（50 会期から 65 会期まで）⁹³

—通常会期—

会期	決議総数	コンセンサス	投票による採択	備考
65	266	198	68	2011 年 3 月 9 日現在
64	304	235	69	
63	321	245	76	
62	285	205	80	
61	309	222	87	
60	301	225	76	
59	330	259	71	
58	330	254	76	
57	355	282	73	
56	360	293	67	
55	335	268	67	
54	361	292	69	67 本が 3 分の 2 多数獲得
53	322	261	61	59 本が 3 分の 2 多数獲得
52	316	247	69	67 本が 3 分の 2 多数獲得
51	321	245	76	75 本が 3 分の 2 多数獲得
50	326	256	70	69 本が 3 分の 2 多数獲得

—特別総会—

会期	決議総数	コンセンサス	投票による採択	備考
28	1	1	0	2005 年 1 月 24 日
27	2	2	0	2002 年 5 月 8 日~10 日

⁹³ 決定 (decisions)、選挙および任命を除く。55 会期から 65 会期までは国連ホームページの決議一覧から、50 会期から 54 会期までは *Repertory of Practice of United Nations Organs Supplement No. 9* に依拠した。また、1 会期から 58 会期までについて一覧表にまとめているものとして、Peterson, M.J., *The UN General Assembly*, Routledge (2005), pp.75-77. 但し、本報告書 (及び国連のレパトリー) とは、重複する会期 (50-58 会期) について数は一致していない (ピーターソンの方は決議総数自体が少ない)。これはおそらく計算基準が異なる為であると考えられる。例えば、A/RES/65/107 は「情報に関する問題 (Questions relating to information)」に関する決議であるが、これは「A 人道に寄与する情報 (Information in the service of humanity)」と「B 国際連合の公的情報政策及び活動 (United Nations public information policies and activities)」と題する二つの sub-item に関する決議から構成されている。これを決議 1 本とカウントするか、2 本とカウントするかで決議総数が異なってくるものと思われる。

26	2	2	0	2001年6月25日~27日
25	2	2	0	2001年6月6日~9日
24	2	2	0	2000年6月26日~7月1日
23	3	3	0	2000年6月5日~9日
22	2	2	0	1999年9月27日~28日
21	2	2	0	1999年6月30日~7月2日
20	9	9	0	1998年6月8日~10日
19	2	2	0	1997年6月23日~28日
10 緊急	18	1	17	1997年4月24日~ 2009年1月16日(継続)

ウ. 近年の決議採択傾向をみると、大部分がコンセンサス（投票無しの採択）であることがわかる。例年、全体の2割強、多い年で3割弱が投票による採択である⁹⁴。投票無しの採択という意味でのコンセンサス方式は、規則には存在しないが国連機関の実行において確立してきた。このコンセンサスを正確に定義づけることは困難であるが、法務部の見解によれば、全会一致の合意を達成するためのあらゆる努力がなされるべきところ、それが適わない場合には、採択はするが、一般的合意と見解を異にする国に対して自身の立場あるいは留保内容について記録に残すことを認める方式ということができる⁹⁵。別言すれば、コンセンサスは、積極的な賛成を意味するというよりもむしろ異議が存在しない状況と理解される⁹⁶。手続規則付属文書IVの第104項では、「コンセンサスによる決定および決議の採択は、それが実際に役立ちまた相違の解決が続くことに寄与し、したがって国際連合の権威を強化する時には望ましいと、特別委員会は考える。しかしながら、各加盟国がその見解を十分に述べる権利が、この手続で害されてはならないことを強調したい」と述べられ

⁹⁴ 前述のピーターセンの一覧表に加えて、1945年から1996年までのより詳細な分析は次の文献が参考になる。Bosch, Miguel Marín, *Votes in the UN General Assembly*, Kluwer Law International (1998), pp. 91-103.

⁹⁵ Use of the term “consensus” in United Nations practice, Summary of a statement made at the 311th meeting of the Population Commission, on 6 March 1974, *UN Juridical Yearbook 1974*, pp.163-164.

⁹⁶ Note to the President of the General Assembly regarding voting procedures on a resolution related to the equitable representation on and increase in the membership of the Security Council, *UN Juridical Yearbook 2005*, pp.457-458. 従って、安保理改革に関する決定をコンセンサスによって行うことは、決議53/30における「総会構成国の少なくとも3分の2の賛成票」によるとの決定に反すると考えられている。

ている⁹⁷。

「出席しかつ投票する構成国」という語句の意味

規則 86

この規則の適用上、「出席しかつ投票する構成国」とは、賛成票又は反対票を投じた構成国をいう。投票を棄権した構成国は、投票を行わなかったものとみなす。

ア. 規則 86 の適用により、単純多数決であれ 3 分の 2 多数決であれ、投票ごとに必要な数が変わる。また、棄権は記録としては残されるが、「出席しかつ投票する構成国」とはみなされないため、採択に必要な数を導き出す上ではカウントされない。

イ. 棄権という意思表示の他に、投票への不参加 (not participating) という意思表示が行われることがある。これは投票の際に、国の代表が会議場から退出する、あるいは席にしながら、投票に参加しない旨を発言するのである⁹⁸。これも同様に、記録としては残されるが、「出席しかつ投票する構成国」とはみなされない。なお、こうした意思表示とは別に、単純に「欠席」の場合もある。これも同様に「出席しかつ投票する構成国」には含まれないが、議事録には残されない。

事例 1

議題項目 180 Election of two members of the Trusteeship Council: resolution

(document A/258) 信託統治理事会の 2 構成国の選挙 (A/PV.63) 1946 年 12 月 14 日

憲章第 86 条aに該当する国 (施政国) は 5 カ国、86 条bに該当する国 (それ以外の安理常任理事国) は 3 カ国であったため、86 条cに該当する国 2 カ国を選挙することとなった。その際、ソ連、白ロシア、ユーゴスラビア、ウクライナの順で、投票に参加しない旨の発言がなされた。その基本的な趣旨は、前日に圧倒的多数で総会によって承認された信託統治協定が国連憲章に反するということであった。議長は投票の結果を「47 か国が投票に参加し、7 か国が不参加または棄権した。47 の投票用紙が有効である。3 分の 2 多数は、32 である」と述べた。メキシコとイラクがそれぞれ 3 分の 2 を獲得し当選した⁹⁹。

⁹⁷ ANNEX IV, para.104.

⁹⁸ Simma, Bruno, (ed.), *The Charter of the United Nations A Commentary*, Second Edition, volume I, Oxford University Press (2002), p. 360.

⁹⁹ その他に代表が投票不参加を表明した例として、ユーゴスラビアによる選挙への不参加発言 GAOR (IV) 273rd Plenary Meeting, p.571. 朝鮮問題におけるインドの投票不参加発

事例 2

議題項目 70 Question of Antarctica: Report of the First Committee (A/40/996 and Corr.1) 南極問題、第一委員会報告書 (A/40/PV.117) 1985 年 12 月 16 日

第一委員会報告者は、「今年の議題項目 70『南極問題』に関する意見の相違は、それまでの会期よりも一層顕著であった。関係の代表団によるあらゆる努力にもかかわらずコンセンサスには至らなかった」と述べた。第一委員会では、3つの決議 (A-C) が採択されたが、それはすべて点呼投票で行われた。さらに、決議Aと決議Bについては 35 カ国が、決議Cについては 36 カ国が投票に参加しない旨を述べた。この報告の後、本会議における投票前の理由説明では、オーストラリアが南極条約当事国を代表して、点呼投票における条約当事国の投票不参加が記録に反映されるよう求めた。さらに、総会が南極問題を議論するにあたっては、加盟国の総意に基づくべきであり、それが回復されない限り、この問題の審議へのさらなる参加は再考せざるを得ないと述べた。その後、3つの決議それぞれについて点呼投票が行われ採択された (決議 40/156A : 賛成 96、反対 0、棄権 11、決議 40/156B : 賛成 92、反対 0、棄権 14、決議 40/156C : 賛成 100、反対 0、棄権 12)。議事録には、投票において南極条約当事国がそれぞれ不参加 (not participating) を表明したと記載されている¹⁰⁰。

投票の方法

規則 87

[序文 24 項を参照。また、付属文書IV 84 項及び付属文書VII 2 項を参照。]

(a) 総会は、通常、挙手又は起立により投票を行う。ただし、各代表は、点呼を要請することができる。点呼は、議長がくじ引きで選出した国名の構成国から始めて、構成国の国名の英語のアルファベット順に行われる。点呼の際には、各構成国の国名が読み上げられものとし、かつ、その国の代表の 1 人が「イエス」、「ノー」又は「アブステンション」と答えるものとする。投票の結果は、構成国の国名のアルファベット順に記録される。

(b) 総会が機械を用いて投票を行う場合、記録に残さない投票が、挙手又は起立による投票の替わりとなり、記録投票が、点呼投票に替わるものとする。いかなる代表も記録投票を要請できる。記録投票の場合、総会は、代表が別段の要請をしない限り、構成国の点呼

言 GAOR (VII) 430th Plenary Meeting, p.274.

¹⁰⁰ 以後、48 会期まで毎年、同議題項目について点呼投票が行われている。

をはぶくことができる。ただし、投票結果は、点呼投票と同様の方法で、記録に残される。

解説

ア. 当初は、現在の規則 87 (a) に従って、挙手または点呼による投票が一般的であった¹⁰¹。しかし、早くも 1949 年の手続委員会において投票用機械の導入が検討されていた。実際には 1963 年に本会議場における一年間の実験的な導入が決定された。導入に際しては、投票行動の正確さ及び迅速さから効率化が進むと積極的に評価する国がある一方で、いくつかの国から主に財政面に関する懸念が表明された¹⁰²。機械が導入されて以降は、1967 年 12 月 16 日の決議 2323 (XXII) によって現在の規則 87 (b) が新たに定められ、通常挙手及び点呼 (roll call) 方式は用いられない¹⁰³。但し、機械導入以降も、上記事例 2 (南極問題) や下記事例 4 (パレスチナ問題) のように特別な政治的意図に基づいてあえて点呼投票が行われたこともある。瞥見する限り、最後に点呼投票が行われたのは、48 会期の「南極問題」に関する決議採択においてである¹⁰⁴。

イ. 記録投票または点呼投票の主要な目的は、各国の投票行動を議場で明らかにすることである。上述のように特別の政治的意図がある場合以外にも、機械が壊れて修復不可能な場合には点呼による対応が想定されうる。従って、点呼についても、実際に経験したことのある代表団がどのくらいいるかを把握し、やり方を想定しておいた方がよいであろう。一般的な手順としては、最初に議長がくじを引き、くじで引かれた国からアルファベット順で点呼が行われ、名前を呼ばれた順に一国ずつ口頭で賛成・反対・棄権を表明しつつ、同時に投票ボタンを押し、順に電光掲示板に示されていく。荘厳な雰囲気の中で行われ、一斉に投票ボタンを押す記録投票にはない、政治的・心理的な利点があると指摘される¹⁰⁵。

ウ. 投票による採択のうちおよそ 9 割が記録投票といわれる。言い換えれば、コンセンサスを目指して交渉を行うが、投票による採択になってしまうような局面では、そのほとんどにおいて一部加盟国が事前に記録投票を要請するのだと考えてよいであろう。毎年記録

¹⁰¹ 実行上、起立による投票は存在しないとされる。Kaufmann, Johan, *United Nations Decision Making*, Sijthoff & Noordhoff (1980), p. 124.

¹⁰² Bailey, Sydney D., *The General Assembly of the United Nations*, Revised Edition, Greenwood Press Publishers (1978), pp. 154-155.

¹⁰³ 規則の付属文書では、正当な理由がない限り、点呼投票を要請しないように努力することを各国に求めている。ANNEX IV, para.84; ANEX VII, para.2.

¹⁰⁴ A/48/PV.81.

¹⁰⁵ Sabel, Robbie, *Procedure at International Conference*, Second edition, Cambridge University Press (2006), p. 288.

投票となる決議の一応の傾向もみてとれる。例えば、第一委員会の軍縮関連決議や、第三委員会の人権関連決議などは多くが記録投票となる傾向にある。さらに、特別総会ではコンセンサス採択が通常であるが、緊急特別総会では記録投票となることが多い。

エ. 規則 87 に明示されていないにもかかわらず、選挙以外にも秘密投票を実施できるかという問題が提起されたことがあった¹⁰⁶。法務部の見解によれば、選挙以外に秘密投票を行うことはできないという解釈が一貫してとられてきている。冒頭にある「通常」という文言は、例外を許すものではなく、同規則に規定されている点呼という例外を端的に考慮したものである。秘密投票が認められるためには、第 1 に、そうすることについて一般的な合意があること、第 2 に、問題が（例えば機関の本部所在地の決定など）選挙に類似したものであることの 2 つの条件を満たす必要がある。これは、総会が自身の規則を一時停止（suspend）する権限をもっていることを前提とする。但し、そうした一時停止は頻繁に行われるべきではなく、あくまでアド・ホックなものとする¹⁰⁷。

オ. 一連の安保理改革議論においても、秘密投票の採用がいくつかの代表によって提案されている。これは、投票行動が明らかになることによって生じるであろう政治的影響を回避するために有益と考えるからであろう。2005 年に法務部は、従前の見解とはやや異なるニュアンスの見解を示している。すなわち、規則に選挙以外の秘密投票に関する規定がないことは、「原則の問題として、総会が審議する問題について決議もしくは決定を採択するために秘密投票を行うよう決定する場合には、そのことを妨げるものではない」と述べて、肯定的に考えている¹⁰⁸。

カ. 代表団がボタンを押し間違えたと主張する場合、別の意図であった旨を事務局に通知すれば、議事録に反映される（投票記録の後に、イタリックで「A国は、本来の投票意図

¹⁰⁶ 1966 年、21 会期第二委員会において、国連工業開発機関（UNIDO; 当時補助機関として設置）の本部をどこにおくかを秘密投票によって選択することが決定された。

A/C.2/21/SR.1101&1102. 1977 年には、総会の 33 会期を本部とは異なる場所で開催するという提案が審議された。Comments on some procedural questions in connexion with the proposal that the thirty-third session of the General Assembly be held away from United Nations Headquarters, *UN Juridical Yearbook 1977*, pp.194-198. 1990 年、経済社会理事会、人権委員会（当時）、差別防止および少数者保護小委員会（当時）において人権侵害非難決議が秘密投票によって採択された。E/CN.4/Sub.2/1990/SR.24.

¹⁰⁷ Method of voting in the Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities—Question of secret balloting, *UN Juridical Yearbook 1984*, pp. 170-171.

¹⁰⁸ Note to the Assistant Secretary-General for Policy Coordination and Strategic Planning, United Nations, on voting in the General Assembly, *UN Juridical Yearbook 2005*, p.458.

は〇〇であったと事務局に後刻通報した」との注釈が記載される)¹⁰⁹。但し、投票結果に影響を与えることはない。

キ．他国の代表が代理で投票行動を行うことは認められる。但し、その旨を信任状委員会に書面で提出していなければならない。

ク．規則 87 と直接的には関係しないが、主要委員会ですでに採択が行われた決議を本会議において採択する場合、当該主要委員会で採択された方法と同じ方法で採択されることが慣行となっている。すなわち、主要委員会で分割投票または記録投票が行われた場合は、本会議でも同じように採択を行う。但し、主要委員会でそれらの投票を要請した国が、前もって事務局に別途通知する場合はその限りではない。

事例 1

議題項目 25 Report of the *Ad Hoc* Committee on the Improvement of the Methods of Work of the General Assembly 総会の作業方法改善に関するアド・ホック委員会の報告書 (A/PV.1256, A/PV.1278) 1963 年 11 月 11 日、12 月 12 日

11 月 11 日の第 1256 会合では、投票機械の導入提案を含むアド・ホック委員会の報告書全体について議論され、最終的に決議 1898(XVIII)がコンセンサスで採択された。投票機械の導入により迅速性と精密性が増すという理由で基本的に賛成する見解（デンマーク、ベルギー、オーストラリア、フランス、中国）がある一方で、財政的な側面から否定的ではあるが、この時点ではまだ何も決まっておらず第五委員会における議論に委ねるという見解（英国、ソ連、メキシコ、ルーマニア）があった。

その後、第五委員会での議論を経て、12 月 12 日の第 1278 会合では、デンマークをはじめとする 16 か国により、事務総長に対して 1 年の実験的な機械導入の進めるよう授權する決議案が提出された。そこでは、機械導入による投票手続の効率化を評価する見解が多数であったが、ソ連やハンガリーによって機械導入にかかる費用の観点から反対する見解も表明された。投票では、ソ連が決議案主文第 1 項の分割投票と、それぞれの点呼投票をポイントオブオーダーに基づいて要請した。結果として、分割投票と全体の投票双方において 3 分の 2 多数を獲得し、決議 1957(XVIII)となった。

¹⁰⁹ 中野健司「総会緊急特別会期という制度」東京財団ホームページ、
<http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=394> 2009 年 1 月 30 日

事例 2

議題項目 137 Report of the Committee on Relations with the Host Country: Report of the Sixth Committee ホスト国との関係に関する委員会報告書（第六委員会報告書）
(A/43/PV.65) 1988年11月30日

1987年12月にはじまった、いわゆる第1次インテリファードの最中、アラファト PLO 議長の国連総会出席のための査証発給を、テロリストであるとの理由で拒否した米国の決定が問題となった。この点について、1988年11月30日、米国の決定を遺憾かつ国連本部協定の義務違反とする、決議 43/48 が点呼投票によって採択された（賛成 151、反対 2、棄権 1）。

事例 3

議題項目 13 Protracted conflicts in the GUAM area and their implications for international peace, security and development GUAM 地域における継続する紛争と、その国際の平和、安全および発展への含意 (A/63/PV.104) 2009年9月9日

2009年は、ロシアによる段落ごとの修正案が提出された¹¹⁰。ロシア修正案の撤回後、決議案 (A/63/L.79) の投票が記録投票で行われた（賛成 48、反対 19、棄権 78、決議 63/307）。その後、ロシアが、少なくとも 2 カ国が賛成であるという意図を表明しながら、実際には棄権したため、宣言された投票結果は十分に有効とは言えないとポイントオブオーダーに基づいて主張した¹¹¹。議長（代理）は、その時配布されているプリントアウト版では、ブータンが棄権する意図であったとの見解が正しく反映されている、従って投票は有効であると述べた。さらに議長（代理）は、代表団は電光掲示板に表れた投票とは異なる意図であった場合には、その旨記録に残すことができると確認した。ロシアからそれ以上の発言はなかった。

事例 4

議題項目 65 Report of the Human Rights Council 人権理事会報告書 (A/62/PV.79) 2007年12月22日

人権理事会が制度構築に関する 2 つの決議（人権理事会決議 5/1 および 5/2）を採択した

¹¹⁰ 規則 89 および規則 90 に関する事例も参照のこと。

¹¹¹ 規則 71 に関する事例も参照のこと。

ことを受けて、それを承認する決議 62/219 について記録投票が求められた。実際に投票に入る直前、エジプトがポイントオブオーダーに基づいて、アンドラがイスラエルの席に座って代わりに投票しようとしているので、この点を明確にし、その代表の信任状を確認せよと主張した¹¹²。これに対して議長は、アンドラがイスラエルの代わりに投票するための必要な文書がすでに事務局の信任状委員会に提出されていると答えた。その後、決議は採択されたが（賛成 150、反対 7、棄権 1）、エジプトは再びポイントオブオーダーに基づいて、この事態は信任状委員会または一般委員会へ通知されているのか、自分はこの点について通知されていると認識していない、このような取り決めは信任状委員会か一般委員会において適切に承認されなくてはならないのではないかと指摘した。議長は、それに対して、事務局の説明では慣行に従って法務部へ提出されていると答えた。エジプトからそれ以上の発言はなかった。

事例 5

議題項目 62 人種主義および人種差別の撤廃、第 3 および第 5 委員会報告書(A/63/PV.74)

2008 年 12 月 23 日

2008 年 11 月 20 日の第 3 委員会第 43 会合では、ベルギーが多くの国を代表して「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」と題する決議案を提出した。決議案の主文第 13 項では、同条約に基づく委員会の会期を年に 8 週間に拡大することを規定しており、まさにこれが本決議案の主要な目的であった。翌 21 日の表決では、米国が第 13 項の分割投票を要請した。分割投票は、賛成 165、反対 1、棄権 8 で、第 13 項が維持されることとなった。その後、エジプトが全体として投票に付すべきであると主張し、記録投票が行われ、賛成 178、反対および棄権 0 で採択された (A/C.3/63/SR.45)。12 月 23 日の本会議第 74 会合では、まず議長が、通常と同じように、委員会報告書に含まれた勧告について行動するにあたっては委員会でもとられた方法と同じ方法で決定を行うことを確認した。しかし、上述の決議案の表決については、次のように述べた。「私は、事務局から、決議案 III については第 3 委員会で記録投票が行われたにもかかわらず、本会議においては投票を行う必要はないとの通報を受けていることを加盟国の方々にお知らせしたい。…」その後、投票無しで採択され決議 62/243 となった¹¹³。

¹¹² 規則 71 に関する事例も参照のこと。

¹¹³ 規則 89（ここでは規則 129）に関する同種の事例も参照のこと。

規則 88

[序文 7 項を参照。また、付属文書 IV 74-76 項並びに付属文書 V 6、7 及び 11 項を参照。] いずれの代表も、議長が投票の開始を宣言した後は、投票の実際の運営に関してポイントオブオーダーを提起する場合を除くほか、投票を中断してはならない。議長は投票開始前又は投票完了後、構成国に対し各自の投票の説明を許可することができる。ただし、秘密投票によって投票が行われる場合は、この限りでない。議長は、その説明のために許される時間を制限することができる。議長は、提案又は修正の提案者に対しその者の提案又は修正に対する投票の説明を許可してはならない。

解説

ア. まず規則 88 の適用上、いつから投票行動が開始されたことになるかが問題となる。法務部によれば、討論の終了動議が可決するかあるいはスピーカーズリストが終了する等により討論が終了した段階で投票行動の開始となる。従って、投票プロセスには投票前の理由説明も含まれる¹¹⁴。次に、規則 88 の規定する投票の実際の運営に関するポイントオブオーダー以外の、動議（会合の停止あるいは延期、修正の提出など）を行うことができるのはいつかという問題がある。法務部は、投票期間を狭義と広義に分けて説明する。狭義の投票期間とは、議長が特定の問題について実際に投票を行うよう呼びかけることによって投票プロセスを開始したときから、投票の結果が表明されるまでである。広義の投票期間とは、例えば 2 つ以上の提案・修正案についてあるいは選挙について同一議席について繰り返し投票を行う場合など、一連の投票行動全体を含めたものである。規則 88 の前段が厳格に適用されるのは狭義の投票期間についてであり、狭義の投票期間の狭間（intervals）にあたる時期にまで規則 88 を適用することは想定されていない¹¹⁵。

イ. 規則 88 によれば、提案または修正の提案者による投票理由説明はできない。しかし、「提案の提案者」が、その提案に対してなされた「修正」についてその投票前後に理由説明を行うことはできる。同様に「修正の提案者」が、修正の対象となる「提案」について

¹¹⁴ Questions related to the closure of debate and conduct during voting in the plenary meetings of the General Assembly and in the Main Committees—Rules 75 and 88 of the rules of procedure of the General Assembly, *UN Juridical Yearbook 1983*, p.174.

¹¹⁵ *Ibid.*, p. 176. 但し、実行上は投票を中断する動議が認められる場合と認められない場合の両方が存在し一貫していない。その点を踏まえて Sabel は、規則 88 を厳格に適用することができるのは、投票が物理的に行なわれている場合のみであると結論づける。Sabel, *op. cit.*, pp. 387-388. 投票の中断について、多くの事例が紹介されている。

の投票前後に理由説明を行うこともできる。「提案者」には、提案の共同提出者 (co-sponsor) が含まれる。さらに、「提案または修正の提案者」は、規則に従って答弁権を行使し、またポイントオブオーダーを提起することも可能である¹¹⁶。

ウ. 総会の手続および組織の合理化に関する特別委員会によれば、投票理由説明は、議論を再開するようなものであってはならず、できるだけ簡潔に行わなければならない¹¹⁷。各国は、同一の提案について、委員会か本会議のいずれか 1 回のみ理由説明を行うことができる。但し、投票行動が委員会と本会議で異なる場合はこの限りではない¹¹⁸。投票理由説明は、10 分以内とされ、各自着席のまま行うものとされている¹¹⁹。

事例 1

議題項目 Statement by the President 議長の声明 (A/PV.1330) 1965 年 2 月 18 日

いわゆる第 19 条危機¹²⁰の際に、アルバニアが規則 73 (現行 71) に基づいて議長裁定に対する異議申し立てを行い、それに対する投票を行おうとしたときに米国がポイントオブオーダーを提起した。アルバニアは、規則 73 に基づいて直ちに投票するよう求めたが、米国は規則 90 (現行 88) を援用して「実際の投票の運営に関するポイントオブオーダーである」と主張して自身のポイントオブオーダーを正当化し、議長も米国の主張を認めた。しかし実際の米国の発言は、「これから行う投票は手続的なものであり、今期全加盟国によって合意された進め方に影響するものではない」旨を主張するものであった。従って、必ずしも「投票の実際の運営」に直接的に関係するものとは言えず、実際に投票後の理由説明においてそうした規則の使い方をエチオピアが疑問視している (同様のことは、明確に指摘されていないが、その前のサウジアラビアによるポイントオブオーダーについても当てはまる)。

¹¹⁶ Explanation of vote by the proposer of a proposal or of an amendment-Rule 90 of the Rules of Procedure of the General Assembly, *UN Juridical Yearbook 1966*, pp.229-230. 法務部によれば、議長が提案者に対して投票の理由説明を認めた事例もある (A/PV.1405, paras.247-253, A/PV.1356, paras.64-68) が、法的な観点からは、規則を変更するような実行とは認められていない。提案者が自身の投票理由説明を要請したときに、議場から規則 90 に基づく問題提起が行われた場合には、規則に照らして提案者の要請を拒絶するしかない。

¹¹⁷ ANNEX IV, para.74.

¹¹⁸ ANNEX IV, para.76, ANNEX V, para.7.

¹¹⁹ ANNEX V, paras.6, 11. 答弁権の行使や手続的動議についても同じ。但し、代表が演壇 (rostrum) における発言を求める権限は留保されている。

¹²⁰ 憲章第 19 条に関する事例を参照のこと。

事例 2

議題項目 12 Report of the Economic Social Council (a) Report of the Third Committee、
経済社会理事会報告書 (a) 第三委員会報告書 (A/45/PV.69) 1991 年 1 月 11 日

第三委員会において、イラクによるクウェート占領に関連して、「社会的、文化的または人道的性質の国際問題を解決するための、および人権および基本的自由の尊重および遵守を促進かつ奨励するための国際協力」と題された決議案がコンセンサスで採択された。その後本会議で同決議を投票に付す際に、イラクがポイントオブオーダーに基づいて、総会は憲章第 12 条 1 項に従っていかなる勧告を行う権限ももたないことを主張した。すかさずクウェートもポイントオブオーダーに基づいて、すでに投票手続に入っており、イラクの主張は投票の運営に関するものではないので認められないと主張した。しかし、議長はイラクが発言を続けることを認めた。そして、イラクの発言の後、議長は「イラクの発言は会合の記録に記載されるであろう。私の見解では、総会はこの決議案について行動する権限を有している」と述べて、記録投票が行われた（賛成 144、反対 1、決議 45/170）。

提案の投票

規則 91

2 以上の提案が同一の問題に関連する場合には、総会は、別段の決定をしない限り、提案をその提出された順序で投票に付するものとする。総会は、1 の提案について個別に投票を行った後に、次の提案を投票に付するべきかどうかを決定することができる。

解説

ア. 規則 91 の適用上、争いがありうるのは「別段の決定をしない限り (unless it decides otherwise)」の文言に関わる場合であるが、先議を要請する動議があった場合には、投票に付すことによって決定するのが一般的である。

イ. 規則 90 により、提案に対して修正が出された場合には修正が優先されるが、提案同士の場合に問題となるのは、大きく次の 2 点である。第 1 は、口頭による提案の提出が対象となるかである。第 2 は、前会期に提出された決議案の地位である。法務部は、前者については、ここでいう提出とは書面による提出を指すというのが一般慣行であるとし、後者については、前会期に提出された決議は一般的には、次の場合を除いて後の会期に自動的に引き継がれないとしている。すなわち、(1) 再提出されるか、(2) 提案者のそうする

旨の明確な希望が存在するか、または (3) 総会がその議題の延期を勧告するかおよび／または議題に載せることで、それまでの全ての関連文書を明示的に申し送り (has expressly transmitted) している場合である¹²¹。

ウ. 規則 91 と直接的には関連しないが、総会議長が決議案を提出できるかどうかという問題がある。法務部の見解では、規則に総会議長の決議案提出を阻むような規定は存在しない¹²²。実行上は、主要委員会の委員長や副委員長が、特定の草案に関する協議に基づいて決議案を提出する場合があります、総会議長による提案も実際に行われてきている。そうした提案は、理論上、総会の「総意 (consensus)」を反映するものとみなされる。従って、通常議長案はコンセンサスで採択される (但し、最近の例外として、人権理事会の設立決議 60/251、賛成 170、反対 4、棄権 3)。

事例 1

議題項目 93 Restoration of the lawful rights of the People's Republic of China in the United Nations 中華人民共和国の国際連合における法的権利の回復 (A/PV.1976 and Corr.1) 1971 年 10 月 25 日

26 会期では、台湾政府代表追放・北京政府代表招請に関するアルバニア案 (A/L.630 and Add.1 and 2) が先に提出されていたが、第 1976 会合で米国が規則 93 (当時。現行の規則 91) に基づき、先に「重要事項」提案決議 (いわゆる逆重要決議案、A/L.632 and Add.1 and 2) を投票に付すように要請した (10 月 18 日、第 1966 会合)¹²³。米国の動議に対する点呼投票が行われ、賛成 61、反対 53、棄権 15 で米国の逆重要決議案の先議は認められたが、同案そのものについては、点呼投票の結果、賛成 55、反対 59、棄権 15 で否決された。そ

¹²¹ Priority of draft resolutions before the General Assembly—A draft resolution submitted at one session will not normally be before a subsequent session unless inter alia there is an express desire on the part of the sponsors to maintain it—Where an agenda item has various subitems the relevant resolutions are voted on in the order of submission regardless of the subitem to which they relate—A draft resolution retains its status even if it is revised, *UN Juridical Yearbook 1973*, pp. 142-143.

¹²² Possibility of submission of draft resolutions by the President of the General Assembly (11 October 1988), *UN Juridical Yearbook 1988*, p. 322.

¹²³ 中国代表権交代の経緯については、渡部茂己「国連・日本・東アジア」東アジア研究会編『新しい東アジアが見えてくる』春風社、2001 年、179 頁、斎藤鎮男『国際連合論序説 (改訂第三版)』新有堂、1979 年、78-82 頁、安藤仁介「国際連合における中国代表権問題」『国際連合の研究 第三巻』有斐閣、1966 年など。また、規則 83~85 に関する事例も参照のこと。

の後アルバニア決議案に対する米国の修正の試みが却下され、分割投票の試みが否決された後、最終的にアルバニア案について点呼投票が行われ、賛成 76、反対 35、棄権 17 で採択された（決議 2758 (XXVI)）¹²⁴。

事例 2

議題項目 5 *Illegal Israeli actions in Occupied East Jerusalem and the rest of the Occupied Palestinian Territory* 東エルサレム占領地および他のパレスチナ占領地におけるイスラエルの違法な行動 (A/ES-10/PV.36) 2009 年 1 月 16 日

ガザ情勢について 1 月 15 日に緊急特別総会が開催され、議長が即座に決議案を提出した (A/ES-10/L.21)。この決議案は当事者であるパレスチナすら支持しないものであったが、EU 等とも交渉の上より広い支持の得られる決議を目指すパレスチナ・エジプト等に対して、議長と一部の強硬派諸国が強引に押し通そうという構図の中で交渉が展開された。これについて、議長が決議案を提出できるのは総会の総意に基づくこととされているのに対して、イスラエルが投票を求めていることを知った議長は、16 日第 36 会合において、総会の総意が存在しないと理解の下、規則 36 に従って議長案を撤回すると述べたが、すぐにエクアドルは、議長案主文第 1 項を修正する形で旧議長決議案を新たにエクアドル案として提出した。その後、エジプトがパレスチナや EU との協議を反映させたエジプト案を提出した (A/ES-10/L.21/Rev.1, エジプトはエクアドルよりも先に提案のための発言を求めていたが、議長により妨げられたと主張した)。議長は、先に提出されているエクアドル案が先に投票に付されるべきとの見解を示したが、事務局は、規則 91 の「unless it decides otherwise」に注意を促し、投票で先議順を変更することが可能であることを説明した。これを受けて、エジプトは、規則 91 に基づくとして、後に提出されたエジプト案を先に投票に付すよう要請した。この要請に関する記録投票が行われて、賛成 112、反対 10、棄権 20 で可決され、エクアドル案より前にエジプト案に関する記録投票が行われた結果、賛成 142、反対 4、棄権 8 で採択された (A/ES-10/18) ¹²⁵。

国連憲章第 19 条

¹²⁴ 採択後のアルバニアによるポイントオブオーダーについて、規則 71 に関する事例も参照のこと。

¹²⁵ 中野健司、前掲論文（総会緊急特別会期）。

この機構に対する分担金の支払が延滞している国際連合加盟国は、その延滞金の額がその時までの満二年間にその国から支払われるべきであった分担金の額に等しいか又はこれをこえるときは、総会で投票権を有しない。但し、総会は、支払いの不履行がこのような加盟国にとってやむを得ない事情によると認めるときは、その加盟国に投票を許すことができる。

解説

ア. 憲章第 19 条前段の該当国については、会期の初めの議題項目で検討される。具体的には、事務総長報告書において、毎年どの国が未払いが明確にされる（65 会期については、A/65/691）。支払いを済ませて投票権を回復することとなった国については、A/65/691/ADD.1 といったように同じ文書番号の Addendum として随時追加される。

イ. 憲章第 19 条後段の運用は次のプロセスで行われる。未払い国が分担金委員会に対して書面で「やむを得ない事情によると認める」よう要請を行う。分担金委員会がその旨認定した場合¹²⁶には、第五委員会での審議を経て、本会議での採択となる。このプロセスを経て、結局要請を行うすべての国が投票できる状況になる¹²⁷。例年 10 月には、安保理非常任理事国の選挙が行われ、どの候補国も一票でも多く欲しいという動機が働く。分担金未払い国に対する投票権回復の措置が積極的に行われる背景には、そうした要因があると思われる。（また安保理改革に関して、以下の事例 16 を参照。）

ウ. 1 月以降に新しい会計年度となると、分担金の計算方法が変わる。その際、直近の過去 2 年間に分担金の未払い分があつて新たに第 19 条前段の該当国となる国の名前が挙げられる。古くからの未払い国に関しては、上記の方法で投票権が回復される一方で、新たに未支払い国になった国については救済措置が行われれないという、ある種の不公平な事態が生じることとなる。

事例 1

議題項目 [19 会期での対応] (A/PV.1286, A/PV.1329, A/PV.1330)¹²⁸ 1964 年 12 月 1 日、

¹²⁶ 分担金委員会の権限については、規則 160 参照。

¹²⁷ Simma, *op. cit.*, pp. 372-374. なお、第五委員会の審議は非公式協議で行われるという実践が、他の主要委員会に比較して確立しているといわれる。

¹²⁸ この事例に関する記述は基本的に次の文献に依拠している。 *Repertory of Practice of United Nations Organs, Supplement No 3 (1959 - 1966)*, volume 1, pp. 396-399.

1965年2月16日、2月18日

スエズ・コンゴ動乱への対応として、それぞれ国連緊急軍（UNEF I）とコンゴ国連軍（ONUC）が派遣されることとなったが、その合憲性に異議を唱える国（ソ連、フランスなど）は国連の経費とは認めずに支払いを拒否し続けた。1962年に国際司法裁判所は国連の経費であることを認める勧告的意見を出したが¹²⁹、それでも分担金を払わない状況が続き、それらの国は19会期にはついに第19条の適用対象となるに至った。総会における対立を回避するために、総会は事務総長の提案に基づきコンセンサスで採択できる決議案についてのみ審議することを決定した（A/PV.1286, paras.7-11）。例えば、経済社会理事会については毎年9カ国（現在は18カ国）の理事国選挙を行うことになっていたため、議長は会議をいったん休止（recess）して、各国と個別に密室協議を行うことで対応した¹³⁰。

事例2

議題項目 38 Elimination of apartheid and establishment of a united, democratic and non-racial South Africa アパルトヘイトの撤廃および一致した、民主的で非人種差別的な南アフリカの確立（A/RES/48/258, A/48/PV.95 &96）1994年6月23日

1994年4月にアパルトヘイト政策を撤廃した南アフリカの新政権の誕生により、同国の総会作業への復帰が認められた。同時に例外的な措置として、それまでの延滞金については加盟国のやむをえない事情によると認め投票権の喪失に関する第19条の適用の問題は生じないことが決定された（決議 48/258, para.8）¹³¹。

事例3

議題項目 71 Request for an advisory opinion of the International Court of Justice on whether the unilateral declaration of independence of Kosovo is in accordance with international law コソボの一方的独立宣言が国際法に合致するかどうかに関する国際司

¹²⁹ 1961年の勧告的意見の要請をめぐる審議について、規則89および規則90に関する事例を参照のこと。

¹³⁰ At 1327th, 1328th, 1330th Plenary Meeting.

¹³¹ 但し、法務部は、これはあくまで投票権の問題であって、加盟国の分担金支払義務には何ら影響しないとしている。Question of credentials, voting rights and financial obligations of South Africa upon resumption of its participation in the work of the General Assembly—Article 17 of the Charter of the United Nations (1 June 1994), *UN Juridical Yearbook 1994*, pp. 474-475.

法裁判所の勧告的意見の要請 (A/63/PV.22) 2008 年 10 月 8 日

この議題項目については、記録投票により勧告的意見の要請が決定されたが(決議 63/3、賛成 77、反対 6、棄権 74)、その後リベリアがポイントオブオーダーに基づいて、自国が何度も反対を投じるための赤ボタンを押したにも関わらず、結果が反映されていないと主張した。これに対して議長は、事務局によればリベリアは第 19 条の対象となっており、投票権を停止されていると答えた¹³²。

事例 4

議題項目 18 Election of judges of the International Criminal Tribunal for the Prosecution of Persons Responsible for Genocide and Other Serious Violations of International Humanitarian Law Committed in the Territory of Rwanda and Rwandan Citizens Responsible for Genocide and Other Such Violations Committed in the Territory of Neighbouring States between 1 January and 31 December 1994 ルワンダ
国際刑事裁判所判事の選挙 (A/57/PV.80) 2003 年 1 月 29 日、30 日

1 月 29 日の選挙の時点で、事務局が 27 カ国のうち 3 カ国(アンティグア・バーブーダ、カーボ・ヴェルデ、ケニア)が支払いを済ませたことを通知し、総会もそれを認めた。果たして 3 回目の投票が行われた時点で、3 カ国のうち 1 カ国が実際には支払いを済ませていないことが判明した。総会議長は、法務部の見解に従って¹³³、それまで行われた 3 回の投票を、すなわちその結果として当選が決まった判事について無効とし、日を改めて選挙を行うとの決定を行った。1 月 31 日に再開された会合では各国から、第 19 条後段に基づく決定の遡及的な適用といった、より柔軟な対応を求める旨および投票の無効は危険な先例となってしまう旨の発言が多く出された(アンティグア・バーブーダ、ドイツ、マケドニア、トルコ、アルゼンチン、タンザニア、セネガル、セントクリストファー・ネイビス)。これに対して、議長は特にアンティグア・バーブーダとアルゼンチンの発言は規則 71 に基づく

¹³² 規則 71 に関する事例も参照のこと。

¹³³ Breach of Article 19 of the Charter of the United Nations—Arrears in payment of a Member State's financial contributions to the Organization and the right to vote in the General Assembly—Invalid ballots, & Breach of Article 19 of the Charter of the United Nations—Error by the Secretariat—Retroactive validation of the election process by applying the last sentence of Article 19 of the Charter of the United Nations — Retroactive suspension of rule 160 of the rules of procedure of the General Assembly — Prerogative of the General Assembly to make final decision, *UN Juridical Yearbook 2003*, pp. 526-527.

議長への異議とも受け取れるが投票を行うかどうかを問いかけた。2国は異議ではないと答えた。その後、各国の提案に対する法務部の否定的な見解が提示され¹³⁴、改めて選挙が実施された。

事例 5

議題項目 113 Scale of assessments for the apportionment of the expenses of the United Nations 国際連合経費分担金割当額の比率 (A/59/PV.113) 2005 年 7 月 14 日

2005 年は、国連発足 60 周年ということで世界サミットが開催され成果文書が採択された年であるが、これに関連していわゆる G4 が安保理改革に関する枠組み決議案の成立を目指していた。決議案の成立には、決議 53/30 によって「全加盟国の」3 分の 2 が必要となっているため、日本としては少しでも死票を回避する必要があった。すなわち、G4 決議案に賛成してくれるはずの国々が、分担金未払いのために投票権を失うことは、実質的に反対に回る効果をもたらすことを意味する。そのため、第五委員会をバイパスする形で 9 月までに投票権を回復する措置をとった¹³⁵。具体的には、第 19 条の適用により投票権を失っている 9 カ国が総会議長に対して、第 19 条後段の措置を本会議で加盟国に対して諮るよう要請するというものである。この要請について中心的な役割を果たしたグルジアは、決議案提出の説明において次のようにこの要請を正当化した。「もし、国際連合改革に関する審議に参加しかつ貢献しようとする加盟国が意思決定手続から排除されるとしたら、それは組織の利益に反するであろう。」他方で、第五委員会をバイパスするという不規則な手続きについては、本決議案の暫定的な性質を強調し、「我々は今秋第五委員会によって行われる審議を害そうなどという意図は持っていない」と述べた。実際に決議案主文第 4 項および第 7 項には、「総会が 60 会期の主要部分において最終的な決定を行うまで」の間、投票権を認める旨が規定された。決議案はコンセンサスで採択された (決議 59/312)。

¹³⁴ *Ibid.*, pp. 527-528. 大要、以下の通りである。第 19 条後段の適用は、「支払の不履行がこのような加盟国にとってやむをえない事情によると認めるとき」にのみ認められる。もし提案を受け入れた場合、総会は、やむをえない事情により支払ができないことを明確に認めたことになる (しかし、本件は、事務局の失態による瑕疵に関するものである)。また、過去に規則 160 に従って分担金委員会の勧告を経ずに適用を認めた例があるが、それらはすべて投票が行われる前に認められている。

¹³⁵ この事例に関する詳細な経緯については、飯田慎一、「安保理改革と一票の重み—憲章 19 条をめぐる挿話—」東京財団ホームページ、<http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=89>, 2007 年 8 月 31 日。

重要問題の指定

規則 83

重要問題に関する総会の決定は、出席し且つ投票する構成国の 3 分の 2 の多数によって行われる。重要問題には、国際の平和及び安全の維持に関する勧告、安全保障理事会の非常任理事国の選挙、経済社会理事会の理事国の選挙、第 86 条 1c による信託統治理事会の理事国の選挙、新加盟国の国際連合への加盟の承認、加盟国としての権利及び特権の停止、加盟国の除名、信託統治制度の運用に関する問題並びに予算問題が含まれる。

規則 84

重要問題に関する提案の修正及びその提案の一部で個別に表決に付されるものについての総会の決定は、出席しかつ投票する構成国の 3 分の 2 の多数により行われる。

規則 85

規定 83 に定める問題以外についての総会の決定は、3 分の 2 の多数により決定されるべき問題の新たな部類の決定を含めて、出席しかつ投票する構成国の過半数により行われる。

解説

ア. 「決定」の範囲

「重要問題(important questions)」に関連する総会手続規則は規則 83、84、85 であり、うち規則 83 と規則 85 の文言は憲章第 18 条 2 項及び 3 項と同じ文言となっている¹³⁶。同規則における「決定(decision)」とは、総会が憲章にて定められた権能を果たす上で取り得る全ての行為を指すとされている¹³⁷。すなわち、この「決定」は、憲章第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条に基づいて行われる「勧告(recommendations)」、第 4 条及び第 6 条で定められた新加盟の加盟及び除名にかかる「決定(decisions)」及び第 17 条によって定められた予算の「承認(approve)」等の行為を含むものとされている。

イ. 「問題」の範囲

規則 83 の「問題(question)」の範囲に関し、「議題項目(agenda item)」自体を指すのか、もしくは個別の決議を指すのか見解が分かれる事案もあった。一つの議題項目で採決された決議全てに対し 3 分の 2 の多数決が求められるわけではないことから、規則 83 の「問題」

¹³⁶ 規則 84 は第 5 回総会(1950)決議 475(V)によって追加されている。A/520/Rev.15 para.10.

¹³⁷ *Repertory of United Nations Organs* (1955) para.18.

は「議題項目」自体を指すわけではないとの見方もあるが、総会の慣行は一定していないと指摘されている¹³⁸。

ウ. 「重要問題」の範囲

重要問題の範囲は、規則 83 に定められている事項か、それ以外は規則 85 に基づいて重要問題として指定された事案となる。重要問題の指定は、加盟国の要請並びに総会議長の裁定により採決に付される¹³⁹。

エ 但し、規則 83 に定められている「重要問題」以外の事案を重要問題として指定する場合の総会の慣行は一定していない¹⁴⁰。ケルゼン(Kelsen)は法文の不備を指摘し、総会にかかる事案が「重要」であるが故に討議を行うのであって、投票に 3 分の 2 が必要であるならば、憲章 18 条 2 項は単に「以下の問題に関する決定は 3 分の 2 の多数決によって行われる…」と定めておくことで十分であったと述べている¹⁴¹。

オ. 規則 83 及び 85 (憲章第 18 条 2 項及び 3 項) の最たる争点は、規則 83 に挙げられている問題の部類が例示的(illustrative)であるか網羅的(exhaustive)かとの議論であるとの指摘がある¹⁴²。これは、同規則に含まれる文言の解釈が自明ではないことから生じている。例えば規則 85 にある「問題の新たな分類(additional categories of questions)」という文言から生じる疑問は、問題(question)と問題の部類(categories of question)の区別及びその適用である。小川は、「もし第 2 項の列举が単に例示的であるにすぎないとするならば、上記 9 つの問題の部類のほかにも重要問題は存在することになる。そしてそのような問題については表決に際して直ちに 3 分の 2 の多数決が適用されねばならぬが、それでは第 3 項にお

¹³⁸ Kerley, Ernest “Voting on Important Questions in the United Nations General Assembly,” *American Journal of International Law*, Vol.53, No.2 (April 1959), pp. 330-334.

¹³⁹ 総会議長の裁定に関しては以下を参照。 *Ibid.* p. 338, Sabel, Robbie *Procedure at International Conferences – A study of the rules of procedure at the UN and at inter-governmental conferences*, 2nd edition, Cambridge University Press (2006), p. 320. カーリーの論文では、“In most cases it appears that the President, in ruling on the importance of a question, has done so not as the presiding officer ruling on a question of procedure, but in reflection of a sense of agreement within the General Assembly” とあり、これは規則 36 “議長は、その任務の遂行にあたっては総会の権威に服するものとする” から類推できるものと考えられる。また、議長の裁定に関しポイントオブオーダーで疑義が示された場合は規則 71 に基づき投票に付される。

¹⁴⁰ *Ibid.*

¹⁴¹ Kelsen, Hans *The Law of the United Nations: a critical analysis of its fundamental problems*, Stevens and Sons (1950) p. 180.

¹⁴² Conforti, Benedetto *The Law and Practice of the United Nations*, 3rd revised edition, Martinus Nijhoff (2005) p.92.

いて重要問題の新たな部類を追加する手続が定められた意味がなくなる。それ故第 3 項がある以上は、第 2 項の列挙が当然網羅的であることを前提としていると考えるほかはない¹⁴³と述べ、コンフォルティ(Conforti)も、総会が 3 分の 2 の多数決で決定する事項をケース・バイ・ケースで定めていることは総会が 2 項の列挙を例示的に解釈しているとの認識を示しつつも、同項の部類は網羅的であり、分類を重要問題指定することなく、個別の決議をケース・バイ・ケースで 3 分の 2 の多数決で決定する事案を定めている総会の慣行は憲章に反していると指摘している¹⁴⁴。他方カーリー(Kerley)は、憲章第 18 条 2 項に定められた重要問題群が例示的にも網羅的にも解釈し得るとし、憲章起草の歴史を見ても「部類」という文言に特別な意味が与えられている事実は確認できず、同条項の一字一句を詳細に分析することはその条項の目的や構造を分析することに比べると建設的ではないと述べている¹⁴⁵。

オ. 総会の慣行

規則 83 及び 85 に関する議論は、国連創設から 70 年代にかけて、つまり国連の黎明期に盛んに行われているが、現在はあまり行われていない。これは、総会の投票パターンの変化が影響しているものと思われる。総会における採決は、40 年代から 70 年代にかけては投票に付され、結果として 3 分の 2 の多数を確保することの多い多数決によって行われていたが、80 年代になると総会の決定は無投票でなされるケースが多数を占めるようになった¹⁴⁶。レウィン(Lewin)は、「現実には総会の実行が変遷した結果、憲章の確立した多数決規則がかつてのように関心が払われることは今日ではほとんどない」と述べている¹⁴⁷。

カ. 他方、規則 83 及び 85 を巡る議論は、事例は僅かであるが加盟国間で意見が分断された事例で表出し、時に事案のその後の行方に少なからぬ影響を与えている。重要問題の指定手続は、国連総会の力学のなかで、主張を異にする加盟国の提案の採択を困難にするためにしばしば用いられてきた。「重要」とであると認識することがその事案に対し肯定的であることを意味せず、むしろ否定的であるが故に重要問題に指定して採択を阻止しようと試

¹⁴³小川芳彦「総会の表決方法」、田岡良一先生還暦記念論文集編集委員会編『国際連合の研究：田岡良一先生記念論文集 第 2 巻』（1963）。

¹⁴⁴ Conforti, *op.cit.*, p.96.

¹⁴⁵ Kerley, *op.cit.*, pp336-337.

¹⁴⁶ *Repertory of United Nations Organs, Supplement No. 7*(1988) Volume II, Article 18, para.2.

¹⁴⁷ アラン・プレ、ジャン＝ピエール・コット共編、中原喜一郎、斎藤恵彦監訳『コマンテール国際連合憲章——国際連合憲章逐条解説——上』（東京書籍、1993 年 5 月）、506 頁。

みる事例が散見される。つまり、ある決議案の可決を阻止したい（その決議案が重要であると思っていない）加盟国が「重要問題」指定をし、同決議案を提案した加盟国は（本来はその決議はその国にとって重要であるにも関わらず）重要問題の指定に反対するというパラドックスが生じていることになる。

キ. このパラドックスが先述の「重要問題」の解釈に結論がでていないことから生じていることを鑑みれば、今は歴史に埋もれつつある手続であっても憲章第 18 条が改正されない限り今後また議論になることもあり得ると考えるべきであろう。議論を自国の有利な方向へ展開させる、もしくは自国に不利な提案を阻止する、という外交戦術の一つとして、国連総会における重要問題の指定は位置づけられよう。

過去においては、国連総会の決定の多くは 3 分の 2 の投票により行われていたが、かかる決議案が果たしてそれが重要問題であり 3 分の 2 の多数決が必要であったか不明なケースが多い。当時の慣行では、かかる決議案が憲章第 18 条 2 項に関連するか手続的議論がなされた事例（事例 16）は少なく、詳細な手続的議論がなく「重要問題」として指定された事例（事例 17）もしくは「重要問題」であるか否か明示的な言及がなされず 3 分の 2 多数決が投票要件として定められた事例（事例 18）もある¹⁴⁸。

事例 1

第 18 条の適用が審議された事例群(Considerations involved in determining whether the adoption of a proposal requires a two-thirds majority)¹⁴⁹

①南ア連邦におけるインド人待遇問題 (The treatment of Indians in the Union of South Africa) (第 1 回会期) 賛成 29、反対 24、棄権 1 3 分の 2 の賛成票が必要と決定。(但し決議自体の投票結果は不明)

②南西アフリカ問題 (Question of South West Africa) (第 2 回会期)

賛成 31、反対 20、棄権 5 3 分の 2 の賛成票が必要と決定。(決議案は賛成 41、反対 10、棄権 4 で採択されている)

③新加盟国の加入問題 (Admission of new Members) (第 6 回会期)

賛成 29、反対 21、棄権 5 3 分の 2 の賛成票が必要と決定。(決議案は 3 分の 2 の得票を得られず否決)

¹⁴⁸ *Repertory of United Nations Organs*, (1955), para.41.

¹⁴⁹ 各事例の概要については *Ibid.*, paras. 48-100 を参照。

④リビア問題 (Libya) (第 6 回会期)

過半数により、決議案は 3 分の 2 の多数決を必要としないと決定。(得票数不明)

⑤非自治地域からの情報の問題 (Information from Non Self-governing territories) (第 2 回会期) 賛成 29、反対 22、棄権 5 3 分の 2 の賛成票が必要と決定。(修正案及び決議案は否決、代替案が 3 分の 2 の得票を得て採択されている)

⑥放射線の影響に関する国連科学委員会報告 (Report of the United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation) (第 16 回会期)

賛成 48、反対 27、棄権 26 3 分の 2 の賛成票が必要と決定。(決議の投票結果は不明)

⑦天然資源に関する永久的主権 (Permanent sovereignty over natural resources) (第 17 回会期)

賛成 51、反対 32、棄権 10 3 分の 2 の賛成票が必要と決定。(決議は賛成 87、反対 2、棄権 12 で採択された)。

これらの事例において議論された点は、1)当該問題が第 18 条 2 項に列挙された「重要問題」のいずれかに該当するか否か、2)第 18 条 2 項の「重要問題」の列挙は網羅的か例示的か、3)当該問題が第 18 条 2 項の「重要問題」に該当しない場合、その問題に 3 分の 2 を適用するためには、まず同条 3 項に基づき新しい問題の部類を第 2 項の「重要問題」にリストに追加する必要があるのではないか、それとも部類の追加を議決することなく、ただちに特定の問題の表決に関して重要であると決定してもよいか、4)決議案の一部が「重要問題」のいずれかにこの部類に該当するならば、決議案全体に 3 分の 2 多数決が適用されるべきか、5)決議案の取り扱う事項が以前に 3 分の 2 の多数決によって採択された決議の決議事項と関連があるならば、この決議にも 3 分の 2 多数決が適用されるべきか、などである¹⁵⁰。

事例 2

憲章第 18 条 2 項の適用につき詳細な手続的議論がなされず議長の裁定に対し同意が示され重要問題として指定された事例群(Cases in which a question has been determined “important”)

①新たな提案された信託統治協定の審議(Consideration of proposed new Trusteeship Agreements) (第 2 回会期)

¹⁵⁰ *Ibid.*, para.47.

- ②非自治地域からの情報。事務総長の報告及びアドホック委員会の報告(Information from Non Self Governing Territories: (a) summary and analysis of information transmitted under Article 73 e of the Charter; report of the Secretary-General; (b) Information transmitted under 73 e of the Charter; report of the Ad Hoc Committee) (第 2 回会期)
- ③ 旧イタリア植民地の処分問題(Question of the disposal of the former Italian Colonies) (第 3 回会期)
- ④南アフリカ連邦政府の人種隔離政策から生じた南アにおける人種的紛争に関する問題 (The question of race conflict in South Africa resulting from the policies of apartheid of the Government of the Union of South Africa) (第 7 回会期)
- ⑤チュニジア問題 (The Tunisian question) (第 7 回会期)
- ⑥モロッコ問題(The Question of Morocco) (第 7 回会期)
- ⑦女性参政権に関する条約草案(The draft Convention on the Political Rights of Women) (第 7 回会期)
- ⑧パレスチナ調停委員会(The Conciliation Commission for Palestine) (第 7 回会期)
- ⑨アルジェリア問題 (The Question of Algeria) (第 12 回会期)
- ⑩キプロス問題 (The Cyprus Question) (第 12 回会期)

事例 3

「重要問題」指定が明示的になされずに 3 分の 2 多数決が適用された事例群(Cases which the two-thirds majority rule has been applied without reference to the “importance” of the question)

- ①国連加盟国とスペインの関係及びフランコ政権下のスペイン問題 (Relations of Members of the United Nations with Spain, Question of Franco Spain) (第 2、3 回会期)
- ②安全保障理事会の表決方法に関する憲章第 27 条の適用問題ほか 2 議題 (Application of Article 27 of the Charter dealing with the method of voting in the Security Council) (第 1 回会期)
- ③1945 年 8 月 14 日の中ソ友好同盟条約及び国連憲章にソ連が違反したことから生じた中国の政治的独立及び領土保全と極東の平和に対する脅威の問題 (Threats to the political independence and territorial integrity of China and to the peace of the Far East, resulting from Soviet violations of the Sino-Soviet Treaty of Friendship and Alliance of

14 August 1945 and from Soviet violations of the Charter of the United Nations) (第 4 回会期)

④非自治地域に関する憲章第 11 章の履行に関する会議の開催(Holding of a Conference to implement the provisions of Chapter XI of the Charter concerning Non-Self-Governing Territories) (第 1 回会期)

⑤パレスチナ問題に関する 3 議題項目 (Three agenda items relating to the Palestine question) (第 3、5 会期)

事例 4

議題項目 中国代表権問題 (The question of the representation of China)

1. 中国の代表権交代を巡る議論¹⁵¹は、1949 年の中華人民共和国成立以来、第 26 回会期 (1971 年)に総会決議 2758 (XXVI) (アルバニア決議) が採択されるまで、長年にわたって国連総会においてなされてきた。その議論の中で、憲章第 18 条 (手続規則 83 及び 85) に定められた重要問題指定の問題は大きく取り上げられた。

2. 米国は 1951 年から 1960 年まで、朝鮮戦争において中華人民共和国が国連軍と敵対していることから、同国の国連加盟に強い反対を示すようになり中国代表権の国連での審議自体を保留する棚上げ (モラトリアム) 案¹⁵²を総会に提出し、多数決によってこれを採択することで中国人民共和国の国連加盟を阻止し続けた。

3. しかしながら 1960 年に多くのアフリカ諸国等が国連に新たに加盟したことによって国連中国代表権問題は転換期を迎えた。同年秋に行われた国連第 15 回会期で棚上げ案への賛成票が 5 割を割り込み、米国主導による棚上げ案が限界に達したため、翌年の総会からは棚上げ案に代わり憲章第 18 条を適用し、中国の代表権問題は重要問題と指定し出席かつ投票する加盟国の 3 分の 2 の賛成票を必要とする旨の決議が提出されるようになった。

¹⁵¹ 中国代表権交代に関する史的概観は以下等を参照：『外交青書』昭和 37 年版 (第 6 号)～昭和 47 年版 (第 16 号)、安藤仁介「国際連合における中国代表権問題」田岡良一先生還暦記念論文集編集委員会編『国際連合の研究：田岡良一先生記念論文集 第 3 巻』(1966)、井上正也「国連中国代表権問題と池田外交」『神戸法学雑誌』第 57 巻第 1 号(2007) 171-258 頁、Foot, Rosemary, *The Practice of Power – U.S. Relations with China since 1949*, Clarendon Press (1995) pp.22-51.

¹⁵² 決議 490 (V)、501(V)、800 (VIII)、903(IX)、990(X)、1108(XI)、1135(XII)、1239(XIII)、1351(XIV)、1493(XV)。

4. 第 16 回会期 (1961 年)では、中国代表権問題の審議に際し、中国の代表権を変更する
いかなる提案も重要問題であることを憲章第 18 条に従って決定するとの決議案、中華民国
代表を国連の機関から排除し、中華人民共和国に対し、国連の機関の事業に参加するため
代表を送るよう勧奨するとの趣旨のソ連決議案がそれぞれ提出された。中国代表権問題を
重要問題であると決定する決議案は、賛成 61、反対 34、棄権 7 で可決¹⁵³、ソ連決議案は、
賛成 36、反対 48、棄権 20 で否決された。

5. 第 17 回会期(1962 年)及び第 18 回会期(1963 年)では、ソ連 (第 18 回会期からアルバ
ニア) により「蒋介石の代表をすべての国連機関から排除することを決議し、中華人民共
和国政府に対し、国連のすべての機関において中国の席を占めるよう勧奨する」旨の決議
案が提出され、第 17 回会期では賛成 42、反対 56、棄権 12、第 18 回会期では賛成 41、反
対 57、棄権 12 で否決されたのみで、重要問題の指定に関する決議の採択はなかった。第
19 回会期(1964 年)は国連分担金の滞納国に対する憲章第 19 条の適用問題をめぐる米ソ間
の対立の事情等もあって、審議が行われなかった。

6. 第 20 回会期(1965 年)には、中国代表権問題に関して第 16 回会期での重要問題指定決
議を再確認する旨の決議が提出された。同決議案は、賛成 56、反対 49、棄権 11 で可決さ
れたが¹⁵⁴、第 16 回会期での決議がその後も効力を有するかについては当時から見解が分か
れていた。本会議において日本の松井代表は、「...私は第 16 回総会で採択された重要事項
指定方式が、万人の納得しうる解決を確保するために適切で、永続的効力を有するものと
信ずる」¹⁵⁵旨述べているが、後述のとおり第 20 回会期から重要事項指定が否決された 26
回会期まで、第 16 回会期以降の重要事項指定決議(決議 1668(XVI)他)を毎年再確認する旨
の決議が提出され続けた事実は、第 16 回会期での決定が永続的効力を有するものではない
(あるいは加盟国は効力を有しないと認識している) ことの証左ではないか。田畑は、1965
年当時に「第 16 回総会でなされた重要事項指定決議が、その後の総会をいつまでも拘束す
る継続的な効力をもっているか...第 16 回総会の重要事項指定決議は、中国代表権問題を、
(第 18 条) 第 2 項の重要事項の列举のなかに組み入れるという趣旨ではない、単に 3 分の
2 を必要とする「重要事項」として指定したに過ぎないとみるべきであって、第 2 項に列举
された事項のように、総会の表決方式をいつまでも拘束するとみるのは適当でないである

¹⁵³ 決議 1668(XVI)。

¹⁵⁴ 決議 2025(XX)。

¹⁵⁵ 『外交青書』昭和 37 年版 (第 6 号)。

う。...重要事項指定の決議を取り消す決議案が今度の総会で持ち出されるならば、当然それについての採決は認めなければならないであろう。」¹⁵⁶と述べ、その後の展開を暗示的に指摘しているのは興味深い。

7. 第 21 回会期(1966 年)から第 25 回会期(1970 年)まで、重要問題の指定決議案は毎年提出され、第 21 回会期では賛成 66、反対 48、棄権 7 で可決¹⁵⁷、第 22 回会期では成 69、反対 48、棄権 4 で可決¹⁵⁸、第 23 回会期では賛成 73、反対 47、棄権 5 で可決¹⁵⁹、第 24 回会期では賛成 71、反対 48、棄権 4 で可決¹⁶⁰した。第 25 回会期では、重要問題指定確認決議案は賛成 66、反対 52、棄権 7 で可決¹⁶¹したが、一方でアルバニア決議案は賛成 51、反対 49、棄権 25 の得票となり、出席しかつ投票する加盟国の 3 分の 2 の賛成票が得られず否決されたものの、賛成票が史上初めて賛成票が反対票を 2 票上回った。第 25 回総会での賛否の逆転は、中国代表権問題に関し、「重要問題の指定」が事実上初めて効力を発揮したケースであった。つまり、第 16 回会期以降本件は重要問題と定められ出席かつ投票する加盟国の 3 分の 2 以上の賛成が必要とされてきたが、第 24 回会期まではアルバニア決議は反対票が賛成票を上回っており、結果的には単純過半数でも採択される見込みはなかった。しかしながら第 25 回会期では、アルバニア決議案への賛成票が出席且つ投票した加盟国の過半数を超えたが、重要問題の指定がされていたがために否決されてしまったケースであった(表 1 及び表 2 参照)。

8. 第 26 回会期(1971 年)では、追放反対重要問題決議案は 8 票差で先議権¹⁶²を獲得したものの、決議案自体は賛成 55、反対 59、棄権 15、欠席 2 で否決され、これに続いてアルバニア決議案は賛成 76、反対 35、棄権 17、欠席 3 で可決¹⁶³され、中国代表権を巡る議論に終止符が打たれた。

¹⁵⁶田畑茂二郎「中国代表権問題と重要事項方式-国連憲章の解釈をめぐる諸論点」、『朝日ジャーナル』第 7 巻第 2 号(1965 年 1 月) 97-102 頁。

¹⁵⁷ 決議 2159(XXI)。

¹⁵⁸ 決議 2271(XXII)。

¹⁵⁹ 決議 2389(XXIII)。

¹⁶⁰ 決議 2500(XXIV)。

¹⁶¹ 決議 2642(XXV)。

¹⁶² 「他国が提出する決議案等の内容に変更を加えようとする行為の選択肢及び処理方法」規則 89 及び 90「提案及び修正の分割／修正の投票」の事例 11 を参照。

¹⁶³ アルバニア決議案が可決される前に、米による削除修正動議及び分割投票動議(いずれも否決)が行われている。「他国が提出する決議案等の内容に変更を加えようとする行為の選択肢及び処理方法」規則 89 及び 90 の事例 11、「ポイントオブオーダー」の事例 5「投票開始の確認」及び事例 9「自国の投票行動の説明」も参照。

総会会期	年	賛成	反対	棄権	総加盟国数
16	1961	61	34	7	104
17	1962	ソ連決議案否決のみ			110
18	1963	アルバニア決議案否決のみ			113
19	1964	審議無し			115
20	1965	56	49	11	117
21	1966	66	48	7	122
22	1967	69	48	4	123
23	1968	73	47	5	126
24	1969	71	48	4	126
25	1970	66	52	7	127
26	1971	55	59	15	132

(国連公文書などを参照し作成)

総会会期	年	賛成	反対	棄権	総加盟国数
16	1961	36	48	20	104
17	1962	42	56	12	110
18	1963	41	57	12	113
19	1964	審議無し			115
20	1965	47	47	20	117
21	1966	46	57	17	122
22	1967	45	58	17	123
23	1968	44	58	23	126
24	1969	48	56	21	126
25	1970	51	49	25	127
26	1971	76	35	17	132

(国連公文書などを参照し作成)

事例5

議題項目 人種主義及び人種差別の撤廃(Elimination of racism and racial discrimination)

あらゆる形態の人種差別撤廃決議(A/RES/3379(XXX))

1. 第30回会期(1975年)11月10日に採択された「あらゆる形態の人種差別撤廃決議(Elimination of all forms of racial discrimination)」(賛成72 反対35 棄権32)では、「シオニズムが人種主義及び人種差別であると決定 (*Determines that zionism is a form of racism and racial discrimination*)」された。

2. 同決議に対し、第 46 回会期(1991 年)において米国が同決定を無効とする旨の決議案 (A/46/L.47) を提出し、賛成 111 反対 25 棄権 13 で採択された (A/RES/46/86)。

3. 同決議案の審議に際し、イエメンの代表は、「決議の無効は重要な問題であり、憲章第 18 条 2 項及び総会手続規則 83 に基づき 3 分の 2 の賛成が必要である」と述べ、撤回に関する決定は総会が 3 分の 2 の多数決を必要とする部類に追加すべきとの提案を行った¹⁶⁴。

4. かかるイエメンの提案に対し、ウルグアイの代表は、決議 3379(XXX)は単純過半数で採択されており、決議の撤回には採択時と同様の手続が適用されるべきであり、本件が憲章第 18 条 3 項には該当せず、同一会期において採択もしくは否決された提案の再審議にかかる手続を定めた規則 81 も本件に適用されないのは明確である旨主張した¹⁶⁵。

5. その後イエメンの提案は規則 85 に基づき単純過半数を要する投票に付され、反対 95、賛成 24、棄権 13 の結果で否決された。その後決議案 L/46/L.47 は単純過半数を要する採決に付されたが、結果として 3 分の 2 以上の賛成票(賛成 111、反対 25、棄権 13)を得て採択された。

事例 6

議題項目 安全保障理事会の衡平な代表と理事国数の増加及び関連事項 (Question of equitable representation on and increase in the membership of the Security Council and related matters) ¹⁶⁶

1. 1998 年の第 53 回会期において、総会は議題項目「安全保障理事会の衡平な代表と理事国数の増加及び関連事項」での審議を経て 11 月 23 日に総会決議 A/RES/53/30 をコンセンサスで採択した。同決議は「憲章第 18 章に留意(mindful)し、安保理の衡平な代表及び安保理理事国の増加並びに関連事項に関するいかなる決議又は決定も加盟国の少なくとも 3 分の 2 の賛成票により採択されること」を定めた。結果的には憲章改正に関連する第 108

¹⁶⁴ A/46/PV.74. pp.22-23.

¹⁶⁵ *Ibid*, pp. 31-32

¹⁶⁶ 安全保障理事会改革の史的概観に関しては以下を参照：ラインハルト・ドリフテ著（吉田康彦訳）『国連安保理と日本』岩波書店、2000年、238-240頁。荻込照彰「国連安全保障理事会の拒否権—安保理改革問題に関連して—」国立国会図書館『調査と情報 ISSUE BRIEF』NUMBER 463 (2005)、Bourantonis, Dimitris, *The History and Politics of UN Security Council Reform*, Routledge, 2005, Freiesleben, Jonas von “Reform of the Security Council” *Managing Change at the United Nations*, Center for UN Reform Education, 2008, pp. 1-20.

条を含む「憲章第 18 章」に言及した決議となったが、審議の過程において憲章第 18 条（総会手続規則 83 及び 85）に関連する議論が行われている。

2. 1997 年 3 月に総会議長兼「安全保障理事会の衡平な代表と理事国数の増加及び関連事項に関する作業部会」議長であったマレーシアのラザリ（Razali Ismail）大使が提示した安保理改革案（ラザリ案¹⁶⁷）を受け、同年第 52 回会期において、イタリア、カナダ、エジプト等が共同提案国となり決議案 A/52/L.7（10 月 22 日付）を提出した。同決議案では、本文パラグラフ(OP)2 において「憲章の改正を含意するいかなる決議(any resolution with Charter amendment implications)に関し、憲章第 108 条に遵守する必要性を強調する」旨の文言が挿入された。同決議案は同年 12 月 4 日に行われた第 62 回本会議にて審議された。同会合において、ドイツの代表は「憲章の改正を含意する」との点に関し疑義を呈し、第 50 回会期(1995 年)にて採択された敵国関連条項（憲章第 53 条、第 77 条、第 107 条）の撤廃に関する決議(A/RES/50/53)採決の手続を引き合いに出し、決議 A/RES/50/53 の採決に関しては憲章改正の含意があったにも関わらず憲章第 108 条は適用されなかった旨主張し、安保理改革には憲章第 18 条 2（総会規則 83）が適用されるべきであると述べた¹⁶⁸。（ドイツは、同会合に先立ち 12 月 1 日付で決議案 A/52/L.7 に対する修正案として A/52/L.47 を提出し、決議案 A/52/L.7 の主文パラグラフ 2 にある「憲章改正を含意する」旨の文言を差し替え且つ安保理の衡平な代表と理事国数の増加及び関連事項に関しては出席且つ投票する加盟国の 3 分の 2 の賛成票を必要とする旨の文言挿入を提案した。）

3. 決議案 A/52/L.7 の共同提案国であったイタリア及びエジプトの代表は、同日の会合において、安保理改革には憲章第 108 条が適用されるべきであり、憲章第 18 条が適用されれば 70 から 80（注：1997 年当時の加盟国数は 185 ヶ国で 3 分の 2 は 124 ヶ国）の多数票のみで決議が採択される可能性がある旨述べた¹⁶⁹。同議題項目に関しては第 52 回会期では結論に至らず翌年の会期に持ち越された¹⁷⁰。

4. 第 53 回会期(1998 年)において、再び同議題に関し審議が行われ、イタリア、エジプト等から前年の決議案 A/52/L.7 と類似した決議案 A/53/L.16（10 月 28 日付）が提出された。同決議案に対し、米、英、独及び日本を含む共同提案国から修正案 A/53/L.42（11 月 18 日付）が提出され、憲章改正を含意する決議には憲章第 108 条が適用される旨の決議案

¹⁶⁷ A/AC.247/1997/CRP.1.

¹⁶⁸ A/52/PV.62 p. 8.

¹⁶⁹ *Ibid.*, p.22 及び A/52/PV.63 p.6.

¹⁷⁰ A/52/PV.91.

A/53/L.16 の主文パラグラフ 2 を削除し、総会決議 48/26 に示されている一般合意は「国連加盟国の 3 分の 2 より多い同意が含意されている (consent of no less than two thirds of the States Members of the United Nations)」との文言に差し替えることが提案されている。

5. 同決議案は同年 11 月 20 日に行われた第 65 回本会議で審議された。同会合においてリトアニアは、かかる総会の決定は憲章の改正自体ではないため憲章第 108 条及び第 109 条に基づくべきではないと主張。また同国は、学説¹⁷¹を引用しつつ、憲章第 108 条及び第 109 条は例外的規定であり、通常の総会の決定は憲章第 18 条に基づいていると述べた¹⁷²。日本の佐藤大使も同会合において、総会の決議は憲章第 18 条に基づき出席し投票する加盟国の過半数もしくは重要問題の場合は 3 分の 2 の多数によって採択されるものであり、決議案 A/53/L.16 は憲章にて与えられていない投票手続を示唆している旨述べた¹⁷³。また英国の代表も同会合において決議案 A/53/L.16 の主文パラグラフは憲章に反するとして同決議は受け入れられないと述べ、憲章第 108 条は憲章改正の採択のみに適用されるべきであり、憲章改正を含意する決議には適用されないと主張した¹⁷⁴。

6. 決議案 A/53/L.16 及び A/53/L.42 は投票に至らず、11 月 23 日に行われた第 66 回本会議において総会議長より「過去 3 日間の議論を経て議長より決議案 A/53/L.46 を提出し、決議案 A/53/L.16 及び A/53/L.42 の提案国はかかる決議を撤回する旨理解する」と述べ、決議案 A/53/L.46 をコンセンサスで採択したい旨提案があり、同会合において採択され決議 A/RES/53/30 となった。

7. 決議 A/RES/53/30 では、イタリア、エジプト等が主張していた憲章第 108 条への言及並びに「憲章改正を含意する」との文言は削除されているものの、「憲章第 18 章（第 108 条及び第 109 条）に留意する」との言及があり、「安保理の衡平な代表及び安保理理事国の増加並びに関連事項に関するいかなる決議又は決定も加盟国の少なくとも 3 分の 2 の賛成

¹⁷¹ “...the majority stipulated in Article 108 and 109, paragraph 1, refers to the members specified by the Charter (Article 9). This is an exception to the provisions of Article 18, paragraph 2 which require a two-thirds majority of the members present and voting...By derogating from Article 18, paragraph 2 and stipulating a vote of two-thirds of the members of the General Assembly it was intended to ensure that any amendment adopted would also be ratified later on, and render the review more difficult in order to achieve maximum recognition for the decision of the General Assembly” Wolfrum, Rudiger (ed.) *United Nations: Law, Policies and Practice*, Martinus Nijhoff, (1995) p.22.

¹⁷² A/53/PV.65 p.8.

¹⁷³ *Ibid.*, p15.

¹⁷⁴ *Ibid.*, p.34.

票により採択されること」とされ、憲章第 18 条（規則 83 及び 85）で定められている規定とは異なる多数決が適用されることとなった。

8. これは、2005 年に総会議長の求めにより国連法務部が示した意見において、「決議 A/RES/53/30 では加盟国 3 分の 2 の賛成票が必要とされており、（注：当時の加盟国数の 191 ヶ国の 3 分の 2 である）128 ヶ国の賛成が求められている。コンセンサスは原則的には定足数である 96 ヶ国の合意があれば成立し 128 ヶ国の賛成票が担保されないため、同議題項目に関する決定は投票に付される必要がある」¹⁷⁵と述べていることから、規則 83 及び 85 で定められている「出席かつ投票した加盟国の 3 分の 2」との要件とは異なっていると理解される。同時に、同意見では決議 A/RES/53/30 は実質的決議(substantive resolutions)に適用されるものと解釈すべきであり、手続動議に関しては過半数の規則が維持されるものとしている。加盟国は手続動議を 3 分の 2 で採択する旨の要請を行うことは可能であるが、その場合はまず手続動議を 3 分の 2 で採択するかにつき、出席かつ投票した加盟国の単純過半数で採択されるべきであると述べている。

9. 一方で、2005 年の法務部意見は決議 A/RES/53/30 が定めた決定の方法（コンセンサスではなく投票に付すこと）に関し言及しているが、そもそも決議 A/RES/53/30 が規定した「加盟国 3 分の 2 の賛成票が必要」との要件が、憲章と照らし合わせて合法であるか否かの見解は示していない。1977 年 12 月に発出された「国連総会 33 会期を国連本部以外で開催する旨の提案にかかる手続問題に関する意見」¹⁷⁶では、総会は憲章の規定した投票要件と異なる要件を特定の手続規則をもって定めたり特例的に認めたりすることはできない、と示されている。総会が政治的妥協からコンセンサスによって採択した決議 A/RES/53/30 の投票要件に関し国連法務部が意見を述べる立場にはないであろうが、法的には興味深い論点であろう。

9. 選挙

選挙

規則 92

[付属文書 V 16 項を参照。]

¹⁷⁵ *United Nations Juridical Yearbook 2005*, pp.457-458.

¹⁷⁶ *United Nations Juridical Yearbook 1977*, Chapter VI A. 6. paras.4-5. p. 195.

すべての選挙は、秘密投票により行うものとする。指名は行わないものとする。

解説

ア. 規則 92 のいう投票 (ballot) は、無記名の投票用紙に各国が記入の上、投票箱に入れる方式である。例えば、国際司法裁判所判事選挙では、候補者の名前が書かれた紙が各代表団に配布され、各代表団は、それぞれ投票する候補者の名前の左側に× (cross) をつけて、投票箱に入れる。また、安保理の非常任理事国選挙では、それぞれ“A”、“B”、“C”…と書かれた複数の紙が配布され、各国が投票しようとする候補国の名前を書く。“A”、“B”、“C”…は地理的な区分に対応する(従って、紙の数は選挙ごとに異なり得る)。議場には投票箱が 6 つおかれ、事務局が監視する中で投票が行われる。

イ. 秘密投票であるため、各国の行動は明らかにならない。開票作業が 1 時間程度かかるので、選挙においても機械を用いるという議論や、紙をスキャンする方法も考えられている。但し、機械を導入すると、秘密であるはずの投票行動が公表されてしまう可能性がある。

ウ. 選挙ごとに teller が任命される。teller は候補国以外の代表団から地理的配分に基づいて選出される。日本は、2010 年の非常任理事国選挙の際に teller を務めている(書記官レベル)¹⁷⁷。

エ. 投票は次の場合、無効とされる。(1) ある地域に割り当てられた議席よりも多くの当該地域の国の名前が書かれている場合。(2) その投票用紙において選出されるべき地域に属していない国の名前(のみ)が書かれている場合。(3) 現在実際にメンバーである国、あるいは再選が禁止されている場合であって退任した国の名前が書かれている場合。(4) 投票用紙に書かれるべき地域に属していない国の名前があっても、その地域に属する国の名前が書かれている場合には、その国のみがカウントされる。なお、憲章第 19 条の項で取り上げた ICTR 判事選挙の事例のように、第 19 条の適用対象となる国が選挙に参加し、後にそのことが判明した場合には、それまでに行われていた選挙がすべて無効とされる可能性もある¹⁷⁸。

¹⁷⁷ A/65/PV.28.

¹⁷⁸ Sabel は、議長が発言(無効とされるべき投票行為によって選挙結果に影響があり得たという事実への言及)を根拠に、今回の議長裁定は、無効とされるべき投票行為が選挙結果に影響を及ぼし得なかったような状況に対しては、必ずしも指針を提供するものではないとしている。Sabel, *op. cit.*, p. 311.

オ. 総会議長、安保理非常任理事国、国際司法裁判所判事などの選挙を見ていくと、地域グループによる支持 (endorsement) という実行がある。これが「指名」にあたらぬかという点が問題になりうる。しかし、総会の手続および組織の合理化に関する決定 34/401 では、候補者の数と補充されるべき席の数が同じ場合、代表団が特に投票を要請しない限り、投票を免除することを認めている¹⁷⁹。また、主要委員会等の委員長、副委員長および報告者の選出について定める規則 103 には、指名を行う旨の規定があり、規則 92 の指名に関する規定は、それに対応させたものと考えられる。

規則 93

1 人の人又は 1 加盟国のみを選挙する場合に、いずれの候補者も第 1 回の投票において必要な過半数を得なかったときは、最高票数を得た 2 人の候補者に限定して 2 回目の投票を行う。この 2 回目の投票において、得票が同数であり、かつ、過半数が必要とされる場合には、議長は、その候補者のうちいずれかをくじ引きで決定する。3 分の 2 の多数が必要とされる場合には、投票は、1 人の候補者が 3 分の 2 を獲得するまで、引き続き行われる。ただし、3 回目の未完結投票の後には、資格を有するいずれの人又は加盟国に対しても投票することができる。この 3 回の無制限投票が未完結である場合には、次の 3 回の投票は、無制限投票の 3 回目において最高票数を獲得した 2 人の候補者に限定して行われる。その後の 3 回の投票は、無制限投票とし、1 人の人又は 1 加盟国が選挙されるまで、引き続き同様に投票を行うものとする。この規定は、規則 143、144、146 及び規則 148 の適用を妨げるものではない。

規則 94

選挙によって同時に同一の条件で補充されるべき 2 以上の議席があるときは、最初の投票において所要の過半数を獲得した候補者が当選する。その過半数を得た候補者の数が選挙されるべき人又は加盟国の数に満たないときは、残りの議席を補充するため追加投票が行われる。その投票は、前回の投票において最高票数を得た候補者を、補充すべき残りの議席の 2 倍をこえない数に限定して行われる。ただし、3 回目の未完結投票の後には、資格を有するいずれの人又は加盟国に対しても投票することができる。この 3 回の無制限投票が未完結である場合には、次の 3 回の投票は、無制限投票の 3 回目において最高票数を得た候補者を、補充すべき残りの議席の 2 倍をこえない数に限定して行われる。その後の 3 回の投票は、無制限投票とし、すべての議席が補充されるまで引き続き同様に投票を行うものとする。この規定は、規則 143、144、146 及び規則 148 の規定の適用を妨げるものではない。

¹⁷⁹ ANNEX V, para.16.

解説

ア. 総会議長は、地理的ローテーションで選出される（1978年総会決議 33/138 付属書第 1 項で決定。但し実際には 63 年以降から）。規則 30 によれば、選出の時期は会期の 3 か月前である。9.11 事件の影響による 56 会期当初の混乱を踏まえて、2002 年 7 月 8 日の決議 56/509 によって、このように定められた¹⁸⁰。

イ. 総会議長は通常、地域グループの支持に基づき総会の拍手による承認（acclamation）という形で選出される¹⁸¹。つまり選挙は行われぬ。しかし、地域グループ内で解決できず選挙になることもある。以下の事例 1 の他にも、第 1 会期（ノルウェーとベルギー：ベルギー勝ち）、38 会期（パナマとバハマ：パナマ勝ち）と 46 会期（アジア 3 名（サウジアラビア、パプアニューギニア、イエメン：サウジアラビア勝ち）などの例がある¹⁸²。選挙は、単純多数で行われ、獲得票数が同数の場合、規則 93 に基づいて前会期議長によるくじ引きによって決定される。

ウ. 総会議長（及び主要委員会の委員長）は個人的資格で選出されるのであって、加盟国または代表団として選出されるのではないことに注意が必要である。例えば、総会議長が議事進行に携われない場合には、出身国の代表団が代行するのではなく、副議長が代行する（主要委員会においては、いずれかの副委員長が代行する）。この点、安保理議長国の性質とは異なる¹⁸³。但し、総会副議長については、個人ではなく国として選出されるものと考えられる¹⁸⁴。

エ. 安保理常任理事国 5 カ国は議長をしないのが慣行となっている。但し、毎年副議長として一般委員会に参加している。

オ. 規則 93 が適用されるのは、上述の議長等の選挙の他に、任期途中で欠員となった席の補充など（例えば、国際司法裁判所の判事）であって、1 つの席について選挙する場合であ

¹⁸⁰ 中野健司「総会議長—その選出過程と予算・人事」東京財団ホームページ <http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=195> 2008 年 1 月 23 日, Khan, Muhammad Zafrulla, “The President of the General Assembly of the United Nations”, 18 *International Organization* (1964), pp. 231-233.

¹⁸¹ ANNEX V, para.16.

¹⁸² 中野健司、前掲論文（総会議長）。

¹⁸³ Officers of subsidiary organs of the General Assembly—Under the rules of procedure of the Assembly, such officers are elected as individual representatives, *UN Juridical Yearbook 1973*, p.144.

¹⁸⁴ Bailey, Sydney D., *The General Assembly of the United Nations*, Revised Edition, Greenwood Press Publishers (1978), p.58. 規則 39 では、副議長が一般委員会に出られない時は同一代表団内の別の者が代行することが認められている。

る。

カ．総会は、毎年通常会期の会期中、安保理の10の非常任理事国のうち5カ国を2年の任期で選挙する（規則142）。憲章第23条1項の規定に従い安保理の非常任理事国を選挙するに当たっては、第一に国際の平和および安全の維持とこの機構のその他の目的とに対する国連加盟国の貢献に、さらに衡平な地理的配分に特に妥当な考慮が払われなければならない（規則143）。現行の地理的配分は、アフリカおよびアジア：5、東欧：1、ラ米：2、西欧その他：2となっている（総会決議1991 A (XVIII)の第3項で決定）。また、退任理事国は、引き続いて再選される資格を有しない（規則144）。選挙は、憲章第18条2項に従い「出席し且つ投票する」加盟国の3分の2の多数決によって行われる。

キ．理事国数拡大前（1965年以前）は、争いのある国同士で任期2年を1年ずつ分かち合う（term-splitting）実行が多く存在した。1955年ユーゴ・フィリピン、59年ポーランド・トルコ（投票51回）、1960年リベリア・アイルランド、62年ルーマニア・フィリピン、64年チェコスロバキア・マレーシアなどである（国名順は、理事国となった順番）。当時、加盟国数が増加する一方で、非常任理事国の数が6カ国と少なく地理的配分も設立当初のままであったことから、このような地域間での配分争いになったと考えられる¹⁸⁵。これは議席拡大によってある程度解消されたが、79年の選挙（以下の事例2）に代表されるように、地域内での争いは解消しきれず、これ以降再び議席の拡大が議論されるようになった¹⁸⁶。

ク．総会は、毎年通常会期の会期中、経済社会理事会の54理事国のうち18カ国を3年の任期で選挙する（規則145）。安保理の場合と異なり、退任理事国は、引き続いて再選される資格を有する（規則146）。地理的配分は、アフリカ：14、アジア：11、ラ米：10、西欧その他：13、東欧：6となっている（総会決議2847(XXVI)第4項で決定）。以下の事例3のように、地域内の対立で選挙が長引くことが稀にある。

ケ．国際司法裁判所判事選挙¹⁸⁷は、裁判所規程に従って行くとされる（規則150）。15名の判事選出については、規程第2条（個人的資質）と第9条（地理的な配分）が重要である。地理的配分は、1969年以降、アジア3、アフリカ3、中南米2、東欧2、西欧その他5となっている。安保理の5常任理事国出身の判事は、1985年に中国の判事が選出されて

¹⁸⁵ Bailey, *op. cit.*, pp. 158-167.

¹⁸⁶ 安保理改革論の起源のひとつと考えられる。

¹⁸⁷ 総論的な解説として以下を参照。Rosenne, Shabtai, *The Law and Practice of the International Court 1920-1996* third edition, volume I, Chapter 6, Martinus Nijhoff Publishers (1997); Zimmerman, Andreas, *et al* (eds.), *The Statute of the International Court of Justice: A Commentary*, Oxford University Press (2006).

以降、常に選出されている。安保理の非常任理事国選挙などと異なるのは、投票用紙に、そうした地理的配分が反映されておらず、一枚の紙に候補者の名前がアルファベット順にリストアップされているに過ぎないことである。要するに、慣行上の地理的配分が維持されるかどうかは各国の投票行動に依存するのであり、実際に、地理的配分を切り崩すような結果を生み出す可能性も残されている¹⁸⁸。

コ．判事は、3年ごとに5名ずつ改選される。まず立候補者の指名手続が国別裁判官団（常設仲裁裁判所裁判官、4人を超えて指名することはできない。自国の国籍を有するものは2人を超えてはならない）によって開始され、国内協議を経て事務総長へ通知される¹⁸⁹。立候補は選挙手続の前であれば、いつでも辞退できる。ここで選挙手続の前というのは、個々のballotingの前という意味である。

サ．規程第8条に従い、安保理と総会がそれぞれ独立に同時並行で選挙を行う。規則94が適用されるのはこの段階である。各機関が個別に5名を選出し、その結果を互いの議長に書簡で送付する。その際、送り先の結果が出るまで公表してはならない。両機関の結果が合致していれば問題ないが、たとえば一名違う者を選出した場合には、その枠について再び安保理、総会で同時にそれぞれ選挙を行う。第1回会合で合致した者についてはその時点で当確となる¹⁹⁰。

シ．1回の会合の数え方として、規則151は、「国際司法裁判所の裁判官を選挙するために国際司法裁判所規程に従って開催される総会の会合は、補充すべきすべての席に必要な数の候補者が1又は2以上の投票において絶対多数を得るまで続行するものとする」と規定する。この点、第3回会合以降、総会と安保理による連絡協議会の開催可能性を規定する規程第12条1項との関係で注意が必要である（以下の事例4を参照）。

ス．規程第10条1項が規定するように、候補者が選出されるためには「絶対多数」を得な

¹⁸⁸ Keith, Kenneth J., "International Court of Justice: Reflections on the Electoral Process", 9 *Chinese Journal of International Law* (2010), pp.49-51.

¹⁸⁹ 判事選出のプロセスについては、次の文献が参考になる。齋木尚子「2002年の国際司法裁判所の裁判官選挙の結果について」『国際法外交雑誌』第101巻3号、2002年、212-219頁。

¹⁹⁰ 【規程第11条】選挙のために開かれた第一回の回の後になお補充すべき一以上の席がある場合には、第二回の会を、また、必要があるときは第三回の会を開く。

【規程第12条1項】第三回の会の一以上の席がなお補充されないときは、なお空席たる各席について一人を総会および安全保障理事会の各別の採択に付するために絶対多数の投票によって選出する目的で、三人は総会によって、三人は安全保障理事会によって任命される六人からなる連合協議会を総会又は安全保障理事会のいずれかによっていつでも設けることができる。

なければならない。すなわち、「出席しかつ投票する」加盟国ではなく、国連加盟国すべて（投票権の停止も関係なく）の過半数を得なければならない。国連加盟国ではないが規程当事国である国が存在していた時期は、その国（国連加盟前のスイス、サンマリノ、リヒテンシュタイン、日本など）も含めて過半数が決まっていたが、現在ではそうした国は存在しない。従って、2011年3月現在で国連加盟国は192カ国なので、過半数は97となる。なお、安保理における投票でも規程第10条1項が適用されるため、常任と非常任の区別なく絶対多数（現在は8）を得た候補者が当選となる。

事例1

議題項目4 Election of the President of the General Assembly 総会議長の選挙

(A/36/PV.1) 1981年9月15日

1981年は総会議長がアジア地域から選出される年であったが、キッタニ（Kittani、イラク）、カイセル（Kaiser、バングラデシュ）、コー（Koh、シンガポール）の3名が立候補した。前会期議長の議事進行により選挙が行われたが、第1回目には3名とも過半数を獲得しなかった。第2回目は、規則93に従い上位2名（キッタニ、カイセル）の制限投票が行われた。その結果、双方が同数の74票を獲得した。その後、可否同数の場合に関する規則95に基づき議長のくじ引きが行われ、キッタニが36会期の総会議長として選出された。

事例2

議題項目110 Elections to fill vacancies in principal organs (c) Election of a member of the International Court of Justice 主要機関の空席補充のための選挙 (c) 国際司法裁判所判事1名の選挙 (A/64/PV.118) 2010年9月8日

2010年9月6日の米国バーゲンソール判事の辞任に伴い、残りの任期について補充選挙が行われた。手続に従って立候補したドノフュー（米国）について投票が行われ、絶対多数を獲得した（159票）。その後、安保理議長からの書簡が読み上げられ、同氏が安保理においても絶対多数を獲得し、当選が確認された。その後、イランがポイントオブオーダーに基づいて発言し、次のように述べた。「わが代表団は、裁判所規程第2条および9条が適格な候補者を選出する唯一の基準を規定しているのであり、地理的配分以外の他の要素を示唆しもしくは導くような実行や先例はないこと、そして一定の国々に対して特権または

特権的な待遇を与えることは受け入れられないことを強調したい。」¹⁹¹

事例 3

議題項目 Elections to fill vacancies in principal organs (a) Election of five non-permanent members of the Security Council 主要機関の空席補充のための選挙 (a) 安全保障理事会の非常任理事国選挙 (A/34/PV.47, 48, 50, 53, 83, 89, 90, 98, 102, 106, 108-110, 112-120)¹⁹² 1979年10月～1980年1月

1979年の選挙では、最初の会合で4カ国が選出された。その後、残りの1議席を選出するために21回の会合が開かれ、154回の未完結投票がキューバとコロンビアをめぐって行われたが、双方ともに3分の2を獲得できなかった。総会は、会期の延期を1979年12月18日から1980年1月7日に変更し、1月7日の第120会合でキューバとコロンビアは立候補を撤回した。その後、ラテンアメリカグループはメキシコを支持 (endorse) し、155回目の投票でメキシコが残りの1非常任理事国として選出された。これら一連の選挙において、1月1日の任期開始までに残りの一理事国を選出することができないことから、いくつかの国により安保理の構成に対する疑問が提起された。12月31日に法務部の見解が提示され、総会が1980年1月1日までに一理事国を選出できないことは憲章第23条と合致しないが、そのような不作為は安保理の任務遂行に対して法的な結果を生み出すものではないと述べた。安保理が国際の平和および安全の維持について主要な責任を負っており、国連憲章全体の目的および趣旨の観点から解釈しなければならないというわけである。そのような観点から、一理事国が欠けていても憲章第27条に従って採択された安保理の決定は有効であるとしている。もっとも、そのことは総会が理事国を選出する義務を果たさなくてもよいというわけではないことも確認している¹⁹³。

事例 4

議題項目 103 Elections to fill vacancies in principal organs (a) Election of five non-permanent members of the Security Council 主要機関の空席補充のための選挙 (a)

¹⁹¹ 規則 71 に関する事例も参照のこと。

¹⁹² ここでの記述は基本的に、次の文献に依拠している。 *Repertory of Practice of United Nations Organs Supplement No. 6*, vol. III, pp. 2-5.

¹⁹³ Legal consequences of an inability of the General Assembly to elect a nonpermanent member of the Security Council, *UN Juridical Yearbook 1979*, pp. 164-166.

安全保障理事会の非常任理事国選挙 (A/61/PV.32-37, 40,44 & 49) 2006年10月16日～11月7日

2006年の選挙では、10月16日の第1回会合で4カ国の選出が決まった。その後、7回の会合で中南米地域からの1枠にベネズエラとグアテマラが争い、47回の投票を経てなおいずれも3分の2を獲得できなかった。11月7日の第49回会合において、ベネズエラとグアテマラがともに立候補を撤回し、ラテンアメリカグループはパナマを支持 (endorse) した。そして48回目の投票でパナマが理事国として選出された。投票後の理由説明では、グアテマラとベネズエラがそれぞれ発言しているが、後者の発言からは、選挙においてグアテマラもベネズエラも3分の2を獲得できなかった背景には、ベネズエラと米国の対立が要因としてあったことが窺える。

事例5

議題項目 103 Elections to fill vacancies in principal organs (b) Election of eighteen members of the Economic and Social Council 主要機関の空席補充のための選挙 (b) 経済社会理事会 18 理事国の選挙 (A/61/PV.45, 46, 49) 2006年11月2日および7日

11月2日の第45回会合では、まず任期途中で辞任する理事国の補充選挙が行われた。拡大前の安保理について行われていた任期の分割 (term-splitting) と同じ方式である。西欧その他の地域について、スペインがポルトガルへ、トルコがギリシャへ譲った形で選挙がおこなわれ、ポルトガルとギリシャが3分の2多数を獲得し理事国として選出された。その後、通常の18理事国選挙が開始された。最初の投票で、17の理事国がそれぞれ選出されたが、東欧2枠のうち一議席が決まらなかった。その後ベラルーシとブルガリアの間で7回投票が行われたが、いずれも3分の2多数を獲得するに至らなかった。11月7日の第49回会合でブルガリアが立候補を辞退し、9回目の投票でベラルーシが選出された。

事例6

議題項目 103 Elections to fill vacancies in principal organs (c) Election of five members of the International Court of Justice 主要機関の空席補充のための選挙 (c) 国際司法裁判所判事5名の選挙 (A/63/PV.39) 2008年11月6日

2008年の選挙では、11月6日の時点で、カンサード・トリンダード (ブラジル)、グリーンウッド (英国)、アブラハム (フランス)、アル・ハサウネ (ヨルダン)、ディフェンサ

ー・サンチアゴ（フィリピン）、ユースフ（ソマリア）、カムト（カメルーン）、ブラ・ブラ（コンゴ民主共和国）の 8 名が立候補していた。第 1 回目の投票では、アブラハム、アル・ハサウネ、カンサード・トリンダード、ディフェンサー・サンチアゴ、グリーンウッドの 5 名が絶対多数を獲得し、その旨が安保理へ通知された。安保理の結果は、アブラハム、アル・ハサウネ、カンサード・トリンダード、グリーンウッド、ユースフの 5 名であったため、合致した 4 名について当選が確定した。

その後、第 40 会合で、残り 1 つについて第 2 回目の会合が開催された。しかし、2 回投票を行うも絶対多数を獲得する候補者は出なかった。議長が 3 回目（通算では 4 回目）の投票を開始しようとする、コンゴ民主共和国がブラ・ブラ氏の立候補を取り下げた。その後、ギニアビサウが発言（ポイントオブオーダーに基づいているかどうか不明）し、規則 150 を援用して、議長がどのような条文や規則に基づいて行動しようとしているのか質問を行った。それに対して事務局は、立候補はそれを指名する国別グループが同意すれば、選挙に至るいかなる時点においても辞退できると答えた。ギニアビサウは、同国の質問はそうではなくて規程第 12 条 1 項に関するものであり、連合協議会が開催されるべきではないかと指摘した。その後、フィリピンやカメルーンも同様の指摘を行い法務部の意見を求めたが¹⁹⁴、事務局は、規則 151 に従って、補充されるべき席について絶対多数を獲得した候補者がいないのであるから、第 2 回の会合が継続していると一貫して回答した。その後、3 回目の投票が行われ、ユースフが絶対多数を獲得した。これが安保理の結果と合致したため、5 名の判事選出が確定した¹⁹⁵。

事例 7

議題項目 15 Elections to fill vacancies in principal organs (c) Election of five members of the International Court of Justice 主要機関の空席補充のための選挙 (c) 国際司法裁判所判事 5 名の選挙 (A/54/PV.45) 1999 年 11 月 3 日

1995 年の選挙では、11 月 3 日の時点で、ヒギンズ（英国）、パラ・アラングレン（ベネズエラ）、ランジェヴァ（マダガスカル）、ギヨーム（フランス）、アル・ハサウネ（ヨルダン）、ウィーラマントリー（スリランカ）の 6 名が立候補していた。第 1 回目の投票では、

¹⁹⁴ 規則 71 に関する事例も参照のこと。

¹⁹⁵ 岡野正敬「2008 年の国際司法裁判所の裁判官選挙の結果について」『国際法外交雑誌』第 107 巻 4 号、2009 年、194-196 頁。

立候補者全員（6名）が絶対多数を獲得した。総会では初めての事態であったが、それまでの安保理の慣行を踏まえて最初から投票をやり直した¹⁹⁶。その結果、ウィーラマントリーが落選する形でその他 5 名が絶対多数を獲得した。その後、安保理議長からの書簡が読み上げられ、安保理における結果と合致することが確認され、5名の判事選出が確定した。

¹⁹⁶ 兼原信克「国際司法裁判所の一九九九年選挙の結果について」『国際法外交雑誌』第99巻1号、2000年、96-98頁。なお、同様の事態が2005年の選挙でも発生したが、本事例を先例として同様に投票をやり直した。A/60/PV.44.

IV 国際連合総会・手続規則条文

I 会期

通常会期

開会日

規則 I

[憲章第 20 条の条文に直接基づく。序文 46 項及び 48 項を参照。]

総会は、毎年、少なくとも 1 日の平日を含む週を第一週と数えて 9 月の第三週の火曜日に、通常会期として会合する。

閉会日

規則 2

[序文 7 項及び 14 項を参照。また、付属文書 IV 4 項を参照。]

総会は、一般委員会の勧告に基づき、各会期の初めに当該会期の閉会日を定める。

会合の場所

規則 3

総会は、前会期でなされた決定により又は国際連合加盟国の過半数の要請により、他の場
所で開催される場合を除くほか、国際連合本部において会合をもつ。

規則 4

いずれの国際連合加盟国も、通常会期の開会日として定められた日の少なくとも 120 日前
まで、国際連合本部以外の場所での会期の開催を要請することができる。事務総長は、自
己の勧告を付してこの要請を他の国際連合加盟国に直ちに通報しなければならない。この
通報の日付から 30 日以内に加盟国の過半数がこの要請に同意したときは、当該会期はその
要請のとおりで開催される。

会期の通告

規則 5

事務総長は、通常会期の開会を少なくとも 60 日前までに、国際連合加盟国に通告しなければならない。

会期の一時的休会

規則 6

総会は、一時的に休会して後日その会合を再開することを、いずれの会期においても決定することができる。

特別会期

総会による招集

規則 7

[憲章第 20 条の条文に直接基づく。]

総会は、特別会期の期日を決定することができる。

安全保障理事会又は加盟国の要請に基づく招集

規則 8

[序文 9 項及び 23 項を参照。]

(a) 国際連合総会の特別会期は、その会期についての安全保障理事会の要請若しくは国際連合加盟国の過半数の要請を事務総長が受領した日又は規則 9 に定める加盟国の過半数の同意があった日から 15 日以内に開催されるものとする。

(b) 総会決議 377A(V)に基づく緊急特別会期は、安全保障理事会のいずれかの 9 理事国の投票に基づくその会期についての同理事会の要請又は中間委員会における投票若しくは他の方法により表明された国際連合加盟国の過半数の要請を事務総長が受領した時から又は規則 9 に定める加盟国の過半数の要請があった時から 24 時間以内に開催されるものとする。

加盟国による要請

規則 9

[序文 9 項を参照。]

(a) いずれの国際連合加盟国も事務総長に対し総会の特別会期の開催を要請することができる。事務総長は、直ちに当該要請を他の加盟国に通知し、かつ、他の加盟国がその要

請に同意するかどうかを照会しなければならない。事務総長の通報の日付から 30 日以内に加盟国の過半数がその要請に同意するときは、総会の特別会期は、規則 8 に従って開催されるものとする。

(b) 当該規則は、決議 377A(V)に基づく緊急特別会期の開催についてのいずれかの国際連合加盟国による要請にも適用する。この場合には、事務総長は、利用することができる最も迅速な通信方法により他の加盟国に通報しなければならない。

会期の通告

規則 10

[序文 9 項を参照。]

事務総長は、特別会期の開会を、安全保障理事会の要請により開催される場合には、少なくとも 14 日前までに、また、加盟国の過半数の要請により若しくはいずれかの加盟国の要請に対する過半数の同意により開催される会期の場合には少なくとも 10 日前までに国際連合加盟国に通告しなければならない。規則 8(b)に従って開催される緊急特別総会の場合には、事務総長は、当該会期の開会の少なくとも 12 時間前までに加盟国に通告しなければならない。

通常及び特別会期

他の機関に対する通告

規則 11

総会の各会期を開催する通告の写しは、国際連合の他のすべての主要機関及び憲章第 57 条第 2 項に掲げる専門機関に送付されるものとする。

II 議事日程

通常会期

仮議事日程

規則 12

通常会期の仮議事日程は、事務総長により作成され、当該会期の開会日の少なくとも 60 日前までに国際連合加盟国に通報されるものとする。

規則 13

通常会期の仮議事日程には、次のものを掲載するものとする。

- (a) 国際連合の事業に関する事務総長の報告
- (b) 安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所、総会の補助機関及び各専門機関(既存の協定に基づいて報告が要求される場合)からの報告
- (c) 前会期において総会が掲載を命じたすべての議題項目
- (d) 国際連合の他の主要機関が提案したすべての議題項目
- (e) 国際連合のいずれかの加盟国が提案したすべての議題項目 [附属文書IV 18 項及び附属文書IV 2 項を参照。]
- (f) 次の会計年度の予算及び前会計年度の決算報告に関するすべての議題項目
- (g) 事務総長が総会への提案を必要と認めるすべての議題項目
- (h) 国際連合の加盟国でない国が憲章第 35 条第 2 項に基づいて提案したすべての議題項目

補足議題項目

規則 14

国際連合のいずれかの加盟国若しくは主要機関又は事務総長は、通常会期の開会日として定められた日の少なくとも 30 日前までに、議事日程に補足議題項目を含めることを要請することができる。この議題は、補足リストに掲載されるものとし、その補足リストは、当該会期の開会日の少なくとも 20 日前までに加盟国に通報されるものとする。

追加議題項目

規則 15

[序文 7 項および 25 項を参照。また、附属文書IV 18 および 24 項を参照。]

重要かつ緊急性を有する追加議題項目で、通常会期の開会日前 30 日以内に又は通常会期の開催中に議事日程に含めるように提案されたものは、出席しかつ投票する加盟国の過半数による総会の決定があるときは、議事日程に加えることができる。追加議題項目は、出席しかつ投票する加盟国の 3 分の 2 の多数により総会が他の決定をしない限り、その議題が議事日程に加えられてから 7 日を経過するまで、かつ委員会が当該問題について報告を行

うまでは、審議されない。

特別会期

仮議事日程

規則 16

[序文 9 項を参照。]

安全保障理事会の要請により開催された特別会期の仮議事日程は、当該会期の開会日の少なくとも 14 日前までに国際連合加盟国に通報されるものとする。加盟国の過半数の要請により又はいずれかの加盟国の要請に対する過半数の同意により招集された特別会期の仮議事日程は、会期の開会日の少なくとも 10 日前までに通報されるものとする。緊急特別会期の仮議事日程は、会期招集の通報と同時に国際連合加盟国に通報されるものとする。

規則 17

特別会期の仮議事日程は、会期の開催の要請において審議のために提案された議題項目のみからなるものとする。

補足議題項目

規則 18

国際連合のいずれかの加盟国若しくは主要機関又は事務総長は、特別会期の開会日として定められた日の少なくとも 4 日前までに、補足議題項目を議事日程に掲載することを要請することができる。その議題項目は、補足表に掲載されるものとし、その補足表は、できる限りすみやかに国際連合加盟国に通報されるものとする。

追加議題項目

規則 19

[序文 7 項を参照。また、付属文書IV 18 項を参照。]

特別会期中、補足表に掲げられた議題項目及び追加議題項目は、出席しかつ投票する加盟国の 3 分の 2 の多数により議事日程に追加することができる。緊急特別会期中、決議 377A(V)に掲げる事項に関する追加議題項目は、出席しかつ投票する加盟国の 3 分の 2 の多数により議事日程に追加することができる。

通常及び特別会期

説明覚書

規則 20

[序文 7 項を参照。また、付属文書Ⅳ 18 項を参照。]

議事日程に掲載するように提案されたすべての議題項目には、説明覚書及びできれば基本文書又は決議案を添付しなければならない。

議事日程の承認

規則 21

[付属文書Ⅳ 19-23 項を参照。また、付属文書Ⅳ 1 及び 2 項を参照。]

仮議事日程及び補足表は、各会期において、それらに関する一般委員会の報告とともに、会期の開会後できる限りすみやかに、総会にその承認を得るため提出しなければならない。

議題項目の修正及び削除

規則 22

[序文 7 項を参照。]

議事日程に掲げられた議題項目は、出席しかつ投票する加盟国の過半数により総会が修正し、又は削除することができる。

議題項目の掲載に関する討論

規則 23

[序文 7 項を参照。]

議題項目の議事日程への掲載に関する討議においては、一般委員会がその議題項目の掲載を勧告しているときは、その賛否の発言者をそれぞれ 3 人に制限することができる。議長は、前段の規定による発言者に許される時間を制限することができる。

経費割当の変更

規則 24

現行の経費割当を変更する提案は、その提案が会期の閉会日として定められた日の少なく

とも 90 日前までに国際連合加盟国に通報されていない限り、議事日程に加えてはならない。

Ⅲ 代表団

構成

規則 25

[憲章第 9 条 2 項の条文に直接基づく。付属文書Ⅳ 44 項を参照。]

加盟国の代表団は、5 人をこえない代表及び 5 人をこえない代表代理並びに代表団が必要とする数の顧問、技術顧問、専門家及び類似の地位の者で構成する。

代表代理

規則 26

代表代理は、代表団の長の指名に基づき代表として行動することができる。

Ⅳ 信任状

信任状の提出

規則 27

代表の信任状及び代表団の構成員の指名は、会期の開会日として定められた日のできれば 1 週間前までに事務総長に提出するものとする。信任状は、国の元首、政府の首長又は外務大臣が発給するものとする。

信任状委員会

規則 28

信任状委員会は、各会期の始めに任命される。同委員会は、議長の提案に基づいて総会が任命する 9 人の委員で構成する。同委員会は、その役員を選出しなければならない。同委員会は、代表の信任状を審査して、遅滞なく報告しなければならない。

会期への暫定的参加

規則 29

いずれかの代表であってその参加に対し一加盟国から異議の申立があったものは信任状委員会の報告及び総会の決定が行われるまで、暫定的に他の代表と同一の権利をもって出席するものとする。

V 議長及び副議長

選挙

規則 30

[序文 17、18、22、38 及び 47(a)項を参照。]

総会は、総会が別段の決定をしない限り、議長及び 21 人の副議長 [1978 年 12 月 19 日付の決議 33/138 の付属文書において、総会は次のように決定した。1. 総会議長の選挙においては、下記の第 4 項で述べられているように、地域間で当該職の適切な地理的ローテーションを設けるべきである。2. 総会の 21 の副議長は、下記第 3 項に従って、以下の態様で選挙される。(a) アフリカ諸国から 6 代表、(b) アジア諸国から 5 代表、(c) 東欧諸国から 1 代表、(d) ラテン・アメリカ諸国から 3 代表、(e) 西欧その他の諸国から 2 代表、(f) 安全保障理事会の常任理事国から 5 代表。3. しかし、総会議長を選出することにより、議長がそこから選ばれる地域に割り当てられる副議長の数に 1 減少することになる。1994 年 7 月 29 日付の決議 48/264 の付属文書 II において、総会は決議 33/138 の付属文書第 4 項を以下の文言に置き換えることを決めた。4. 主要委員会の 6 委員長は、次の態様に従って選挙される。(a) アフリカ諸国から 1 代表、(b) アジア諸国から 1 代表、(c) 東欧諸国から 1 代表、(d) ラテン・アメリカおよびカリブ諸国から 1 代表、(e) 西欧その他の諸国から 1 代表、(f) 6 番目の委員長は、次の態様に従って 20 会期の期間毎にローテーションする。i. アフリカ諸国から 1 代表、ii. アジア諸国から 1 代表、iii. ラテン・アメリカおよびカリブ諸国から 1 代表、iv. アフリカ諸国から 1 代表、v. アジア諸国から 1 代表、vi. アフリカ諸国から 1 代表、vii. ラテン・アメリカおよびカリブ諸国から 1 代表、viii. アジア諸国から 1 代表、ix. アフリカ諸国から 1 代表、x. アジア諸国から 1 代表、x i. ラテン・アメリカおよびカリブ諸国から 1 代表、x ii. アフリカ諸国から 1 代表、x iii. アジア諸国から 1 代表、x iv. アフリカ諸国から 1 代表、x v. ラテン・アメリカおよびカリブ諸国 1 代表、x vi. アジア諸国から 1 代表、x vii. アフリカ諸国から 1 代表、x viii. アジア諸国から 1 代表、x ix. ラテン・アメリカおよびカリブ諸国から 1 代表、x x. アフリカ諸国から 1 代表] を、議事を司る会期の開会の少なくとも 3 箇月前に選出する。このようにして選出された議長及び副議長は、そのため

に選ばれた会期の開始時にその職務に就任し、その会期の閉会までの間在任する〔憲章第 21 条第 2 文の条文に直接に基づいた規則〕。副議長は、規則 98 に掲げる 6 主要委員会の委員長が選出された後に、加盟国全体を代表するという一般委員会の性格を確保するように選出されなければならない。

仮議長

規則 31

〔序文 17、18、22 及び 44 項を参照。〕

総会の各会期の開会に際しては、上記の規則 30 に従って、総会がその会期の議長をまだ選出していない場合は、前会期の議長又は前会期の議長が選出された代表団の長が、総会が議長を選出するまで議事を主宰するものとする。

議長代理

規則 32

議長は、会合の全期間又は一時欠席する必要を認めるときは、副議長の一人を自己の代理として任命しなければならない。

規則 33

議長の代理たる副議長は、議長と同一の権限及び義務を有する。

議長の交替

規則 34

議長がその任務を遂行することができなくなった場合には、その残任期間につき、新議長が選出されるものとする。

議長の一般的権限

規則 35

〔序文 7 項を参照。また、付属文書 I 39 項、付属文書 III (g) 項、

付属文書 IV 39 及び 67 項、付属文書 V 3 項並びに付属文書 VI 7 項を参照。〕

議長は、この規則の他の箇所で付与された権限を行使するほか、会期の各本会議の開会及び閉会を宣言し、本会議の討議を指導し、この規則の遵守を確保し、発言権を与え、問題

を投票に付し、並びに決定を發表する。議長は、ポイントオブオーダーについて裁定し、また、この規則に従って、いずれの会合においても議事を完全に統制し、かつ会合の秩序の維持に当たる。

議長は、議題項目の討議中、発言者に許される時間の制限、各代表がいずれかの問題について発言することができる回数の制限、発言者リストの締切又は討論の終結を総会に提案することができる。議長は、また、会合の停止若しくは延期又は討議中の議題項目に関する討論の延期を提案することができる。

規則 36

[序文 7、15、17、18、22、38 及び 44 項を参照。]

議長は、その任務の遂行に当たっては、総会の權威に服するものとする。

議長の投票不参加

規則 37

議長及び議長として行動する副議長は、投票を行わないものとし、自己に代わって投票するために自己の代表団の他の構成員を指名する。

VI 一般委員会

構成

規則 38

[序文 7、15、17、18、22、28 及び 44 項を参照。]

一般委員会は、議事を主宰する総会議長、21 人の副議長及び 6 人の主要委員会の委員長で構成する。一般委員会の構成員の 2 人が同一代表団の構成員であってはならず、同委員会は、加盟国全体を代表する性格を確保するよう構成されなければならない。すべての加盟国がその代表を出す権利を有しかつ会期中に会合するよう総会により設置された他の委員会の委員長は、一般委員会の会合に出席する資格を有し、また、投票権なしで討議に参加することができる。

構成員の代理

規則 39

[序文 15、17 及び 30 項を参照。また、付属文書Ⅳ 10 項を参照。]

総会の副議長は、一般委員会の会合中において欠席する必要を認めるときは、自己の代表団の構成員の 1 人を自己の代理として指名しなければならない。主要委員会の委員長は、欠席する場合には、その委員会の副委員長を自己の代理として指名しなければならない。副委員長は、委員会の他の構成員と同一の代表団に属するとき、投票権を有しない。

任務

規則 40

[序文 7 項を参照。また、付属文書Ⅲ (f)項、付属文書Ⅳ 11-14 項、

付属文書Ⅴ 1 項、付属文書Ⅵ 4 項並びに付属文書Ⅶ 3 及び 6 項を参照。]

一般委員会は、各会期の始めに仮議事日程及び補足表を審議し、かつ提案された各議題項目に関し、それを議事日程に掲載すること、その掲載の要請を拒否すること又は将来の会期の仮議事日程にそれを掲載することについて総会に勧告しなければならない。一般委員会は、同様に議事日程に追加議題項目を掲載するための要請を検討し、かつ、それについて総会に勧告をしなければならない。一般委員会は、総会の議事日程に関する事項を審議するに当たっては、議題項目の内容を討議してはならない。ただし、議事日程へのその議題項目の掲載、その掲載の要請の拒否又は将来の会期の仮議事日程へのその議題項目の掲載のいずれを同委員会が勧告するかという問題及び、掲載を勧告された議題項目にいかなる優先順位を与えるかという問題に関する場合は、この限りでない。

規則 41

[序文 7 項を参照。また、付属文書Ⅲ (f)項、付属文書Ⅳ 11-14 項、

付属文書Ⅴ 1 項、付属文書Ⅵ 4 項並びに付属文書Ⅶ 3 及び 6 項を参照。]

一般委員会は、会期の閉会日について総会に勧告を行わなければならない。同委員会は、各本会議の議事日程の作成、その議題項目の優先順位の決定及び総会のすべての委員会の議事の調整に関し、議長及び総会を補佐しなければならない。同委員会は、議長の権能に関する総会の事業の一般的運営に当たって議長を補佐しなければならない。もっとも、同委員会は、いかなる政治的な問題についても決定してはならない。

規則 42

[序文 7 項を参照。また、付属文書 I 20 項、付属文書 III (f) 項、付属文書 IV 13 及び 14 項、
付属文書 V 2 項、付属文書 VI 4 項並びに付属文書 VII 5 項を参照。]

一般委員会は、総会及びその委員会の進行を検討し、かつ、その進行の促進を勧告するため、各会期中定期的に会合する。同委員会は、また、議長が必要と認める他のとき又はいずれかの他の構成員の要請があったときに会合する。

議事日程への議題項目の掲載を要請する加盟国の代表者の参加

規則 43

一般委員会に代表者を有しない総会の構成国で議題項目を議事日程に掲載することを要請したものは、その要請が討議される一般委員会の会合に出席する資格を有し、かつ、投票権なしでその議題項目の討議に参加することができる。

総会決議の形式上の訂正

規則 44

一般委員会は、総会が採択した決議を、その内容ではなく形式を変更する訂正を行うことができる。その変更は、総会に対し審議を受けるため報告しなければならない。

VII 事務局

事務総長の責務

規則 45

[憲章第 98 条 2 項の条文に直接基づく。]

事務総長は、総会並びにその委員会及び小委員会のすべての会合において、事務総長の資格で行動する。事務総長は、それらの会合において事務局の構成員の 1 人を自己の代理として指名することができる。

規則 46

事務総長は、総会及び総会が設置する委員会又は補助機関により要求された職員を提供し、かつ、指揮する。

事務局の責務

規則 47

事務局は、総会、その委員会及び補助機関〔付属文書IV107項並びに付属文書V 25、26及び28-30項を参照〕の文書、報告及び決議を受領し、翻訳し、印刷し、及び配布する。事務局は、会合で行われた発言を通訳する。事務局は、会期の議事録を作成し、印刷し、及び回章する〔付属文書IV 108項を参照〕。事務局は、総会の記録保管所に文書を保管し及び適切に保存する。事務局は、総会のすべての文書を国際連合加盟国に配布し、及び総会が必要とする他のすべての事業を一般的に遂行する。

この機構の事業に関する事務総長報告

規則 48

〔憲章第 98 条の条文に直接基づく。〕

事務総長は、この機構の事業について総会に年次報告及び要求された補足報告を行なわなければならない〔序文 7 項を参照。また、付属文書 I 20 項、付属文書 III (f) 項、付属文書 IV 13 及び 14 項、付属文書 V 2 項、付属文書 VI 4 項並びに付属文書 VII 5 項を参照〕。事務総長は、会期の開会の少なくとも 45 日前までに年次報告を国際連合加盟国に通報しなければならない。

憲章第 12 条に基づく通告

規則 49

〔憲章第 12 条 2 項の条文に直接基づく。〕

事務総長は、国際の平和及び安全の維持に関する事項で安全保障理事会が取り扱っているものを、同理事会の同意を得て、会期ごとに総会に対して通告しなければならない。事務総長は、安全保障理事会がその事項を取り扱うことをやめた場合にも、直ちに、総会又は、総会が開催中でないときは国際連合加盟国に対して、同様に通告しなければならない。

事務局に関する規則

規則 50

〔憲章第 101 条 1 項の条文に直接基づく。〕

総会は、事務局の職員に関する規則を設ける〔国際連合職員規則である。ST/SGB/2007/4 を参照〕。

VIII 用語

公用語及び常用語

規則 51

[序文 5、27、28、34 及び 40 項を参照。]

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語は、総会、その他の委員会及び小委員会の公用語及び常用語とする。

通訳

規則 52

[序文 5、27、28、34 及び 40 項を参照。]

総会の 6 公用語のいずれかで行われる発言は、他の 5 カ国語に通訳されるものとする。

規則 53

[序文 5、27、28、34 及び 40 項を参照。]

各代表は、公用語以外の言語で発言を行うことができる。この場合には、代表は、その発言が総会又は関連委員会の公用語のいずれかに通訳されるよう、自らその用意をしなければならない。事務局の通訳者による総会又は関連委員会の他の公用語への通訳は、最初に行われた公用語への通訳を基礎とすることができる。

速記録及び要録の用語

規則 54

[序文 5、27、28、34 及び 40 項を参照。]

速記録及び要録は、できる限りすみやかに総会の公用語で作成しなければならない。

国連ジャーナルの用語

規則 55

[序文 5、27、28、34 及び 40 項を参照。]

総会の会期中、国連ジャーナルは総会の公用語で発行されるものとする。

決議及び他の文書の用語

規則 56

[序文 5、27、28、34 及び 40 項を参照。]

すべての決議及びその他の文書は、総会の公用語で提供されるものとする。

規則 57

[序文 5、27、28、34 及び 40 項を参照。]

総会、その他の委員会及び小委員会の文書は、総会の決定があったときは、総会又は当該委員会の公用語以外の言語で刊行されるものとする。

IX 記録

会合の記録及び録音

規則 58

[序文 30 項を参照。また、付属文書IV 108 項及び付属文書V 27 項を参照。]

(a) 総会及び軍縮・安全保障委員会(第 1 委員会)の会合の逐語録は、事務局により作成され、かつ、議長の承認を受けた後にそれらの機関に提出される。総会は他の主要委員会、補助機関及び特別会合・会議の記録の形式を決定することができる。総会のいずれの機関も逐語録及び抄録の双方を作成する必要はない。

(b) 総会及び主要委員会の逐語録・録音は、事務局により作成される。同様の記録は、補助機関及び特別会合・会議の議事に関しても、そのように各機関が決定した場合に、取られる。

決議

規則 59

総会によって採択された決議は、会期終了の後 15 日以内に事務総長が国際連合加盟国に通報する。

X 総会、その委員会及び小委員会の公開会合及び非公開会合

一般原則

規則 60

総会及びその主要委員会の会合は、公開されるものとする。ただし、当該機関が例外的事情によりその会合を非公開とすることを要すると決定する場合は、この限りでない。他の委員会及び小委員会の会合も当該機関が別段の決定をしない限り、公開されるものとする。

非公開会合

規則 61

非公開会合で行われた総会のすべての決定は、総会の早期の公開会合で公表される。主要委員会、他の委員会及び小委員会の各非公開会合の閉会に際し、委員長は、事務総長を通じてコミュニケを發表することができる。

X I 黙祷又は瞑想の時間

黙祷又は瞑想への勧誘

規則 62

[序文 7 項を参照。]

総会の各会期の最初の本会議の開会直後及び最後の本会議の閉会直前に、議長は、沈黙の 1 分間を祈禱又は瞑想に捧げるよう各代表を勧誘しなければならない。

X II 本会議

議事の運営

緊急特別会期

規則 63

[序文 9 項を参照。]

総会は、他の諸規則の規定にかかわらず、かつ、総会が別段の決定をしない限り、緊急特別会期の場合には本会議のみを招集するものとし、また、同会期の開催を要請する際に審議のため提案された議題項目をあらかじめ一般委員会その他の委員会に付託することなく、直ちにその審議に入るものとする。この緊急特別会期の議長及び副議長には、前会期の議長及び副議長として選出された各代表団の長がそれぞれ当たるものとする。

事務総長の報告

規則 64

事務総長の報告のいずれかの部分を、討論することなく主要委員会の一つに付託するための提案は、あらかじめ一般委員会に付託することなく総会が決定する。

委員会への付託

規則 65

総会は、別段の決定をしない限り、議事日程中の議題項目に関し委員会の報告を受領するまでは、当該議題項目について最終的決定を行ってはならない。

主要委員会報告の討議

規則 66

[序文 7 項を参照。また、付属文書 V 15 項を参照。]

総会本会議における主要委員会の報告についての討議は、本会議に出席しかつ投票する加盟国の少なくとも 3 分の 1 がその討議を必要と認める場合に行われるものとする。この旨の提案は、討論することなく直ちに投票に付さなければならない。

定足数

規則 67

[序文 30 項を参照。また、付属文書 III (g)(i) 項、
付属文書 IV 67 項及び付属文書 VI 7 項を参照。]

議長は、総会構成国の少なくとも 3 分の 1 が出席している場合に、開会を宣言し、討議の進行を認めることができる。決定がなされるためには構成国の過半数の出席を必要とする。

発言

規則 68

[付属文書Ⅲ (g)(ii)項、付属文書Ⅳ 69-71 項及び付属文書Ⅴ 17 項を参照。]

各代表は、総会において、あらかじめ議長の許可を受けることなく発言することはできない。議長は、発言者を、発言の希望を表明した順序で指名するものとする。議長は、発言者の言辞が討議中の問題に関連していないときには、発言者の注意を促すことができる。

優先発言権

規則 69

委員会の委員長及び報告者には、その委員会で到達した結論を説明するため優先発言権を与えることができる。

事務局による陳述

規則 70

事務総長又は事務総長によりその代理として指名された事務局の構成員は、総会で審議中の問題に関し、口頭又は書面によりいつでも総会に対して陳述を行うことができる。

ポイントオブオーダー

規則 71

[序文 7 項を参照。また、付属文書Ⅳ 79 項を参照。]

各代表は、いかなる事項の討議中にも、ポイントオブオーダーを提起することができる。そのポイントオブオーダーは、この手続規則に従って直ちに議長が裁定する。各代表は、議長の裁定に対して異議を申し立てることができる。その異議の申立は、直ちに投票に付されるものとし、かつ議長の裁定は、出席しかつ投票する構成国の過半数により無効とされない限り、効力を有するものとする。ポイントオブオーダーを提起する代表は、討議中の事項の内容について発言することができない。

発言時間の制限

規則 72

[序文 7 及び 30 項を参照。]

総会は、各発言者に許される時間及び、各代表がいずれかの問題について発言することができる回数を制限することができる。決定がなされる前に、その制限の提案に賛成する 2 名の代表及び反対する 2 名の代表が発言できる。討論が制限されており、かつ、代表が割り当てられた時間をこえたときは、議長は、遅滞なくその代表に対し注意を促さなければならない。

発言者リストの締切、答弁権

規則 73

[付属文書IV 46、69、77 及び 78 項並びに付属文書V 8-11 項を参照。]

議長は、討論の進行中、発言者リストを発表し、かつ、総会の同意を得て当該リストの締切を宣言することができる。ただし、議長は、リストの締切を宣言した後に行われた発言についていずれかの構成国に答弁の権利を与えることが望ましいと認めた場合には、これを与えることができる。

討論の延期

規則 74

[序文 7 項を参照。]

各代表は、いかなる事項の討議中にも、討議中の議題項目に関する討論の延期を動議することができる。当該動議の提案者のほか、当該動議に賛成する 2 名の代表及び反対する 2 名の代表が発言できる。その後、当該動議は、直ちに投票に付さなければならない。議長は、本規則に基づき発言者に許される時間を制限することができる。

討論の終結

規則 75

[序文 7 項を参照。]

各代表は、他の代表が発言の希望を表明したかどうかを問わず、いつでも討議中の議題項目に関する討論の終結を動議することができる。討論の終結に関する発言は、終結に反対する 2 名の発言者に限り許可されるものとする。その後、当該動議は、直ちに投票に付さ

なければならない。総会が討論の終結に賛成する場合には、議長は、討論の終結を宣言する。議長は、本規則の規定に基づき発言者に許される時間を制限することができる。

会合の停止又は延期

規則 76

[序文 7 項を参照。]

各代表は、いかなる事項の討議中においても、会合の停止又は延期を動議することができる。その動議は、討論することなく直ちに投票に付さなければならない。議長は、会合の停止又は延期を動議した発言者に許される時間を制限することができる。

手続上の動議の順序

規則 77

規則 71 に従って、以下に示された動議は、会合に上程されている他のすべての提案又は動議に対し次の順序で優先する。

- (a) 会合の停止
- (b) 会合の延期
- (c) 討議中の議題項目に関する討論の延期
- (d) 討議中の議題項目に関する討論の終結

提案及び修正

規則 78

[付属文書IV 87 及び 88 項を参照。]

提案及び修正は、通常書面で提出するものとし、かつ、事務総長に手交するものとする。事務総長は、その写を各代表団に配布しなければならない。総会のいかなる会合においても、原則として、いかなる提案も、その写が会合の前日までにすべての代表団に配布されない限り、討議し、又は投票に付してはならない。ただし、議長は、修正又は手続に関する動議については、これらの修正及び動議が配布されていない場合又は当日に配布された場合にも、それらについての討議及び審議を許可することができる。

権能に関する決定

規則 79

[序文 7 項を参照。]

総会が、提出された提案を採択する権能を有するかどうかについての決定を求める動議は、規則 77 の規定に従って、問題とされた提案について投票を行う前に投票に付さなければならない。

動議の撤回

規則 80

動議は、当該動議が修正されていなければ、その動議について投票が行われるまではいつでも、提案者が撤回することができる。このようにして撤回された動議は、いずれの構成国も再提案することができる。

提案の再審議

規則 81

提案は、採択され、又は否決された場合には、その会期において再審議することはできない。ただし、総会が出席しかつ投票する構成国の 3 分の 2 の多数により再審議することを決定する場合は、この限りでない。再審議の動議に関する発言は、当該動議に反対する 2 名の発言者に限り許可を与えるものとし、その後、その動議は、直ちに投票に付さなければならない。

投票

投票権

規則 82

[規則 82、83 及び 85 は憲章第 18 条の 3 つの項の文言通り。]

総会の各構成国は、1 個の投票権を有する。

3 分の 2 の多数

規則 83

[規則 82、83 及び 85 は憲章第 18 条の 3 つの項の文言通り。]

重要問題に関する総会の決定は、出席しかつ投票する構成国の 3 分の 2 の多数により行われる。重要問題には、国際の平和及び安全の維持に関する勧告、安全保障理事会の非常任理事国の選挙、経済社会理事会の理事国の選挙、憲章第 86 条 1 項 C の規定による信託統治理事会の理事国の選挙、新加盟国の国際連合への加盟の承認、加盟国としての権利及び特権の停止、加盟国の除名、信託統治理事会の運用に関する問題並びに予算問題が含まれる。

規則 84

[序文 10 項を参照。]

重要問題に関する提案の修正及びその提案の一部で個別的に投票に付されるものについての総会の決定は、出席しかつ投票する構成国の 3 分の 2 の多数により行われるものとする。

単純多数

規則 85

[規則 82、83 及び 85 は憲章第 18 条の 3 つの項の文言通り。]

規則 83 に定める問題以外の問題についての総会の決定は、3 分の 2 の多数により決定されるべき問題の新たな部類の決定を含めて、出席しかつ投票する構成国の過半数により行われる。

「出席しかつ投票する構成国」という語句の意味

規則 86

この規則の適用上、「出席しかつ投票する構成国」とは、賛成票又は反対票を投じた構成国をいう。投票を棄権した構成国は、投票を行わなかったものとみなす。

投票の方法

規則 87

[序文 24 項を参照。また、付属文書 IV 84 項及び付属文書 VII 2 項を参照。]

(a) 総会は、通常、挙手又は起立により投票を行う。ただし、各代表は、点呼を要請することができる。点呼は、議長がくじ引きで選出した国名の構成国から始めて、構成国の国名の英語のアルファベット順に行われる。点呼の際には、各構成国の国名が読み上げられ

ものとし、かつ、その国の代表の 1 人が「イエス」、「ノー」又は「アブステンション」と答えるものとする。投票の結果は、構成国の国名のアルファベット順に記録される。

(b) 総会が機械を用いて投票を行う場合、記録に残さない投票が、挙手又は起立による投票の替わりとなり、記録投票が、点呼投票に替わるものとする。いかなる代表も記録投票を要請できる。記録投票の場合、総会は、代表が別段の要請をしない限り、構成国の点呼をはぶくことができる。ただし、投票結果は、点呼投票と同様の方法で、記録に残される。

投票の運営

規則 88

[序文 7 項を参照。また、付属文書IV 74-76 項並びに付属文書V 6、7 及び 11 項を参照。] いずれの代表も、議長が投票の開始を宣言した後は、投票の実際の運営に関してポイントオブオーダーを提起する場合を除くほか、投票を中断してはならない。議長は投票開始前又は投票完了後、構成国に対し各自の投票の説明を許可することができる。ただし、秘密投票によって投票が行われる場合は、この限りでない。議長は、その説明のために許される時間を制限することができる。議長は、提案又は修正の提案者に対しその者の提案又は修正に対する投票の説明を許可してはならない。

提案及び修正の分割

規則 89

[序文 7 項を参照。]

各代表は、提案又は修正の各部分を個別に投票に付することを動議することができる。分割の要請に対し異議が申し立てられた場合にも、分割の動議を投票に付するものとする。分割の動議に関する発言は、賛成の発言者 2 名及び反対の発言者 2 名に限り許可される。分割の動議が通過した場合には、可決された提案又は修正の各部分はその後は全体として投票に付するものとする。提案又は修正の主文のすべてが否決された場合には、その提案又は修正は、全体として否決されたものとみなされる。

修正の投票

規則 90

[序文 7 項を参照。]

提案に対し修正が動議された場合には、まず、その修正を投票に付するものとする。1 提案に対し 2 以上の修正が動議された場合には、総会は、まず、原案から内容的に最も離れた修正を投票に付するものとし、その後、次に原案から最も離れた修正を投票に付するものとし、このようにしてすべての修正が投票に付されるまで、引き続き同様に投票を行うものとする。もっとも、1 修正の採択が必然的に他の修正の否決を意味する場合には、この修正については投票を行わない。1 以上の修正が採択されたときは、その修正を加えた提案が投票に付される。動議が単に提案の一部に対する追加又は一部の削除若しくは訂正である場合には、その動議は、提案に対する修正とみなされる。

提案の投票

規則 91

2 以上の提案が同一の問題に関連する場合には、総会は、別段の決定をしない限り、提案をその提出された順序で投票に付するものとする。総会は、1 の提案について個別に投票を行った後に、次の提案を投票に付するべきかどうかを決定することができる。

選挙

規則 92

[付属文書 V 16 項を参照。]

すべての選挙は、秘密投票により行うものとする。指名は行わないものとする。

規則 93

1 人の人又は 1 加盟国のみを選挙する場合に、いずれの候補者も第 1 回の投票において必要な過半数を得なかったときは、最高票数を得た 2 人の候補者に限定して 2 回目の投票を行う。この 2 回目の投票において、得票が同数であり、かつ、過半数が必要とされる場合には、議長は、その候補者のうちいずれかをくじ引きで決定する。3 分の 2 の多数が必要とされる場合には、投票は、1 人の候補者が 3 分の 2 を獲得するまで、引き続き行われる。ただし、3 回目の未完結投票の後には、資格を有するいずれの人又は加盟国に対しても投票することができる。この 3 回の無制限投票が未完結である場合には、次の 3 回の投票は、無制限投票の 3 回目において最高票数を獲得した 2 人の候補者に限定して行われる。その後の 3

回の投票は、無制限投票とし、1 人の人又は 1 加盟国が選挙されるまで、引き続き同様に投票を行うものとする。この規定は、規則 143、144、146 及び規則 148 の適用を妨げるものではない。

規則 94

選挙によって同時に同一の条件で補充されるべき 2 以上の議席があるときは、最初の投票において所要の過半数を獲得した候補者が当選する。その過半数を得た候補者の数が選挙されるべき人又は加盟国の数に満たないときは、残りの議席を補充するため追加投票が行われる。その投票は、前回の投票において最高票数を得た候補者を、補充すべき残りの議席の 2 倍をこえない数に限定して行われる。ただし、3 回目の未完結投票の後には、資格を有するいずれの人又は加盟国に対しても投票することができる。この 3 回の無制限投票が未完結である場合には、次の 3 回の投票は、無制限投票の 3 回目において最高票数を得た候補者を、補充すべき残りの議席の 2 倍をこえない数に限定して行われる。その後の 3 回の投票は、無制限投票とし、すべての議席が補充されるまで引き続き同様に投票を行うものとする。この規定は、規則 143、144、146 及び規則 148 の規定の適用を妨げるものではない。

可否同数の投票

規則 95

選挙以外の事項に関し投票が可否同数である場合には、1 回目の投票後 48 時間以内に開催される次の会合において 2 回目の投票を行うものとし、また、その事項に関し 2 回目の投票を行うことを議事日程に明示しなければならない。この投票においても可否同数であった場合には、当該提案は、否決されたものとみなす。

X III 委員会

設置、役員、作業の構成

委員会の設置投票

規則 96

総会は、その任務の遂行上必要と認める委員会を設置することができる。

問題の部類

規則 97

[付属文書 I 22 及び 23 項、付属文書 II 1、19 及び 20 項、付属文書 IV 25-28 項、
付属文書 V 4 項、付属文書 VI 3 項並びに付属文書 VII 4 項を参照。]

同一部類の問題に関する議題項目は、その部類の問題を処理する 1 又は 2 以上の委員会に付託する。委員会は自己の発意に基づいて新たな議題項目を提出してはならない。

主要委員会

規則 98

[序文 17、30 及び 44 項を参照。また、付属文書 IV 29-38 項を参照。]

総会の主要委員会は次の通りである。

- (a) 軍縮・国際安全保障委員会(第 1 委員会)
- (b) 特別政治・非植民地化委員会(第 4 委員会)
- (c) 経済財政委員会(第 2 委員会)
- (d) 社会人道文化委員会(第 3 委員会)
- (e) 行政予算委員会(第 5 委員会)
- (f) 法律委員会(第 6 委員会)

作業の構成

規則 99

[序文 7、15、30 及び 47 項を参照。また、付属文書 V 21 及び 23 項を参照。]

(a) すべての主要委員会は、会期の開会の少なくとも 3 カ月前までに委員長を選挙しなければならない。その他の役員選挙は、規則 103 に従って、遅くとも会期の第一週の終わりまでに行われるものとする。

(b) 各主要委員会は、一般委員会の勧告に基づいて総会が決定した会期の閉会日を考慮した上で、その委員会における議題項目の優先順位を決定し、かつ同委員会に付託された議題項目の審議を完了するために必要な会合を行わなければならない。委員会は、会期の最初に、可能な場合、作業の終結日時、議題項目の討議日時及び議題項目ごとの会合の回数を示す作業計画を採択しなければならない。

加盟国の代表

規則 100

各加盟国は、各主要委員会及び、すべての加盟国がその代表を出す権利を有するよう構成される他の委員会に対し 1 人の代表を出すことができる。各加盟国は、またこれらの委員会に対し顧問、技術顧問、専門家又は類似の地位を有する者を指名することができる。

規則 101

顧問、技術顧問、専門家又は類似の地位を有する者は、代表団の長の指名により、委員会の構成員として行動することができる。ただし、この地位の者は、代表代理として指名されない限り、委員会の委員長、副委員長若しくは報告者として任命される資格又は総会に出席する資格を有しないものとする。

小委員会

規則 102

[付属文書 I 14 項、付属文書 II 29 項、付属文書 III (e) 項及び付属文書 IV 66 項を参照。] 各委員会は、小委員会を設けることができる。小委員会は、その役員を選挙するものとする。

役員を選出

規則 103

[序文 30 項及び 45 項を参照。また、付属文書 IV 40 及び 54-57 項並びに付属文書 V 18-20 項を参照。]

各主要委員会は、委員長 1 人、副委員長 3 人及び報告者 1 人を選挙する。他の委員会の場合は、それぞれ委員長 1 人、副委員長 1 人又はそれ以上、報告者 1 人を選挙する。その役員は、衡平な地理的配分、経験及び個人的能力を基礎として選挙しなければならない。これらの選挙は 1 人の候補者しかいない場合には、委員会が選挙について別段の決定をしない限り、秘密投票により行われるものとする。候補者の推薦は 1 人の発言者に限定しその後直ちに選挙されるものとする。

主要委員会の委員長の投票不参加

規則 104

主要委員会の委員長は、投票を行わないものとし、その代表団の他の構成員が、委員長に代わって投票を行う。

役員欠席

規則 105

[序文 30 項を参照。]

委員長は、会合の全期間又は一時欠席する必要を認めるときは、副委員長の一人を自己の代理として任命しなければならない。委員長の代理たる副委員長は、委員長と同一の権限及び義務を有する。委員会の役員がその任務を遂行することができなくなった場合には、その残任期間につき、新たな役員が選出されるものとする。

委員長の任務

規則 106

[序文 7 項を参照。また、附属文書 I 39 項、附属文書 III (g) 項、附属文書 IV 39 及び 67 項、附属文書 V 3 及び 22 項並びに附属文書 VI 6 及び 7 項を参照。]

委員長は、委員会の各会合の開会及び閉会を宣言し、委員会の討議を指導し、この規則の遵守を確保し、発言権を与え、問題を投票に付し、並びに決定を発表する。委員会は、ポイントオブオーダーについて裁定し、またこの規則に従って、委員会のいずれの会合においても議事を完全に統制し、かつ会合の秩序の維持に当たる。委員長は、議題項目の討議中、発言者に許される時間の制限、各代表がいずれかの問題について発言することができる回数の制限、発言者リストの締切又は討論の終結を総会に提案することができる。委員長は、また会合の停止若しくは延期又は討議中の議題項目に関する討論の延期を提案することができる。

規則 107

[序文 7 項を参照。また、附属文書 I 39 項、附属文書 III (g) 項、附属文書 IV 39 及び 67 項、

附属文書 V 3 及び 22 項並びに附属文書 VI 6 及び 7 項を参照。]

委員長は、その任務の遂行に当たっては、常に委員会の権威に服するものとする+8。

議事の運営

定足数

規則 108

[序文 7 項を参照。また、付属文書 I 39 項、付属文書 III (g) 項、付属文書 IV 39 及び 67 項、付属文書 V 3 項並びに付属文書 VI 7 項を参照。]

委員長は、委員会の構成国の少なくとも 4 分の 1 が出席している場合に、会合の開会を宣言し、討議の進行を認めることができる。決定がなされるためには構成国の過半数の出席を必要とする。

発言

規則 109

[付属文書 III (g)(ii) 項、付属文書 IV 69-71 項及び付属文書 VI 6 項を参照。]

各代表は、委員会において、あらかじめ委員長の許可を受けることなく発言することはできない。委員長は、発言者を、発言の希望を表明した順序で指名するものとする。委員長は、発言者の言辞が討議中の問題に関連していないときには、発言者の注意を促すことができる。

賛辞

規則 110

[序文 30 項を参照。]

主要委員会の役員に対する賛辞は、表明してはならない。ただし、すべての役員の選出が終わった後に、前会期の委員長—又は彼が欠席しているときはその国の代表団の 1 人—が表明することができる。

優先発言権

規則 111

委員会又は小委員会の委員長及び報告者には、その委員会又は小委員会で到達した結論を説明するため優先発言権を与えることができる。

事務局による陳述

規則 112

事務総長又は事務総長によりその代理として指名された事務局の構成員は、委員会又は小委員会で審議中の問題に関し、口頭又は書面によりいつでも委員会又は小委員会に対して陳述を行うことができる。

ポイントオブオーダー

規則 113

[序文 7 項を参照。また、付属文書IV 79 項を参照。]

各代表は、いかなる事項の討議中にも、ポイントオブオーダーを提起することができる。そのポイントオブオーダーは、この手続規則に従って直ちに委員長が裁定する。各代表は、委員長の裁定に対して異議を申し立てることができる。その異議の申立は、直ちに投票に付されるものとし、かつ委員長の裁定は、出席しかつ投票する構成国の過半数により無効とされない限り、効力を有するものとする。ポイントオブオーダーを提起する代表は、討議中の事項の内容について発言することができない。

発言時間の制限

規則 114

[序文 7 及び 30 項を参照。]

委員会は、各発言者に許される時間及び、各代表がいずれかの問題について発言することができる回数を制限することができる。決定がなされる前に、その制限の提案に賛成する 2 名の代表及び反対する 2 名の代表が発言できる。討論が制限されており、かつ、代表が割り当てられた時間をこえたときは、委員長は、遅滞なくその代表に対し注意を促さなければならない。

発言者リストの締切、答弁権

規則 115

[付属文書IV 69、77 及び 78 項、付属文書V 8-10 項並びに付属文書VI 6 項を参照。]

委員長は、討論の進行中、発言者リストを発表し、かつ、委員会の同意を得て当該リスト

の締切を宣言することができる。ただし、委員長は、リストの締切を宣言した後に行われた発言についていずれかの構成国に答弁の権利を与えることが望ましいと認めた場合には、これを与えることができる。

討論の延期

規則 116

[序文 7 項を参照。]

各代表は、いかなる事項の討議中においても、討議中の議題に関する討論の延期を動議することができる。当該動議の提案者のほか、当該動議に賛成する 2 名の代表及び反対する 2 名の代表が発言できる。その後、当該動議は、直ちに投票に付さなければならない。委員長は、本規則に基づき発言者に許される時間を制限することができる。

討論の終結

規則 117

[序文 7 項を参照。]

各代表は、他の代表が発言の希望を表明したかどうかを問わず、いつでも討議中の議題に関する討論の終結を動議することができる。討論の終結に関する発言は、終結に反対する 2 名の発言者に限り許可されるものとする。その後、当該動議は、直ちに投票に付さなければならない。委員会が討論の終結に賛成する場合には、委員長は、討論の終結を宣言する。委員長は、本規則の規定に基づき発言者に許される時間を制限することができる。

会合の停止又は延期

規則 118

[序文 7 項を参照。]

各代表は、いかなる事項の討議中においても、会合の停止又は延期を動議することができる。その動議は、討論することなく直ちに投票に付さなければならない。委員長は、会合の停止又は延期を動議した発言者に許される時間を制限することができる。

手続上の動議の順序

規則 119

規則 113 に従って、以下に示された動議は、会合に上程されている他のすべての提案又は動議に対し次の順序で優先する。

- (a) 会合の停止
- (b) 会合の延期
- (c) 討議中の議題に関する討論の延期
- (d) 討議中の議題に関する討論の終結

提案及び修正

規則 120

[付属文書IV 87 及び 88 項を参照。]

提案及び修正は、通常書面で提出するものとし、かつ、事務総長に手交するものとする。事務総長は、その写を各代表団に配布しなければならない。委員会のいかなる会合においても、原則として、いかなる提案も、その写が会合の前日までにすべての代表団に配布されない限り、討議し、又は投票に付してはならない。ただし、委員長は、修正又は手続に関する動議については、これらの修正及び動議が配布されていない場合又は当日に配布された場合にも、それらについての討議及び審議を許可することができる。

権能に関する決定

規則 121

[付属文書IV 96 項を参照。]

委員会が、当該委員会に提出された提案を採択する権能を有するかどうかについての決定を求める動議は、規則 119 の規定に従って、問題とされた提案について投票を行う前に投票に付さなければならない。

動議の撤回

規則 122

動議は、当該動議が修正されていなければ、その動議について投票が行われるまではいつでも、提案者が撤回することができる。このようにして撤回された動議は、いずれの構成国も再提案することができる。

提案の再審議

規則 123

提案は、採択され、又は否決された場合には、その会期において再審議することはできない。ただし、委員会が出席しかつ投票する構成国の 3 分の 2 の多数により再審議することを決定する場合は、この限りでない。再審議の動議に関する発言は、当該動議に反対する 2 名の発言者に限り許可を与えるものとし、その後、その動議は、直ちに投票に付さなければならない。

投票

投票権

規則 124

委員会の各構成国は、1 個の投票権を有する。

必要な多数

規則 125

委員会における決定は、出席しかつ投票する構成国の過半数により行われる。

「出席しかつ投票する構成国」という語句の意味

規則 126

この規則の適用上、「出席しかつ投票する構成国」とは、賛成票又は反対票を投じた構成国をいう。投票を棄権した構成国は、投票を行わなかったものとみなす。

投票の方法

規則 127

[序文 24 項を参照。また、付属文書IV 84 及び付属文書VII 2 項を参照。]

(a) 委員会は、通常、挙手又は起立により投票を行う。ただし、各代表は、点呼を要請することができる。点呼は、委員長がくじ引きで選出した国名の構成国から始めて、構成国の国名の英語のアルファベット順に行われる。点呼の際には、各構成国の国名が読み上げられものとし、かつ、その国の代表の 1 人が「イエス」、「ノー」又は「アブステンション」と答えるものとする。投票の結果は、構成国の国名のアルファベット順に記録される。

(b) 委員会が機械を用いて投票を行う場合、記録に残さない投票が、挙手又は起立による投票の替わりとなり、記録投票が、点呼投票に替わるものとする。いかなる代表も記録投票を要請できる。記録投票の場合、委員会は、代表が別段の要請をしない限り、構成国の点呼をはぶくことができる。ただし、投票結果は、点呼投票と同様の方法で、記録に残される。

投票の運営

規則 128

[序文 7 項を参照。また、付属文書IV 74-76 項並びに付属文書V 6 及び 7 項を参照。]
いずれの代表も、委員長が投票の開始を宣言した後は、投票の実際の運営に関してポイントオブオーダーを提起する場合を除くほか、投票を中断してはならない。委員長は、投票開始前又は投票完了後、構成国に対し各自の投票の説明を許可することができる。ただし、秘密投票によって投票が行われる場合は、この限りでない。委員長は、その説明のために許される時間を制限することができる。委員長は、提案又は修正の提案者に対しその者の提案又は修正に対する投票の説明を許可してはならない。

提案及び修正の分割

規則 129

[序文 7 項を参照。]

各代表は、提案又は修正の各部分を個別に投票に付することを動議することができる。分割の要請に対し異議が申し立てられた場合にも、分割の動議を投票に付するものとする。分割の動議に関する発言は、賛成の発言者 2 名及び反対の発言者 2 名に限り許可される。分割の動議が通過した場合には、可決された提案又は修正の各部分はその後は全体として投票に付するものとする。提案又は修正の主文のすべてが否決された場合には、その提案又は修正は、全体として否決されたものとみなされる。

修正の投票

規則 130

[序文 7 項を参照。]

提案に対し修正が動議された場合には、まず、その修正を投票に付するものとする。1 提案

に対し 2 以上の修正が動議された場合には、委員会は、まず、原案から内容的に最も離れた修正を投票に付するものとし、その後、次に原案から最も離れた修正を投票に付するものとし、このようにしてすべての修正が投票に付されるまで、引き続き同様に投票を行うものとする。もっとも、1 修正の採択が必然的に他の修正の否決を意味する場合には、この修正については投票を行わない。1 以上の修正が採択されたときは、その修正を加えた提案が投票に付される。動議が単に提案の一部に対する追加又は一部の削除若しくは訂正である場合には、その動議は、提案に対する修正とみなされる。

提案の投票

規則 131

2 以上の提案が同一の問題に関連する場合には、委員会は、別段の限定をしない限り、提案をその提出された順序で投票に付するものとする。委員会は、1 の提案について個別に投票を行った後に、次の提案を投票に付するべきかどうかを決定することができる。

選挙

規則 132

1 人の人又は 1 加盟国のみを選挙する場合に、いずれの候補者も第 1 回の投票において必要な過半数を得なかったときは、最高票数を獲得した 2 人の候補者に限定して 2 回目の投票を行う。この 2 回目の投票において、得票が同数であり、かつ、過半数が必要とされる場合には、委員長は、その候補者のうちいずれかをくじ引きで決定する。

可否同数の投票

規則 133

選挙以外の事項に関し投票が可否同数である場合には、その提案は、否決されたものとみなす。

XIV 国際連合への新加盟国の加盟承認

申請書

規則 134

[序文 4 項を参照。]

国際連合の加盟国となることを希望する国は、事務総長に対し申請書を提出しなければならない。この申請書には、その国が憲章に掲げる義務を受諾する旨の正式文書による宣言書を添付しなければならない。

申請の通告

規則 135

[序文 4 項を参照。]

事務総長は、その申請書の写を総会又は、総会が開会中でないときは国際連合加盟国に対し、情報として送付しなければならない。

申請書の審議及び決定

規則 136

安全保障理事会が申請国の加盟を勧告する場合には、総会は、その申請国が平和愛好国であり、かつ、憲章に掲げる義務を履行する能力及び意思があるかどうかを審議し、また、出席しかつ投票する構成国の 3 分の 2 の多数によりその国の加盟申請について決定を行う。

規則 137

[序文 4 項を参照。]

安全保障理事会が申請国の加盟を勧告しない場合又はその申請書の審議を延期する場合には、総会は、安全保障理事会のその特別報告を十分審議した上で、将来における審議及び勧告又は報告のため、総会における討議の完全な記録とともにその申請書を安全保障理事会に返送することができる。

決定の通告及び加盟の発効日

規則 138

[序文 4 項を参照。]

事務総長は、申請国に対し総会の決定について通知しなければならない。申請が承認された場合には、加盟は、総会がその申請について決定を行った日に効力を生ずる。

X V 主要機関への選挙

一般規定

任期

規則 139

規則 147 に定める場合を除くほか、各理事会の構成国の任期は、総会による選挙の後の 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終了する。

補欠選挙

規則 140

構成国が任期の満了前にその理事会に属することを中止した場合には、その残任期間について構成国を選出するため、総会の次の会期において別個に補欠選挙を行うものとする。

事務総長

事務総長の任命

規則 141

安全保障理事会が事務総長の任命に関して勧告を提出したときは、総会は、その勧告を審議し、かつ、非公開会合における秘密投票によりそれを投票に付するものとする。

安全保障理事会

年次選挙

規則 142

[総会決議 1991A(XVIII)によって修正された憲章第 23 条 2 項
の条文に直接基づく。序文 23 項を参照。]

総会は、毎年通常会期の会期中、安全保障理事会の 5 非常任理事国を 2 年の任期で選挙する [1963 年 12 月 17 日付の総会決議 1991A(XVIII)第 3 項の下で、総会は、「安全保障理事会の 10 の非常任理事国は、次の態様に従って選ばれる。(a) アフリカ及びアジア諸国から 5 カ国、(b) 東欧諸国から 1 カ国、(c) ラテン・アメリカ諸国から 2 カ国、(d) 西欧及びその他の諸国から 2 カ国」と決定した]。

理事国の資格

規則 143

[憲章第 23 条 1 項の条文に直接基づく。]

憲章第 23 条 1 項の規程に従って安全保障理事国の非常任理事国を選挙するに当たっては、第 1 に国際の平和及び安全の維持とこの機構のその他の目的とに対する国際連合加盟国の後件に、さらに衡平な地理的配分に特に妥当な考慮が払われなければならない [1963 年 12 月 17 日付の総会決議 1991A(XVIII)第 3 項の下で、総会は、「安全保障理事会の 10 の非常任理事国は、次の態様に従って選ばれる。(a) アフリカ及びアジア諸国から 5 カ国、(b) 東欧諸国から 1 カ国、(c) ラテン・アメリカ諸国から 2 カ国、(d) 西欧及びその他の諸国から 2 カ国」と決定した]。

被再選資格

規則 144

[憲章第 23 条 2 項最終文の文言通り。]

安全保障理事国の退任理事国は、引き続いて再選される資格を有しない。

経済社会理事会

年次選挙

規則 145

[総会決議 2847(XXVI)によって修正された憲章第 61 条 2 項の

条文に直接基づく。序文 23 及び 32 項を参照。]

総会は、毎年通常会期の会期中、経済社会理事会の 18 理事国を 3 年の任期で選挙する [総会決議 2847(XXVI)第 4 項の下で、総会は、「経済社会理事会の理事国は、次の態様に従って選挙される。(a) アフリカ諸国から 14 カ国、(b) アジア諸国から 11 カ国、(c) ラテン・アメリカ諸国から 10 カ国、(d) 西欧及びその他の諸国から 13 カ国、(e) 東欧の社会主義諸国から 6 カ国」と決定した]。

被再選資格

規則 146

[憲章第 61 条 2 項最終文の文言通り。]

経済社会理事会の退任理事国は、引き続いて再選される資格を有する。

信託統治理事会

選挙の場合

規則 147

憲章第 83 条又は 85 条の規定に従って、信託統治協定が承認され、かつ、国際連合の 1 加盟国が神託統治地域の施政権者となった場合には、総会は憲章第 86 条の規定に従って信託統治理事会のために必要な 1 又は 2 以上の選挙を行わなければならない。通常会期においてかかる選挙によって選ばれた 1 又は 2 以上の加盟国は、選挙後直ちに就任し、かつ、規則 139 の規定に従って、その選挙の後の 1 月 1 日に任期を開始したものとして、その任期を終了するものとする。

任期及び被再選資格

規則 148

[憲章第 86 条 1 項 c の条文に直接基づく。]

信託統治理事会の非施政理事国は、3 年の任期で選挙され、かつ、引き続き再選される資格を有する。

欠員

規則 149

総会は、各会期ごとに、憲章第 86 条の規定に従って、欠員を補充するため理事国を選挙しなければならない。

国際司法裁判所

選挙の方法

規則 150

国際司法裁判所の裁判官の選挙は、裁判所規程に従って行うものとする。

規則 151

国際司法裁判所の裁判官を選挙するため国際司法裁判所規程に従って開催される総会の会合は、補充すべきすべての席に必要な数の候補者が 1 又は 2 以上の投票において絶対多数

を得るまで続行するものとする。

XVI 行政上及び予算上の問題

一般規定

財政に関する規則

規則 152

総会は、国際連合の財政に関する規則を設けなければならない [国際連合財政規則である。ST/SGB/2003/7 を参照]。

経費を伴う決議

規則 153

[付属文書IV 97 及び 98 項並びに付属文書V 12 及び 13 項を参照。]

経費を伴う決議は、事務総長が作成した経費の見積書を添付しない限り、総会の承認を求めため委員会が勧告してはならない。事務総長が経費を予想する決議は行政予算委員会(第5委員会)が国際連合の予算の見積に対するその提案の影響について述べる機会を得るまで、総会で投票に付してはならない。

規則 154

[付属文書IV 97 及び 98 項並びに付属文書V 12 及び 13 項を参照。]

事務総長は、総会の承認を求めため委員会が勧告したすべての決議の見積費用の明細を、すべての委員会に通知しておかなければならない。

行政上及び予算上の問題に関する諮問委員会

任命

規則 155

[序文 19、31 及び 36 項を参照。]

総会は、少なくとも 3 人の名声ある財政専門家を含む 16 人によって構成される行政上及び予算上の問題に関する諮問委員会を任命しなければならない。

構成

規則 156

[序文 19 及び 36 項を参照。]

行政上及び予算上の問題に関する諮問委員会の委員は、そのうち 2 人が同一国の国民であってはならず、かつ、広い地理的代表、個人的能力及び経験を基礎として選定されなければならない。また、同委員は、3 年間会計年度に対応する 3 年の任期で就任するものとする。同委員は、輪番で退任し、かつ、再び任命される資格を有する。3 人の財政専門家は、同時に退任してはならない。総会は、委員の任期が満了する直前の通常会期において、又は欠員のあるときは次の会計において諮問委員会の委員を任命する。

任務

規則 157

[序文 36 項を参照。]

諮問委員会は、国際連合の予算の専門的審査について責任を有し、かつ、行政予算委員会(第 5 委員会)を援助する。同委員会は、各通常会期の開会の際に、次の 2 年間の予算を審議し、その 2 年間会計年度予算に関する詳細な報告を総会に提出する。同委員会はまた、国連財政規則 [ST/SGB/2003/7 を参照] の具体的条項に基づき、事務総長が行政上の責任を有する国連及び国連機構の会計報告を提出する。同委員会は、総会に代わって専門機関の行政的予算並びに専門機関との財政上及び予算上の取極に基づいて課せられることのある他の任務を遂行する。

分担金委員会

任命

規則 158

[序文 26、33 及び 35 項を参照。]

総会は、18 人の委員による専門家からなる分担金委員会を任命する。

構成

規則 159

[序文 37 項を参照。]

分担金委員会の委員は、そのうち 2 人が同一国の国民であってはならず、かつ、広い地理

的代表、個人的能力及び経験を基礎として選定されなければならない。同委員は、また、3 会計年度に相当する 3 年の任期で就任するものとする。同委員は、輪番で退任し、かつ、再び任命される資格を有する。総会は、委員の任期の満了する直前の通常会期において、又は欠員のあるときは次の会期において分担金委員会の委員を任命する。

任務

規則 160

分担金委員会は、広く支払い能力に従って、この機構の経費を憲章第 17 条 2 項の規定に基づいて加盟国に割り当てることに関し、総会に助言する。割当額の比率は、一度総会によって決定された場合、相対的支払い能力に相当の変動があったことが明らかでない限り、少なくとも 3 年間は全般的に改められてはならない。分担金委員会は、また、新加盟国に対する分担金の割当、割当の変更に関する加盟国による懇請及び憲章第 19 条の適用に関して執られる措置について総会に助言する。

XVII 総会の補助機関

設置及び手続規則

規則 161

[付属文書VI 11 項及び付属文書VII 7 項を参照。]

総会は、その任務の遂行に必要と認める補助機関を設けることができる [憲章第 22 条の文言通りの条文]。総会の委員会の手続に関する規則並びに規則 45 及び規則 60 は、総会又は補助機関が別段の決定をしない限り、いずれの補助機関の手続にも適用する。

XVIII 解釈及び修正

イタリック体の見出し

規則 162

この規則に対するイタリック対の見出しは単に参照の目的のために挿入されたもので、この規則の解釈には無視されるものとする。

修正の方法

規則 163

[付属文書Ⅱ 1 (c)項を参照。]

この手続規則は、委員会が修正案に関し報告を行った後、出席しかつ投票する加盟国の過半数が行った総会の決定により修正することができる。

(国連広報センターHPより抜粋、一部修正)

V 参考文献リスト

- 安藤仁介「国際連合における中国代表権問題」『国際連合の研究 第三巻』有斐閣、1966年
飯田慎一「安保理改革と一票の重み—憲章19条をめぐる挿話—」東京財団 政策研究・提言
<http://www.tkfd.or.jp/topics/detail.php?id=30> 掲載日 2007年9月5日
- 井上正也「国連中国代表権問題と池田外交」『神戸法学雑誌』第57巻1号、2007年、171-258頁
岡野正敬「2008年の国際司法裁判所の裁判官選挙の結果について」『国際法外交雑誌』第107巻4号、2009年、194-196頁
- 奥脇直也編集代表『国際条約集』有斐閣、2009年
カウフマン、ヨハン、山下邦明訳『国連外交の戦略と戦術』有斐閣、1983年
兼原信克「国際司法裁判所の一九九九年選挙の結果について」『国際法外交雑誌』第99巻1号、2000年、96-98頁
- 苅込照彰「国連安全保障理事会の拒否権—安保理改革問題に関連して」国立国会図書館『ISSUE BRIEF』Number 463 2005年
- 斎木尚子「2002年の国際司法裁判所の裁判官選挙の結果について」『国際法外交雑誌』第101巻3号、2002年4月、212-219頁
- 斎藤鎮男『国際連合論序説（改訂第三版）』新有堂、1979年
田岡良一先生還暦記念論文集編集委員会編『国際連合の研究：田岡良一先生記念論文集第2巻』1963年
田畑茂二郎「中国代表権問題と重要事項方式—国連憲章の解釈をめぐる諸論点」『朝日ジャーナル』第7巻第2号、1965年1月、97-102頁
- ドリフテ、ラインハルト著 吉田康彦訳『国連安保理と日本：常任理事国入り問題の軌跡』岩波書店、2000年
- 中野健司「総会議長—その選出過程と予算・人事」東京財団 政策研究・提言
<http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=195> 更新日 2008年1月23日
——「総会緊急特別会期という制度」東京財団 政策研究・提言
<http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=394> 更新日 2009年1月30日
- プレ、アラン、ジャン=ピエール・コット共編、中原喜一郎、斎藤恵彦監訳『コマンテール国際連合—国際連合憲章逐条解説—上』東京書籍、1993年
- 寺沢一・山本草二編『国際法の基礎』青林書院新社、1979年
- 渡部茂己「国際連合総会の意思決定手続」『世界法年報』第11号、1991年、1-14頁
——「コンセンサス決議の国際法上の意義」『法学紀要』第27巻、1986年、203-239頁
——「国連・日本・東アジア」東アジア研究会編『新しい東アジアが見えてくる』春風社、2001年
外務省『外交青書』
- Bailey, Sydney D., *The General Assembly of the United Nations, A Study of Procedure and Practice*, Wiley Eastern Private Ltd., Publishers (1967)
—— *The General Assembly of the United Nations*, Revised Edition, Greenwood Press Publishers (1978)
- Blum, Yehuda Z., *Eroding the United Nations Charter*, Martinus Nijhoff Publishers (1993)
- Bosch, Miguel Marín, *Votes in the UN General Assembly*, Kluwer Law International (1998)
- Bourantonis, Dimitris, *The History and Politics of UN Security Council Reform*, Routledge (2005)
- Conforti, Benedetto, *The Law and Practice of the United Nations*, 3rd revised edition, Martinus Nijhoff Publishers (2005)
- Foot, Rosemary, *The Practice of Power—U.S. Relations with China since 1949*, Clarendon Press (1995)
- Freisleben, Jonas von, “Security Council Reform”, Center for UN Reform Education, *Managing*

- Change at the United Nations*, <http://www.centerforunreform.org/node/308/print> (2008) pp.1-20.
- Goodrich, Leland M. and Anne P. Simons, *The United Nations and the Maintenance of International Peace and Security*, Brookings Institution (1955)
- Hovey, Allan, Jr., "Voting Procedure in the General Assembly", *International Organization*, Vol.4 (1950) pp.412-427.
- Kaufmann, Johan, *United Nations Decision Making*, Sijthoff and Noordhoff (1980)
- Keith, Kenneth J., "International Court of Justice: Reflections on the Electoral Process", *Chinese Journal of International Law*, Vol.9 (2010) pp.49-80.
- Kelsen, Hans, *The Law of the United Nations: a critical analysis of its fundamental problems*, Stevens and Sons (1950)
- Kerley, Ernest L., "Voting on Important Questions in the United Nations General Assembly", *American Journal of International Law*, Vol.53 (1959) pp.324-340.
- Khan, Muhammad Zafrulla, "The President of the General Assembly of the United Nations", *International Organization*, Vol.18 (1964) pp.231-240.
- Mower, Glenn A., "The Sponsorship of Proposals in the United Nations General Assembly", *The Western Political Quarterly*, Vol.15 (1962) pp.661-666.
- Peterson, M.J., *The UN General Assembly*, Routledge (2005)
- Rosenne, Shabtai, *The Law and Practice of the International Court 1920-1996*, Third edition, Volume I, Martinus Nijhoff Publishers (1997)
- Rudzinski, Alksander W., "Election Procedure in the United Nations", *American Journal of International Law*, Vol.53 (1959) pp.81-111.
- Sabel, Robbie, *Procedure at International Conferences: A study of the rules of procedure at the UN and at inter-governmental conferences*, Second edition, Cambridge University Press (2006)
- Schermers, H.G., *International Institutional Law*, Sijthoff and Noordhoff (1980)
- Simma, Bruno (ed.), *The Charter of the United Nations: A Commentary*, Second Edition, Volume I, Oxford University Press (2002)
- Wolfrum, Rudiger (ed.), *United Nations: Law, Policies and Practice*, Martinus Nijhoff Publishers (1995)
- Zimmerman, Andreas, *et al* (eds.), *The Statute of the International Court of Justice: A Commentary*, Oxford University Press (2006)

ICJ Reports

Repertory of Practice of United Nations Organs

United Nations Juridical Yearbook

平成 22 年度外務省委託調査
国連総会手続規則の事例調査

平成 23 年 3 月
財団法人 平和・安全保障研究所